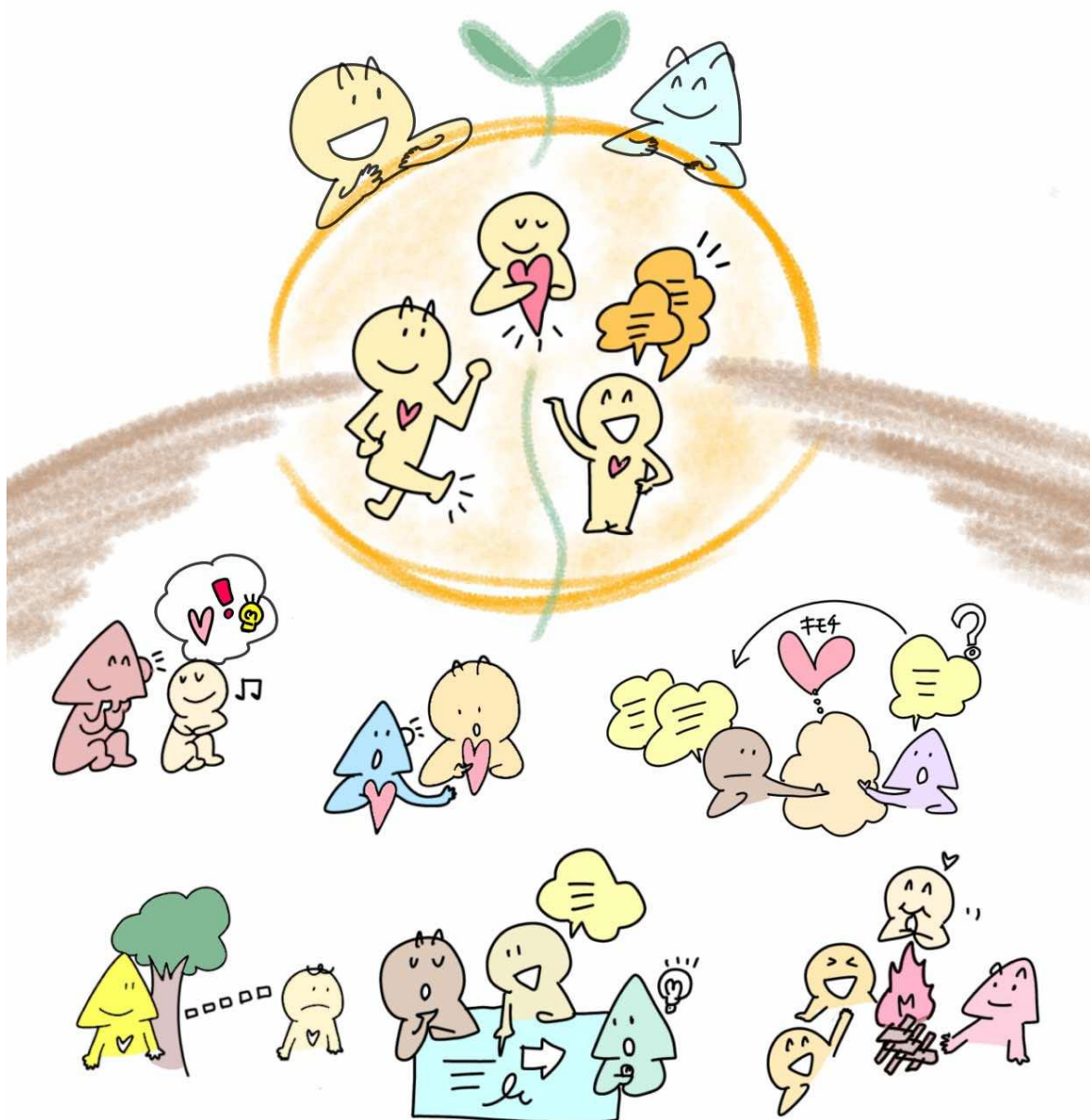


第1期みまた子ども・子育て応援プラン



令和7年3月
宮崎県 三股町

ごあいさつ

平素より町民の皆様には、本町の福祉行政にご理解とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

全国的に、急速な少子化の進行とそれに伴う人口減少、共働き家庭の増加や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などによる子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、いじめや児童虐待、貧困など困難な状況にある子どもや家庭に対し、子どもの孤立感や子育ての不安感を解消し、子どもが健やかに育つ環境を整備することは重要な課題となっています。



国においては、令和5年4月、子どもに関する施策の基盤となる「子ども基本法」が施行され、同年12月には、子ども基本法の理念に基づき幅広い子ども施策を総合的に推進するための基本的な方針を定めた「子ども大綱」が閣議決定されています。

本町においても、子ども大綱が目指す「子どもまんなか社会」の実現に向け、子ども・若者や子育て当事者に寄り添い、ともに進んでいくことで、子どもや若者が夢と希望を持って、健やかに安心して暮らすことのできるまちを目指すため、「第1期みまた子ども・子育て応援プラン」を策定しました。

本計画は、子ども・若者が個人として尊重され、自らの意見や希望に応じてその意欲と能力を発揮し、三股町に愛着を持ち、自分の未来に夢や希望を持って成長できる社会の実現に向け、子ども施策を総合的に推進していくこととしています。本計画を着実に実行することで、「あたたかく活力があふれ、『生きるよろこび』と『子育ての楽しさ』を実感できるまち」の実現に向けて取り組んでまいりますので、町民の皆様方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提案を賜りました三股町子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、各種調査にご協力いただいた町民の皆様、関係機関や団体の皆様に深く感謝し、心から御礼申し上げます。

令和7年3月

三股町長 木佐貫 辰生

～ 目 次 ～

第1章 計画策定の概要	1
1 策定の趣旨.....	1
2 国の動向.....	1
3 計画の位置付け.....	3
4 計画の期間.....	4
5 計画の対象.....	4
6 計画の策定体制と方法.....	4
第2章 こども・若者を取り巻く状況	6
1 統計からみる三股町の現状.....	6
2 アンケート調査からみる三股町の現状.....	14
第3章 第2期計画の実施状況	68
1 見込み及び実績の状況.....	68
2 基本目標ごとの主な事業・取組の実施状況.....	73
3 基本目標ごとの評価指標の達成状況.....	94
4 本町の課題.....	95
第4章 基本理念、基本目標、施策の体系	99
1 基本理念.....	99
2 基本目標.....	100
3 施策の体系.....	101
4 成果指標の設定.....	102
第5章 施策の展開	103
基本目標1 こどもを生き育てることができるまちづくり.....	103
1 親と子の健康づくりに向けた支援.....	103
2 乳幼児期の教育・保育の充実.....	106
3 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実.....	107
基本目標2 こどもが成長できるまちづくり.....	109
1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の推進.....	109
2 居場所づくり.....	111
3 小児医療体制や心身の健康等についての情報提供.....	113
4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育.....	114

基本目標3 若者が自立できるまちづくり.....	116
1 未来へ踏み出す若者応援.....	116
2 若者の社会的参加に向けた支援.....	117
3 出会いや結婚への支援.....	118
基本目標4 全てのこどもが幸せな状態で成長できるまちづくり.....	119
1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援.....	119
2 障がいや発達に不安のあるこどもへの支援.....	121
3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進.....	122
4 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組.....	124
5 こども・若者の権利の尊重.....	126
6 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり.....	127
基本目標5 子育て当事者がこどもに向き合えるまちづくり.....	128
1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減.....	128
2 地域子育て支援.....	129
3 共働き・共育ての推進.....	131
第6章 事業計画	132
1 提供区域.....	132
2 量の見込み及び確保方策の概要.....	132
3 教育・保育事業の量の見込み及び確保方策.....	135
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策.....	138
5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保.....	147
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	147
7 放課後児童対策.....	148
第7章 計画の推進と進行管理	154
1 計画の推進体制.....	154
2 計画の進行管理.....	154
資料編	155
1 用語解説.....	155
2 三股町子ども・子育て会議設置要綱.....	157
3 三股町子ども・子育て会議.....	158

【用語解説について】

この計画書の中で、○○○※となっている部分は155～156頁に用語解説を掲載しています。ご活用ください。

第1章 計画策定の概要

1 策定の趣旨

本町では、令和2年3月に「第2期三股町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援策を推進してきました。

しかしながら、全国的にみると、人口減少、少子高齢化の進行、核家族世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用の増加や女性の就労率の高まりなど、こどもを取り巻く環境が大きく変化する中、こどもが安心して過ごせる居場所づくり、子育ての孤立化、こどもの虐待、こどもの貧困などへの対策など、様々な課題への対応が求められています。

このような中、教育・保育及び地域子育て支援事業を提供する体制の整備や、こども・若者の健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的に「第1期みまた子ども・子育て応援プラン」を策定します。

2 国の動向

(1) これまでのこどもに関する福祉行政の取組

近年の我が国のこども・子育て支援は、「次世代育成支援対策推進法」（平成17年施行）、「子ども・子育て支援法」（平成27年施行）をはじめとした各種法整備に基づき、これまで各施策・制度が進められてきました。

こどもの健やかな成長を支援するこども・子育て支援の取組のみならず、少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困、児童虐待防止対策等こどもを取り巻く多様な環境・課題、社会の変化に合わせ、それぞれ個別の法整備が行われ各種計画の策定や取組が進められています。

【こども支援を取り巻く主な法令等】

☆ 少子化社会対策基本法（平成15年9月1日施行）

→同法に基づき「少子化社会対策大綱」策定

☆ 次世代育成支援対策推進法（平成17年4月1日施行）

※当初10年間の時限法として成立したが、令和6年度まで有効期限が延長（現在は計画策定は任意化）

☆ 子ども・若者育成支援推進法（平成22年4月1日施行）

→同法に基づき子供・若者育成支援推進大綱「子ども・若者ビジョン」（平成22年10月）策定

☆ 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成26年1月17日施行）

→同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月）策定

☆ 子ども・子育て支援法（平成27年4月1日施行）

(2) こどもを取り巻く環境の現状

我が国ではこどもに関する各般の施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少には歯止めがかかっていないのが現状です。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入の減少が与える貧困世帯での学習環境の悪化、こどもへの虐待件数の増加、ヤングケアラー※への対応、こどもの孤立等の問題に加え、子育て家庭の孤立、女性のL字カーブ※問題等のこどもを取り巻く環境は深刻化・多様化しています。

(3) こども支援の新たな枠組みのスタートと近年の動向

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、こどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

同じく令和5年4月から、こどもを権利の主体として位置付け、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行となりました。こども基本法では、以下のような内容が定められています。

こども施策に関する大綱（こども大綱）【こども基本法第9条に規定】

- ・こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの
- ・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化

こども計画の策定【こども基本法第10条に規定】

- ・国の大綱を勘案した都道府県こども計画・市町村こども計画の作成が努力義務化
- ・こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができる

子ども・若者計画

子どもの貧困対策計画

子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援行動計画

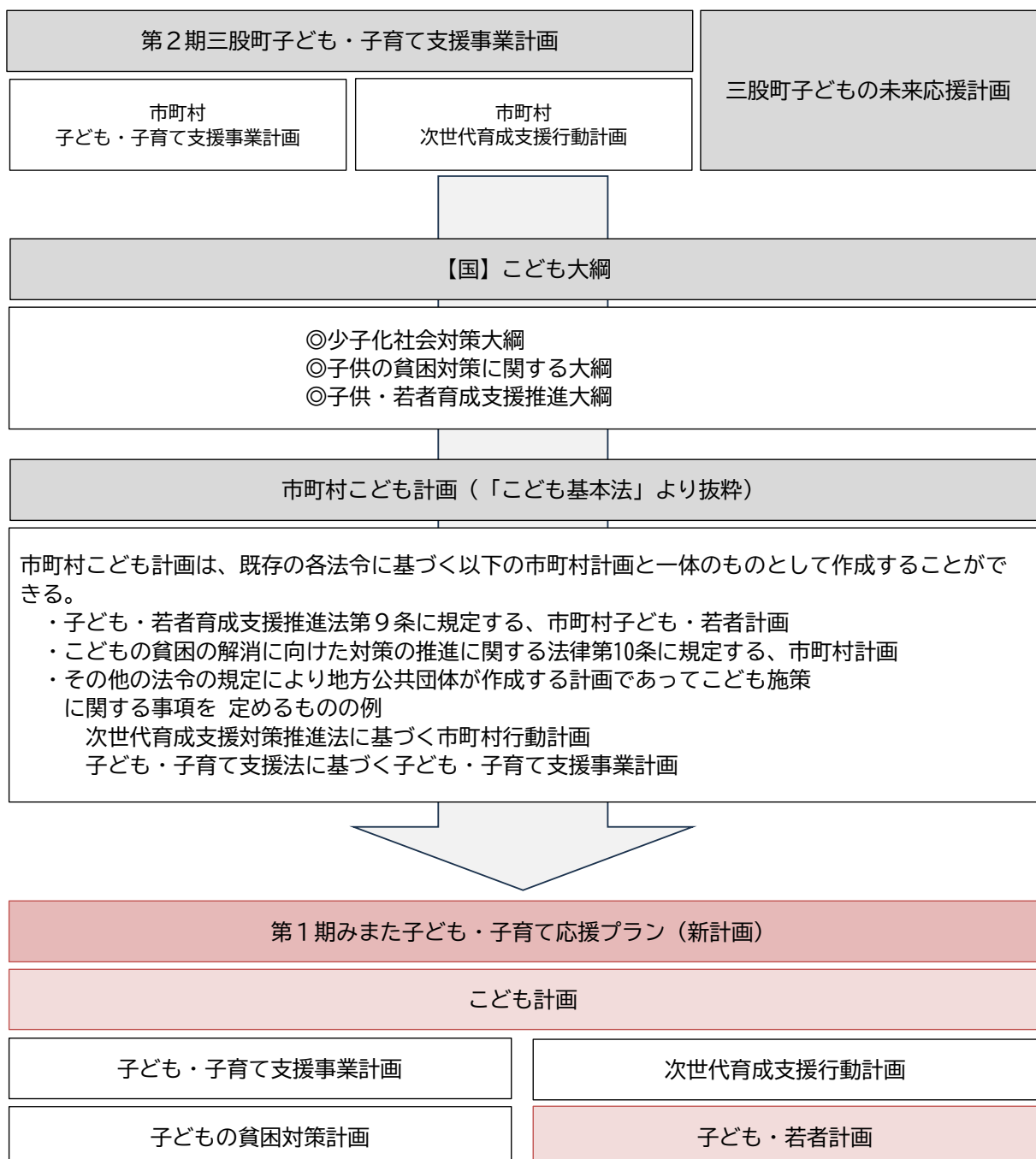
こども等の意見の反映【こども基本法第11条に規定】

- ・こどもや子育て当事者等の意見を反映すること、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについてフィードバックすること等が求められている

3 計画の位置付け

令和6年度で終期を迎える「第2期三股町子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村次世代育成支援行動計画として策定していました。

新たな計画となる「第1期みまた子ども・子育て応援プラン」では、国のこども大綱やこども基本法を勘案し、新たにこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する市町村計画や子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する市町村子ども・若者計画を包含し、こども施策を総合的に推進するものです。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、計画期間中であっても、社会情勢や町の状況の変化、こども・子育て・若者のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の対象

国の「こども基本法」では、「こども」の定義を「心と身体の発達の過程にある人」としており、「こども施策」を「こどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策」としています。これは一定の年齢による上限を設けず、こどもの成長や子育て支援、教育や雇用、結婚など若者に関する取組を示したものであることから、本計画においても一定の年齢上限は定めません。

6 計画の策定体制と方法

(1) 三股町子ども・子育て会議

本計画に子育て当事者等の意見を反映し、本町におけるこども・子育て・若者支援施策をこどもと子育て家庭及び若者の実情や意見等を踏まえて実施するため、「三股町子ども・子育て会議」において審議を行いました。

期 日	主な内容
令和6年10月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・三股町子ども・子育て会議のこれまでの経緯について ・第1期みまた子ども・子育て応援プランについて
令和6年12月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期みまた子ども・子育て応援プランについて ・こどもの意見聴取について
令和7年2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果等について ・第1期みまた子ども・子育て応援プラン最終案について

(2) アンケート調査

計画策定の基礎資料とするため以下のアンケート調査を実施しました。

調査種類	対象者	調査実施時期
子ども・子育て支援に関する調査 小学校入学前児童保護者用	0歳から5歳までの子を持つ保護者	令和6年1～2月
子ども・子育て支援に関する調査 小学生保護者用	小学1年生から3年生までの子を持つ保護者	令和6年1～2月
こども・若者の意識と生活に関する調査	16歳から39歳までの町民	令和6年1～2月
子どもの生活状況調査（小学生票）	小学5年生の児童	令和6年1～2月
子どもの生活状況調査（中学生票）	中学2年生の生徒	令和6年1～2月
子どもの生活状況調査（保護者票）	小学5年生、中学2年生の保護者	令和6年1～2月
幼児教育・保育についての調査	町内の保育園、幼稚園、認定こども園	令和6年8月
放課後児童クラブ・放課後子ども教室 実施事業者への調査	町内の放課後児童クラブ、放課後子ども教室	令和6年8月
子育て支援センター利用者調査	子育て支援センター利用者	令和6年8月

(3) パブリックコメントの実施

本計画案に対し、広く町民の意見を聴取するため、令和7年1月6日から1月27日までパブリックコメント（意見等の募集）を実施しました。

(4) 小学生、中学生、子ども・若者に関わる現場担当者への意見聴取

本町のこどもの現状把握及び今後の施策推進のための基礎資料とするため、令和6年11月から令和7年2月まで、小学生25人、中学生14人、子ども・若者に関わる現場担当者20人を対象に聞き取り調査を行いました。

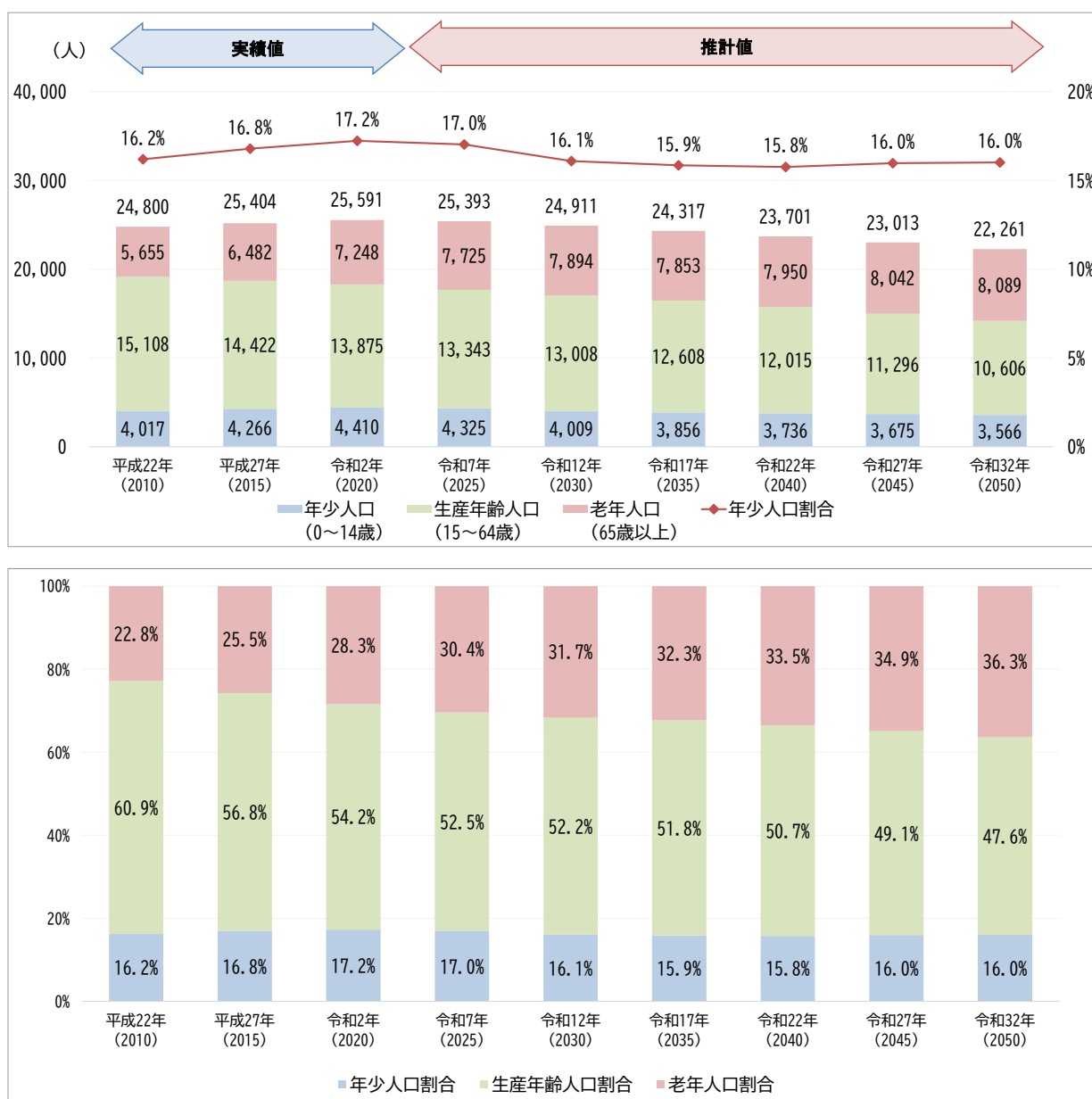
第2章 こども・若者を取り巻く状況

1 統計からみる三股町の現状

(1) 人口の推移及び推計

総人口は、平成22年の24,800人が令和2年には25,591人となり、791人の増加となっています。

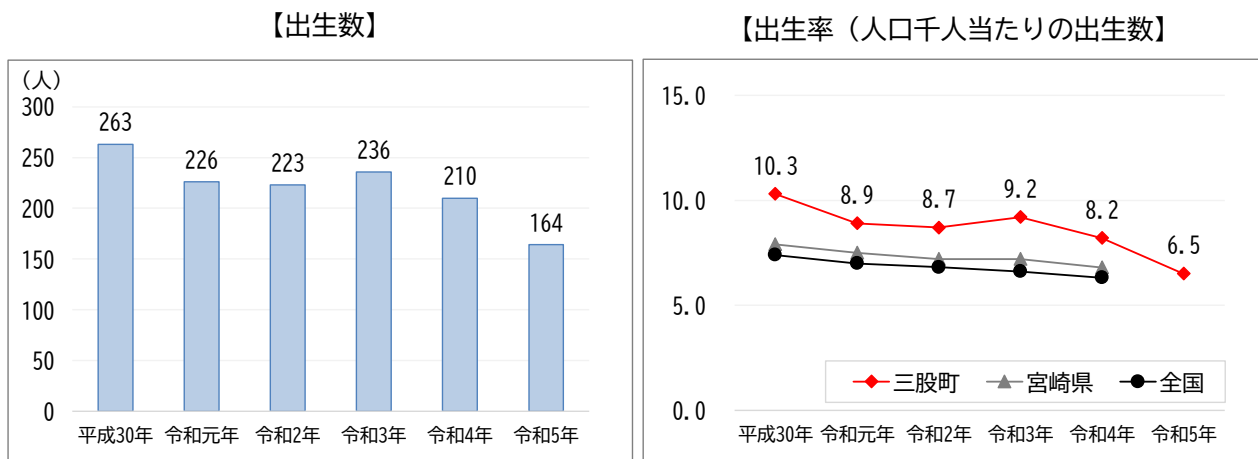
国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後総人口は減少する予測となっており、令和32年の総人口は22,261人、年少人口（0～14歳）は3,566人、総人口に占める年少人口割合は16.0%となる見込みとなっています。



出典：国勢調査（平成22年～令和2年）、国立社会保障・人口問題研究所推計値（令和7年～令和32年）

(2) 出生数、出生率の推移

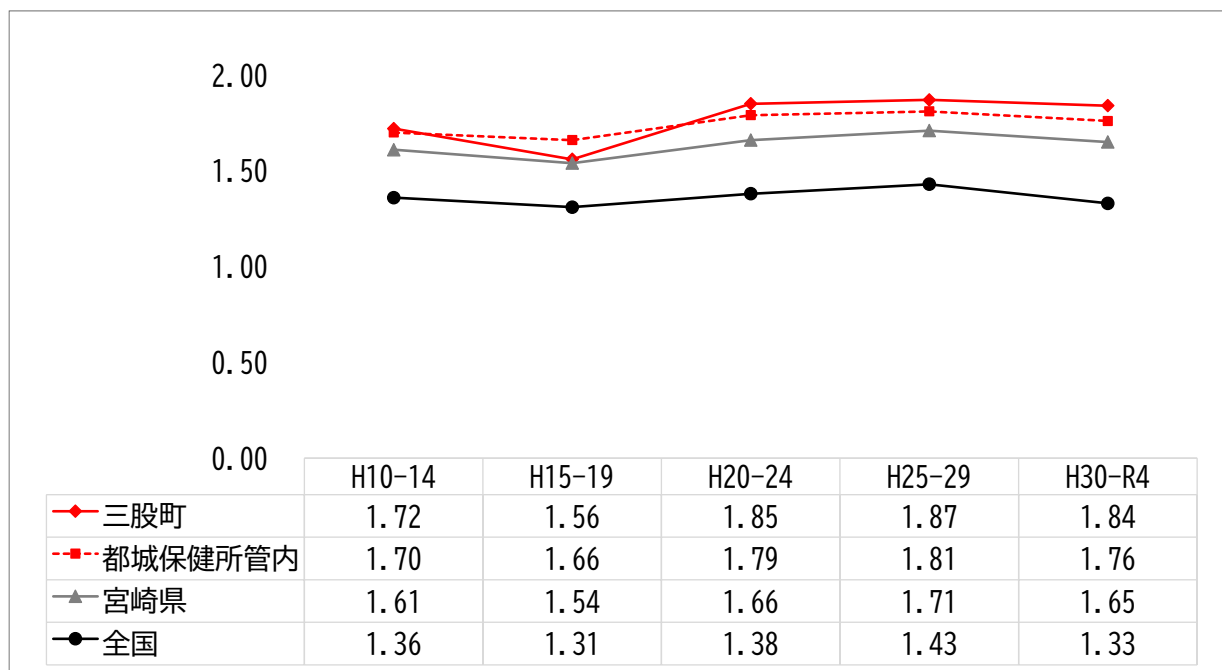
出生数は令和3年以降減少傾向となっており、令和5年は164人となっています。出生率（人口千人当たり出生数）は、令和4年まで全国、宮崎県より高い水準で推移していましたが、令和5年は減少し、6.5となっています。



出典：衛生統計年報、令和5年三股町の出生数、出生率は福祉課資料

(3) 合計特殊出生率※の推移

平成30年～令和4年の合計特殊出生率は1.84で、全国、宮崎県より高い水準で推移しています。

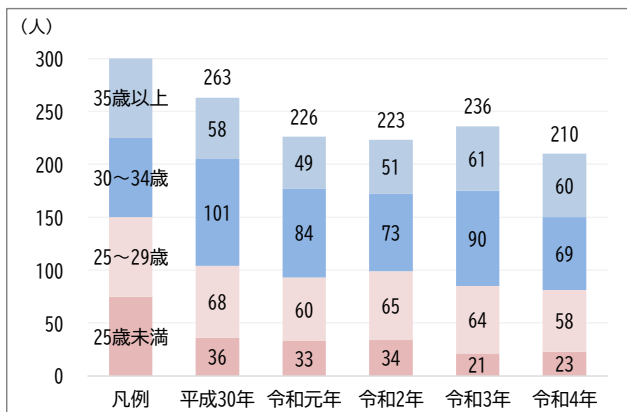


出典：人口動態保健所・市区町村別統計

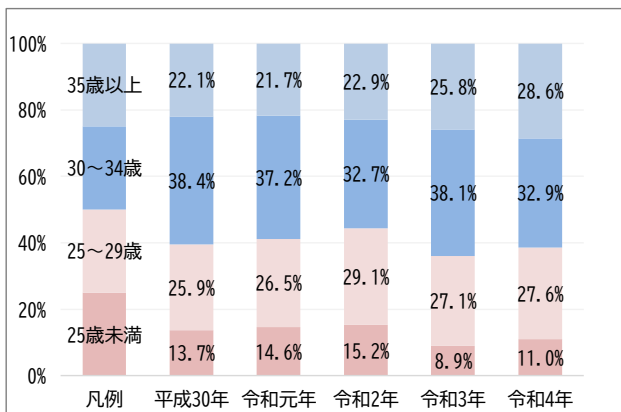
(4) 出生数と母親年齢の状況

令和4年に出産した母親の年齢の構成割合は、30歳以上が61.5%となっています。平成30年以降の状況をみても、30歳以上の構成割合が高くなっています。

【出生数と母親年齢】



【出生数と母親年齢（構成割合）】

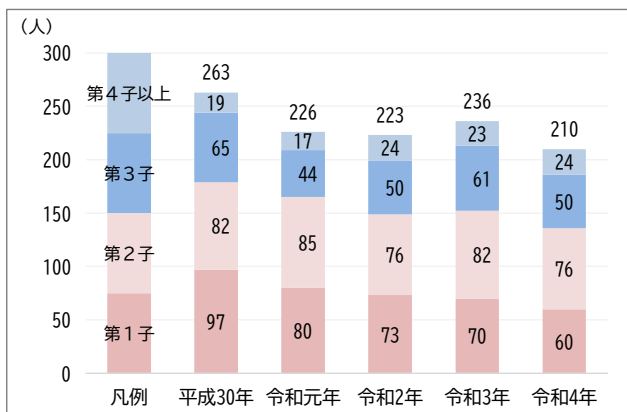


出典：衛生統計年報

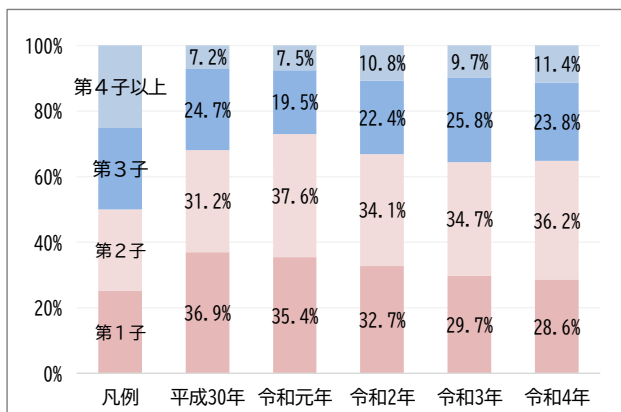
(5) 出生数と出生順位の状況

令和4年の出生順位の構成割合をみると、第2子以下が64.8%、第3子以上が35.2%となっています。平成30年以降の状況をみても、第2子以下の構成割合が高くなっています。

【出生数と出生順位】



【出生数と出生順位（構成割合）】



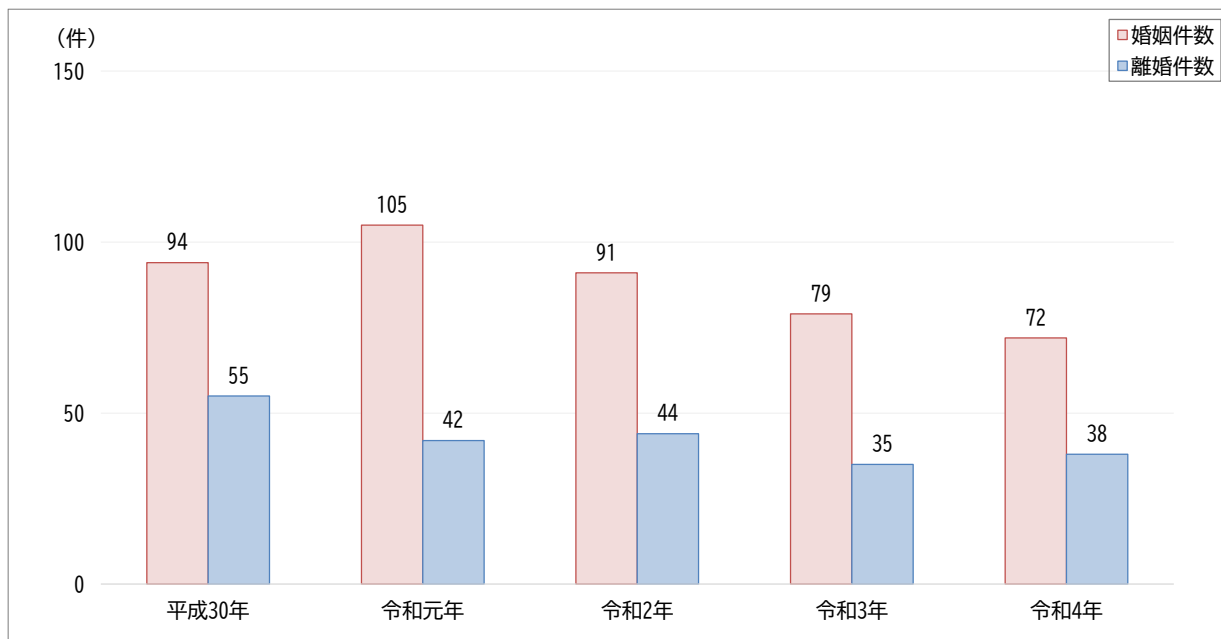
出典：衛生統計年報

(6) 婚姻等に関する状況

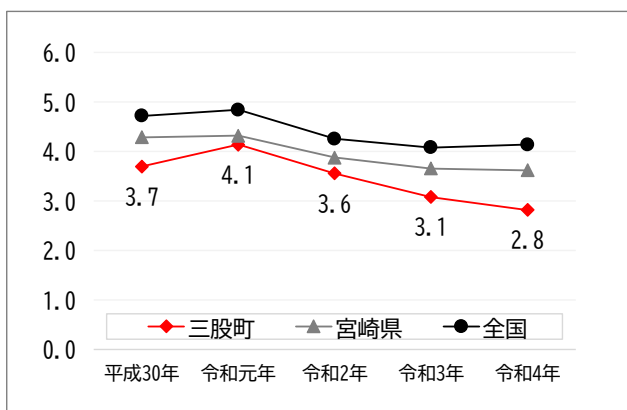
① 婚姻・離婚件数、婚姻率、離婚率の推移

令和4年の婚姻件数は72件、離婚件数は38件となっています。

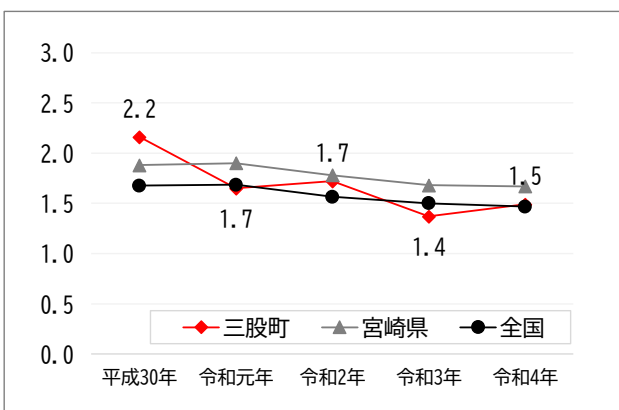
令和4年の婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）は全国、宮崎県を下回っています。離婚率（人口千人当たりの離婚件数）は全国、宮崎県とほぼ同水準となっています。



【婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）】



【離婚率（人口千人当たりの離婚件数）】



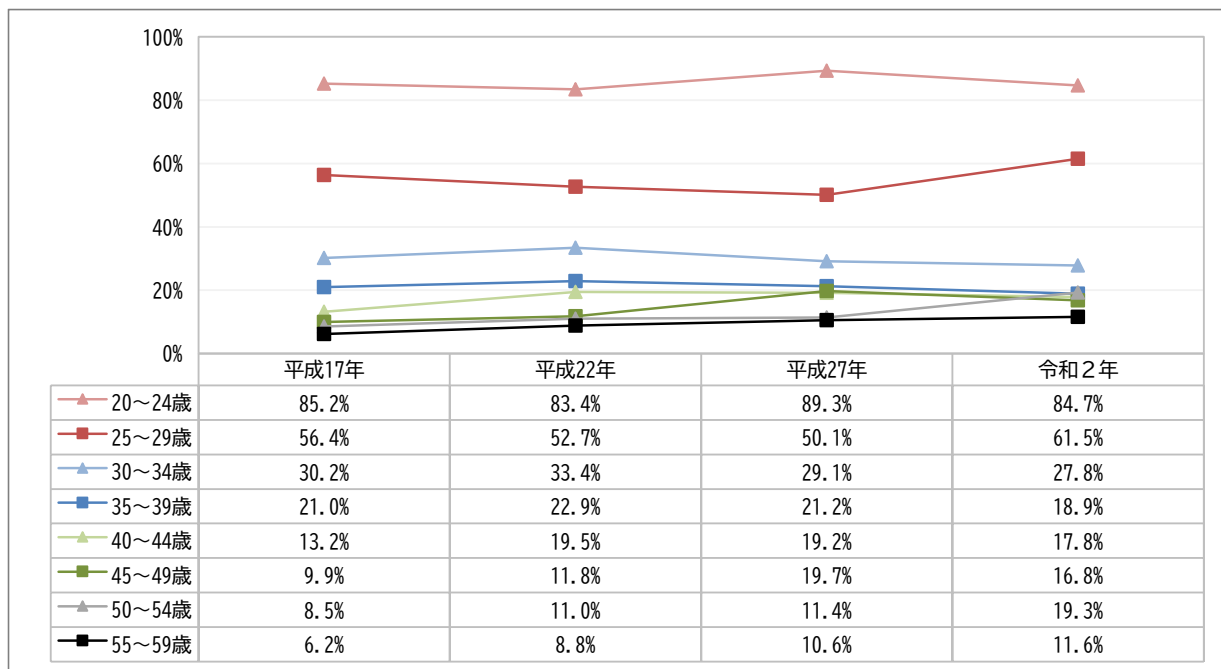
出典：衛生統計年報

② 未婚率の推移

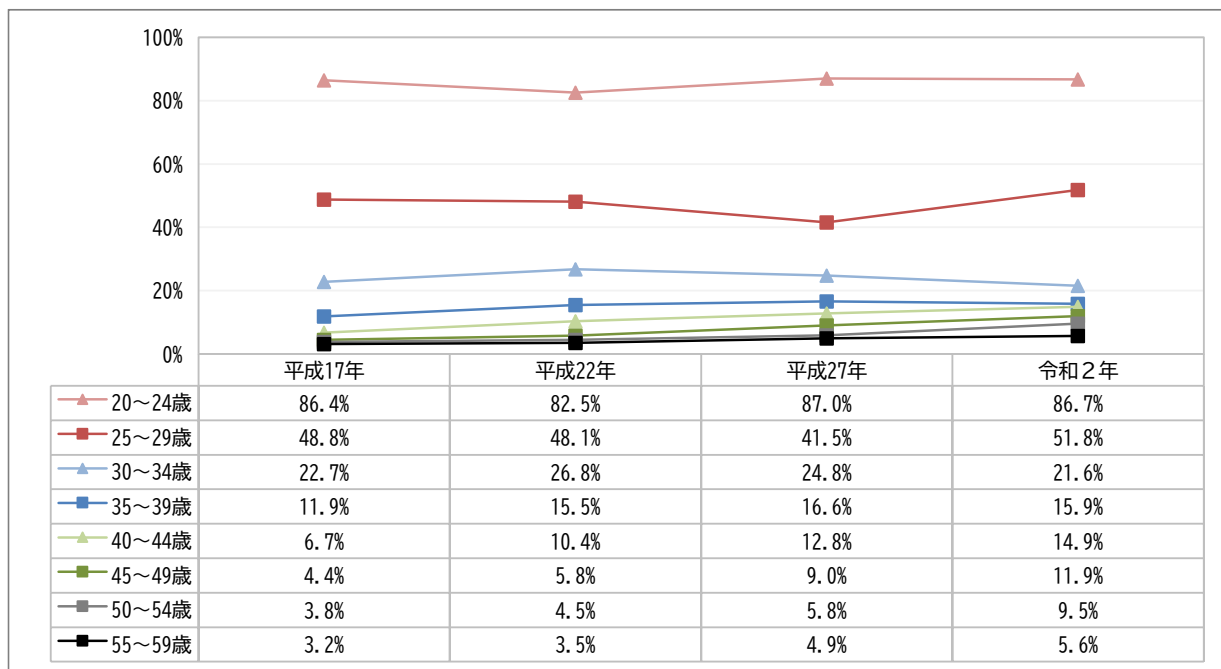
男性の未婚率を令和2年と平成27年で比較すると、25～29歳、50～54歳、55～59歳を除き減少しています。

女性の未婚率を令和2年と平成27年で比較すると、20～24歳、30～34歳、35～39歳を除き増加しています。

【年代別未婚率の推移（男性）】



【年代別未婚率の推移（女性）】

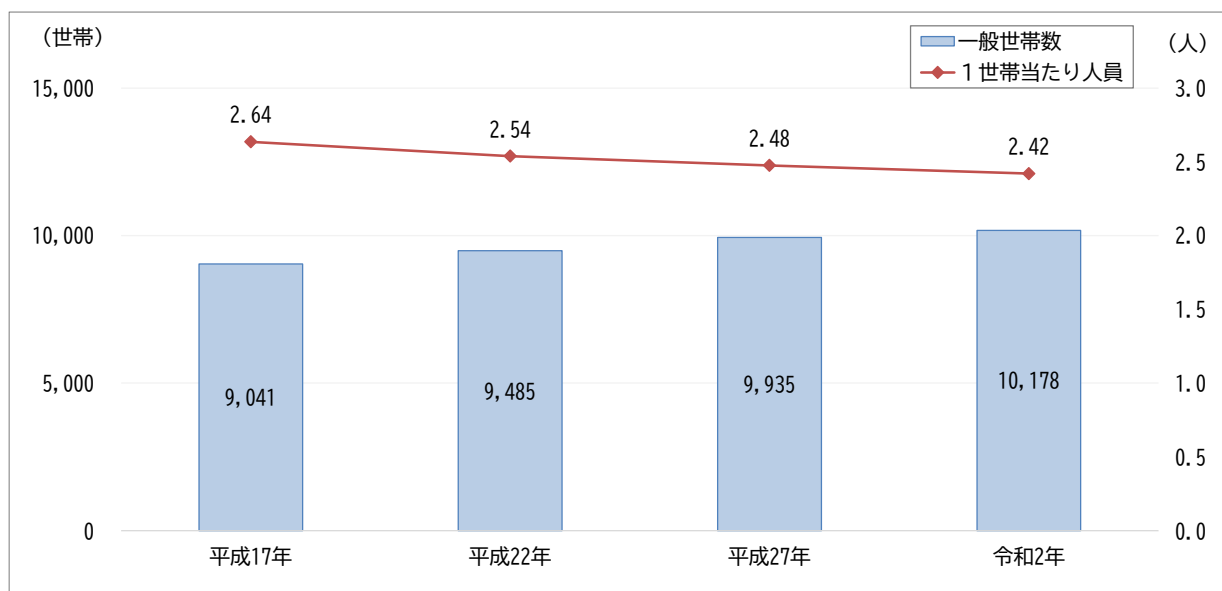


出典：国勢調査

(7) 世帯の状況

① 一般世帯数、1世帯当たり人員数の推移

一般世帯数と一世帯当たり人員数をみると、一般世帯数は増加傾向にある一方、1世帯当たりの人員数は減少傾向にあります。近年の核家族化の進行が要因の一つと考えられます。

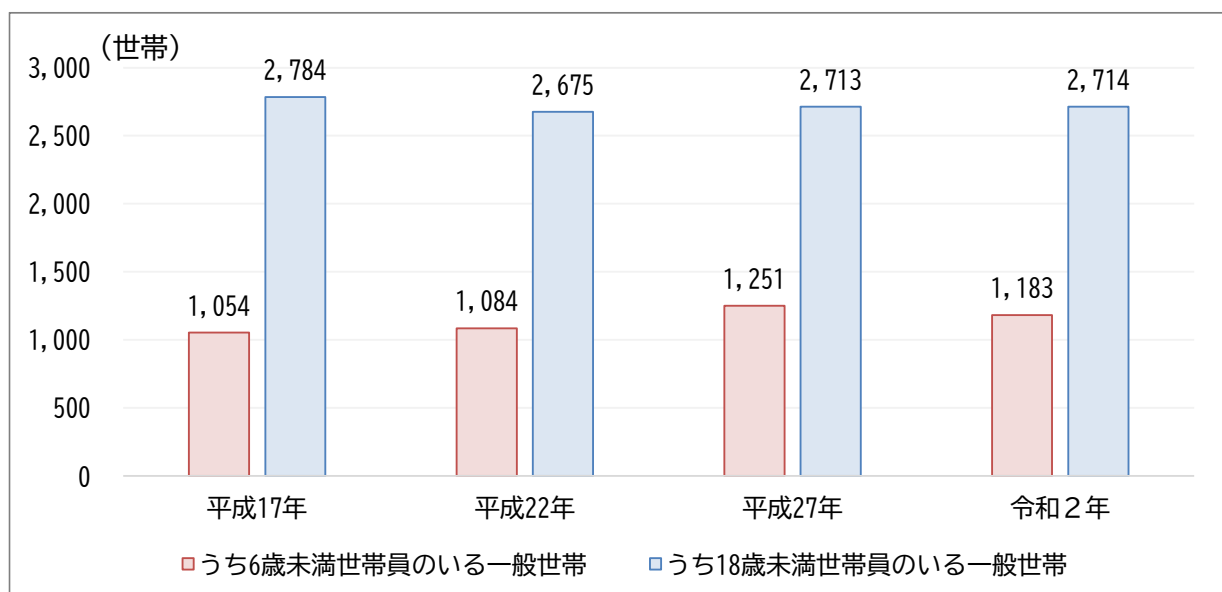


出典：国勢調査

(8) 6歳未満、18歳未満のこどものいる一般世帯数

① 6歳未満、18歳未満のこどものいる一般世帯数の推移

令和2年の6歳未満のこどものいる世帯数は1,183世帯、18歳未満のこどものいる世帯数は2,714世帯となっています。

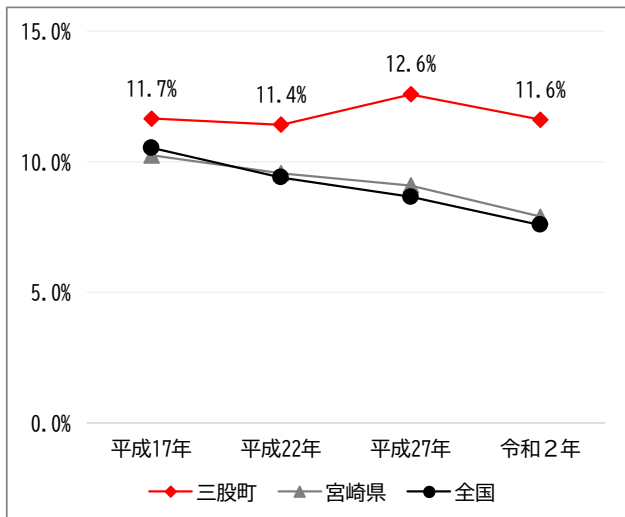


出典：国勢調査

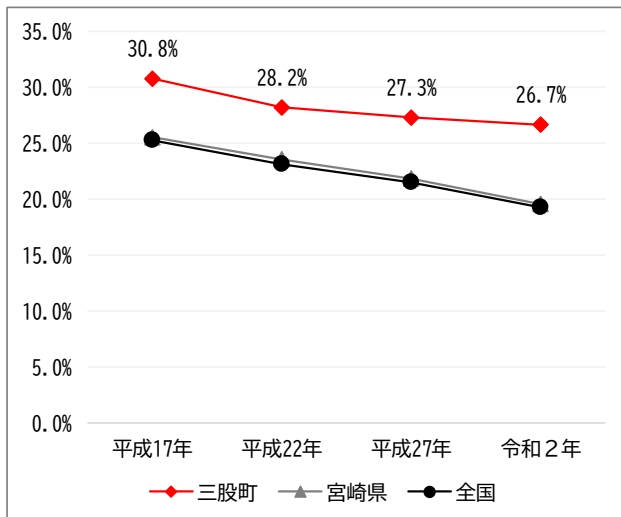
② 6歳未満、18歳未満のこどものいる一般世帯数の構成割合

令和2年の6歳未満のこどものいる世帯数の構成割合は11.6%、18歳未満のこどものいる世帯数の構成割合は26.7%で、いずれも全国、宮崎県を上回っています。

【6歳未満のこどものいる世帯数の構成割合】



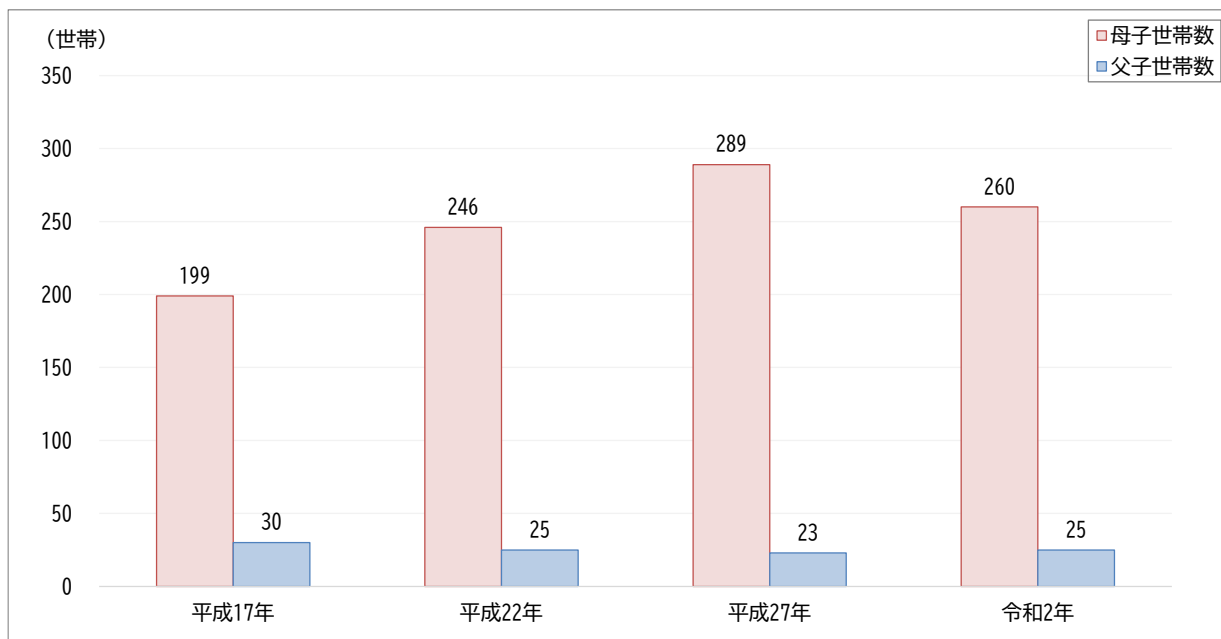
【18歳未満のこどものいる世帯数の構成割合】



出典：国勢調査

(9) ひとり親家庭の状況

令和2年の母子世帯数は260世帯、父子世帯数は25世帯となっています。



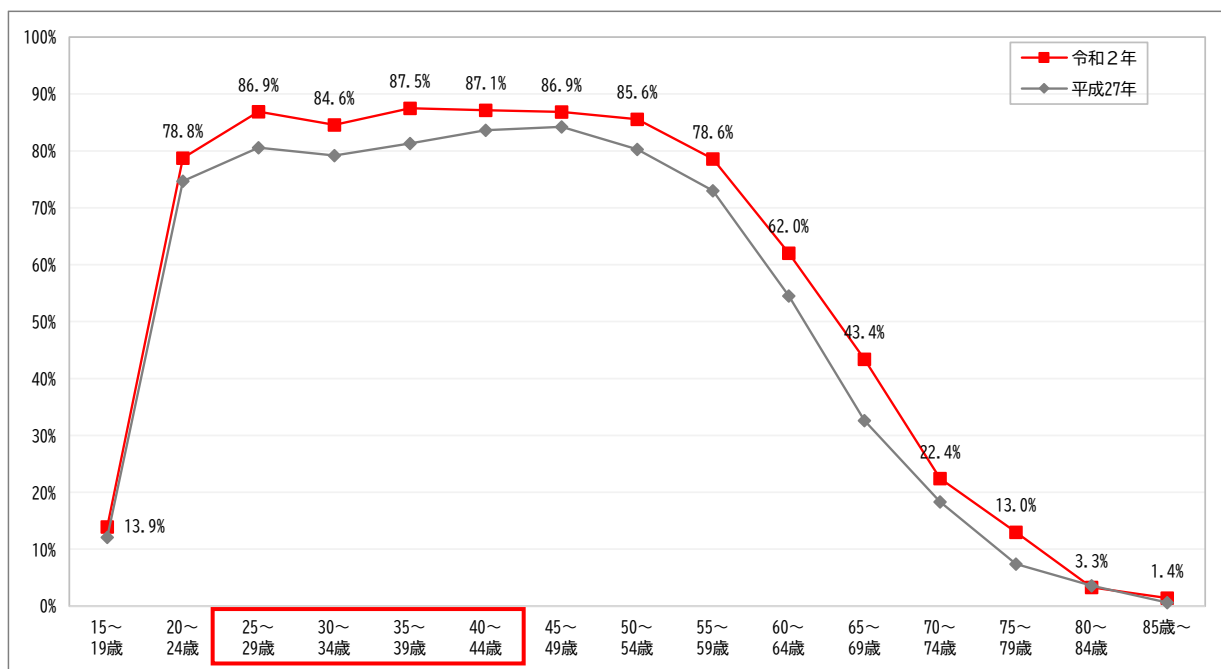
出典：国勢調査

(10) 女性の労働力率

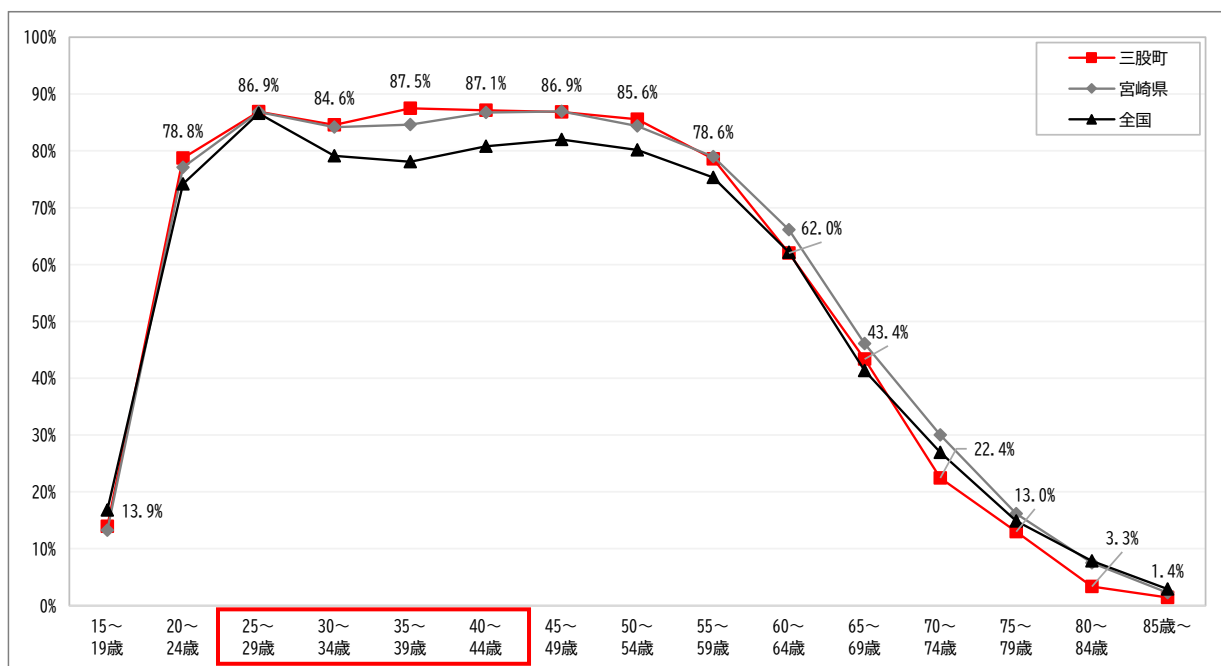
令和2年の本町の子育て世代の女性（25～44歳）の労働力率は、平成27年と比較すると全ての年代で上回っています。

令和2年の本町の子育て世代の女性の労働力率を全国及び宮崎県と比較すると、ほぼ同水準となっています。

【女性の労働力率（本町の令和2年と平成27年の比較）】



【女性の労働力率（令和2年の全国及び宮崎県との比較）】



出典：国勢調査

2 アンケート調査からみる三股町の現状

(1) 調査の概要

① 調査実施方法

調査目的	調査種別	調査方法
I 主に子ども・子育て支援事業計画の基礎資料とするため	小学校入学前児童保護者調査	直接配布、郵送及びWEBでの回収
	小学生保護者調査	
	保育施設等調査	直接及びメールでの配布、直接及びメールでの回収
	放課後児童クラブ等調査	
	子育て支援センター利用者調査	直接配布、直接回収
II 主に子どもの貧困対策計画の基礎資料とするため	生活状況調査（小5児童）	直接配布、郵送及びWEBでの回収
	生活状況調査（中2生徒）	
	生活状況調査（小5、中2保護者）	
III 主に子ども・若者計画の基礎資料とするため	こども・若者調査（16～39歳の町民）	郵送での配布、郵送及びWEBでの回収

② 配布回収の状況

調査種別	配布数	回収数	回収率
小学校入学前児童保護者調査	1,692件	714件	42.2%
小学生保護者	931件	553件	59.4%
保育施設等調査	15件	15件	100.0%
放課後児童クラブ等調査	17件	17件	100.0%
子育て支援センター利用者調査	39件	39件	100.0%
生活状況調査（小5児童）	328件	272件	83.0%
生活状況調査（中2生徒）	316件	286件	90.5%
生活状況調査（小5、中2保護者）	644件	350件	54.3%
こども・若者調査（16～39歳の町民）	700件	197件	28.1%

【注】

- ・ 回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・ 2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。
- ・ 集計表の比率については小数点第2位で四捨五入して表示しているため、択一回答における表中の比率の内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。

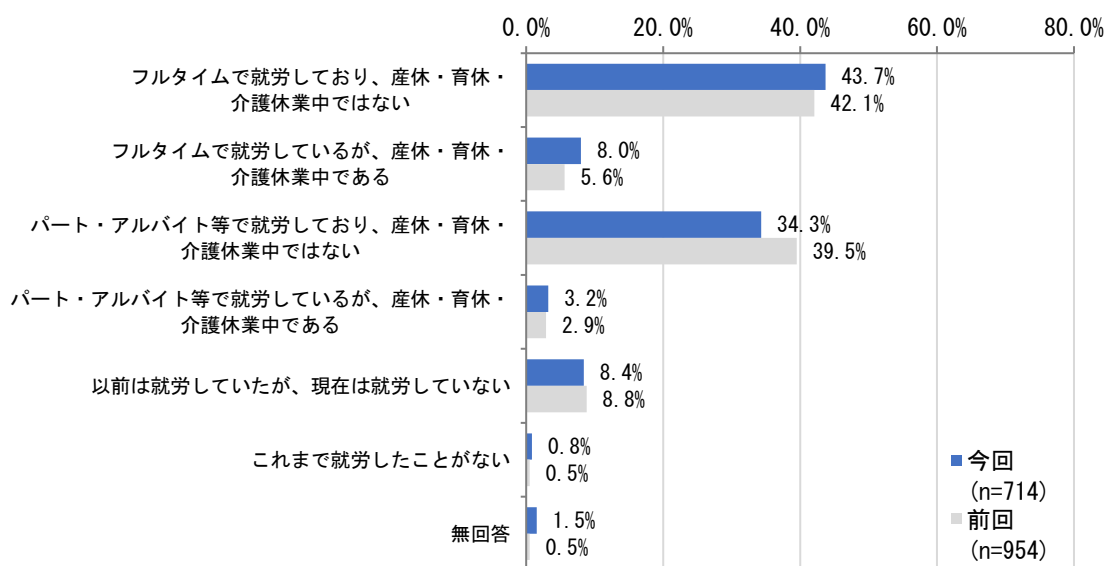
(2) 子ども・子育て支援事業計画に係る調査結果

① 小学校入学前児童保護者、小学生保護者調査結果

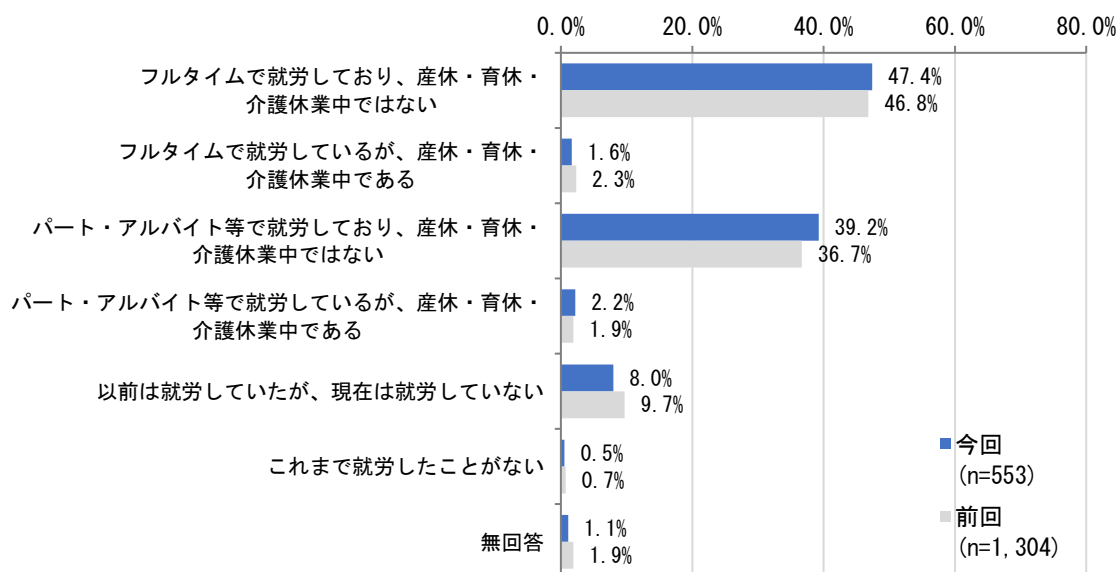
ア) 母親の就労状況

母親の就労状況については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が小学校入学前児童保護者 43.7%、小学生保護者 47.4%で、いずれも最も高くなっています。

【小学校入学前児童保護者】



【小学生保護者】

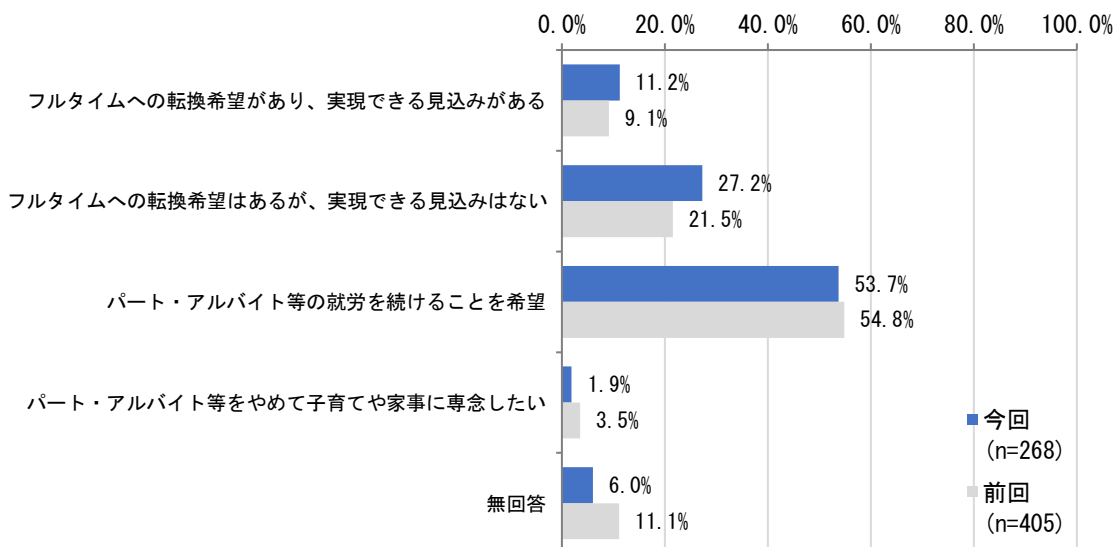


イ) 母親の就労意向

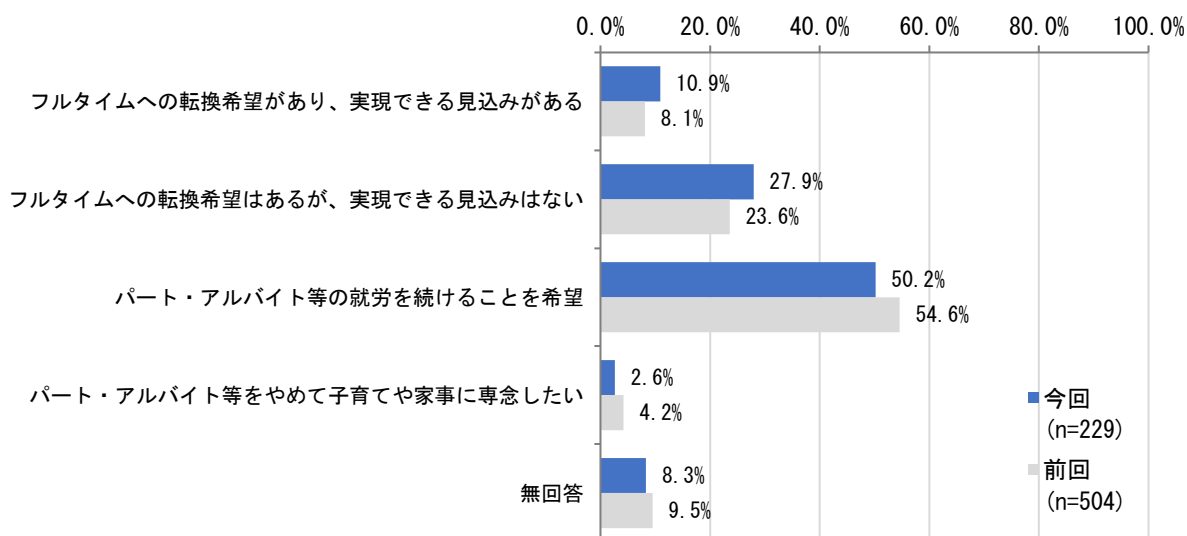
パート・アルバイト等で就労している方のフルタイムへの就労意向については、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が小学校入学前児童保護者 11.2%、小学生保護者 10.9%となっています。

一方、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」は小学校入学前児童保護者 53.7%、小学生保護者 50.2%と、多くの方が現在の就労形態での就労を希望していることがわかります。

【小学校入学前児童保護者】



【小学生保護者】

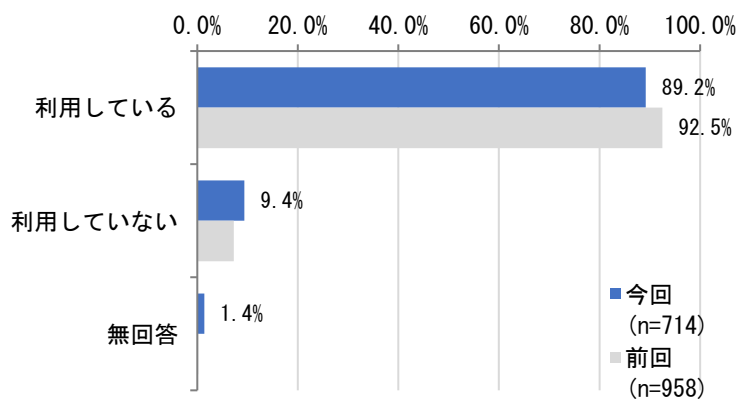


ウ) 定期的な教育・保育の利用について（小学校入学前児童保護者）

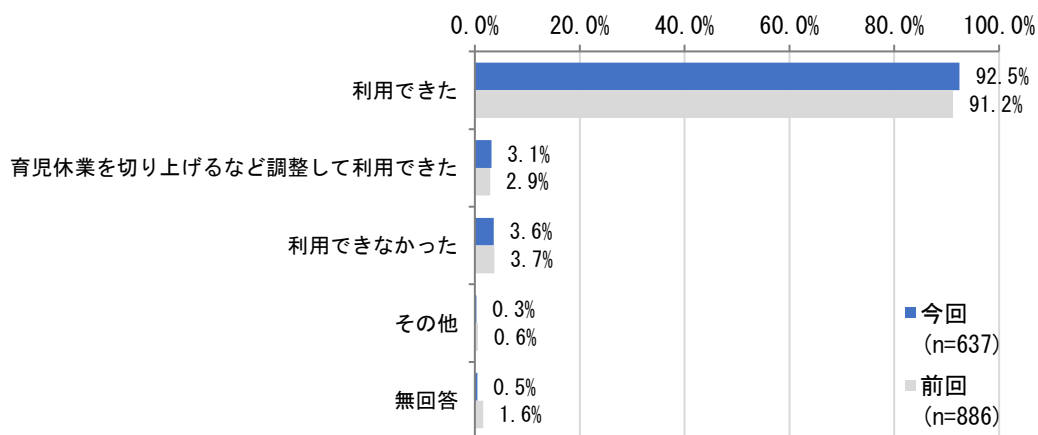
定期的な教育・保育の利用状況については、「利用している」が89.2%となっています。

希望した時期に保育サービス等を利用できたかについては、「利用できた」が92.5%となっています。

【定期的な教育・保育の利用状況】



【希望した時期に保育サービス等を利用できたか】



エ) 子育て支援事業の認知度、利用経験、利用意向（小学校入学前児童保護者）

認知度については、「児童館」が82.5%で最も高くなっています。

利用経験については、「すくすく教室、もぐもぐ教室」が48.9%で最も高くなっています。

利用意向については、「児童館」が63.0%で最も高くなっています。

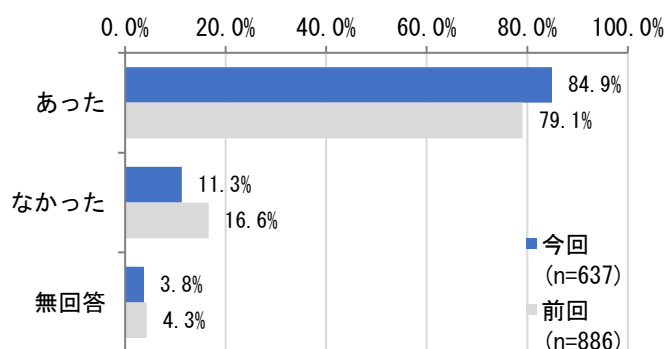
		知っている	利用したことがある	今後利用したい
パパママ教室、マザークラス	今回	59.2%	28.0%	23.7%
	前回	60.4%	25.7%	24.3%
すくすく教室、もぐもぐ教室	今回	70.6%	48.9%	30.4%
	前回	72.3%	49.9%	31.7%
三股町健康管理センターでの相談	今回	74.1%	29.8%	38.0%
	前回	71.5%	33.7%	41.2%
保育所や幼稚園の園庭等の開放	今回	48.0%	15.3%	36.1%
	前回	54.3%	21.7%	36.2%
児童館	今回	82.5%	26.9%	63.0%
	前回	82.6%	26.6%	65.0%
子育て支援センターでの相談	今回	73.9%	19.2%	35.4%
	前回	69.3%	17.8%	35.5%
子育て支援マップ	今回	38.8%	7.1%	37.4%
	前回	43.7%	10.5%	37.0%

オ) こどもが病気やケガの時の対応（小学校入学前児童保護者）

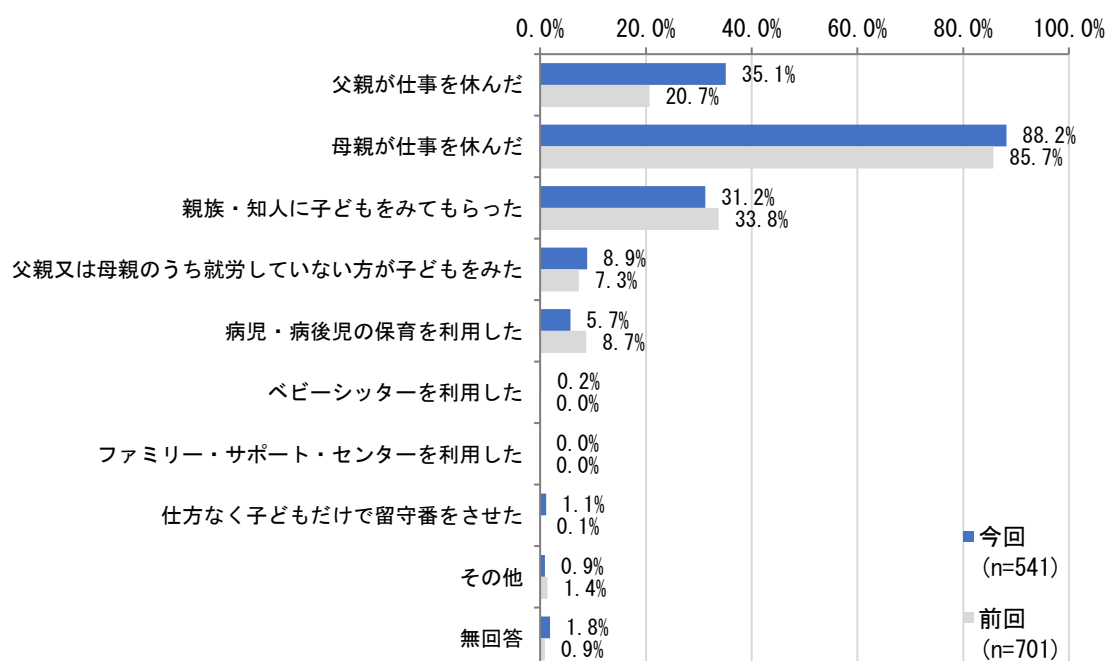
こどもが病気やケガで保育所等が利用できなかった経験については、「あった」が84.9%となっています。

こどもが病気やケガで保育所等が利用できなかった場合の対処方法については、「母親が仕事を休んだ」が88.2%で最も高く、次いで、「父親が仕事を休んだ」35.1%、「親族・知人に子どもをみてもらった」31.2%となっています。また、「病児・病後児の保育を利用した」は5.7%となっています。

【こどもが病気やケガで保育所等が利用できなかった経験】



【こどもが病気やケガで保育所等が利用できなかった場合の対処方法】

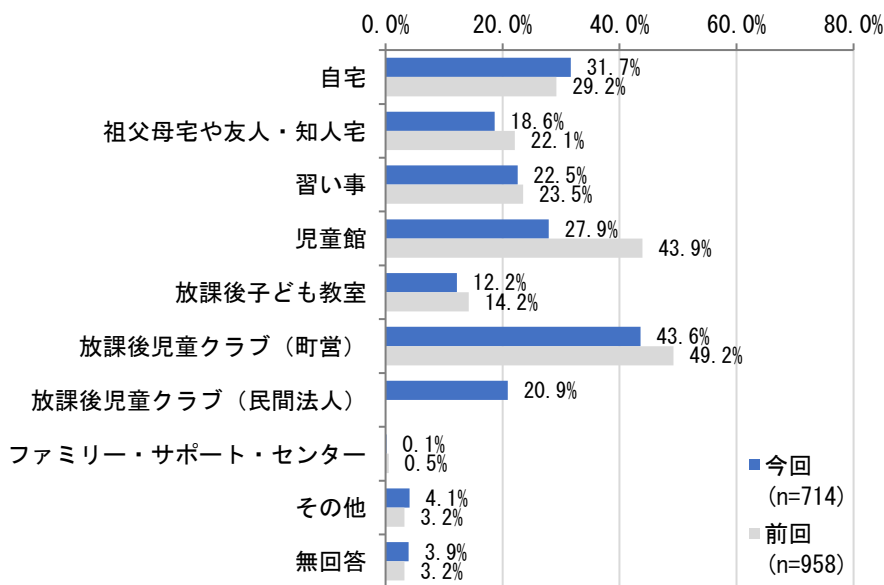


カ) 小学校就学後に希望する放課後の過ごし方（小学校入学前児童保護者）

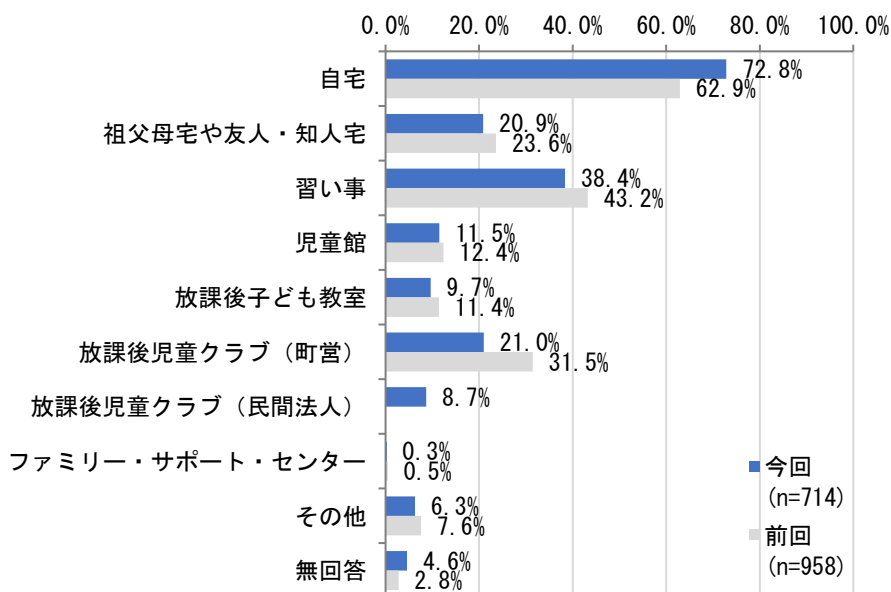
低学年では、放課後児童クラブは町営、民間法人の合計で 64.5%となっています。

高学年では、放課後児童クラブは町営、民間法人の合計で 29.7%となっています。

【小学校就学後の放課後の過ごし方（低学年）】



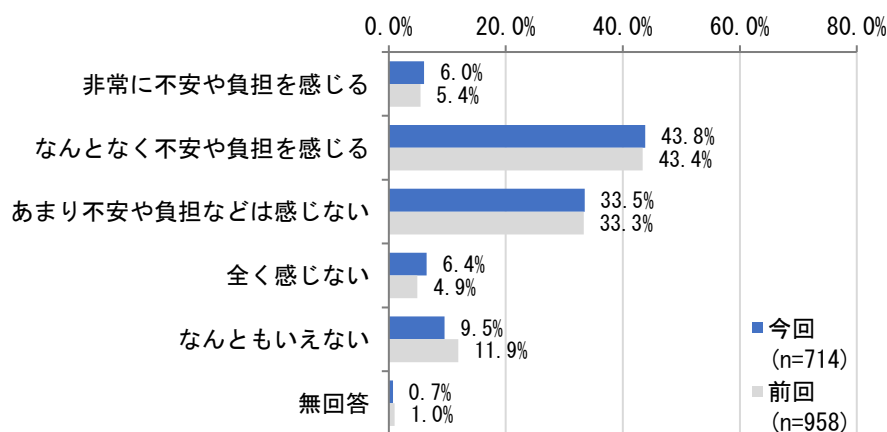
【小学校就学後の放課後の過ごし方（高学年）】



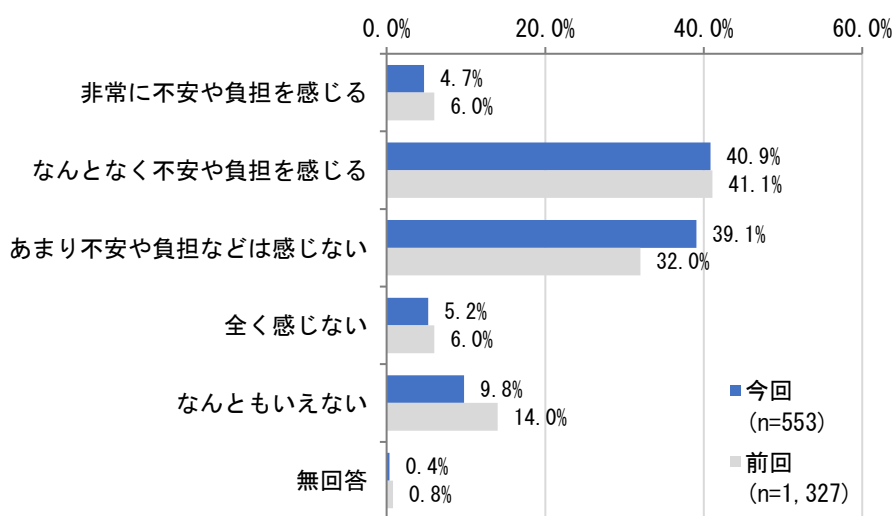
キ) 子育てに関する不安感や負担感の有無

「なんとなく不安や負担を感じる」と「非常に不安や負担を感じる」の割合の合計は、小学校入学前児童保護者 49.8%、小学生保護者 45.6%となっています。

【小学校入学前児童保護者】



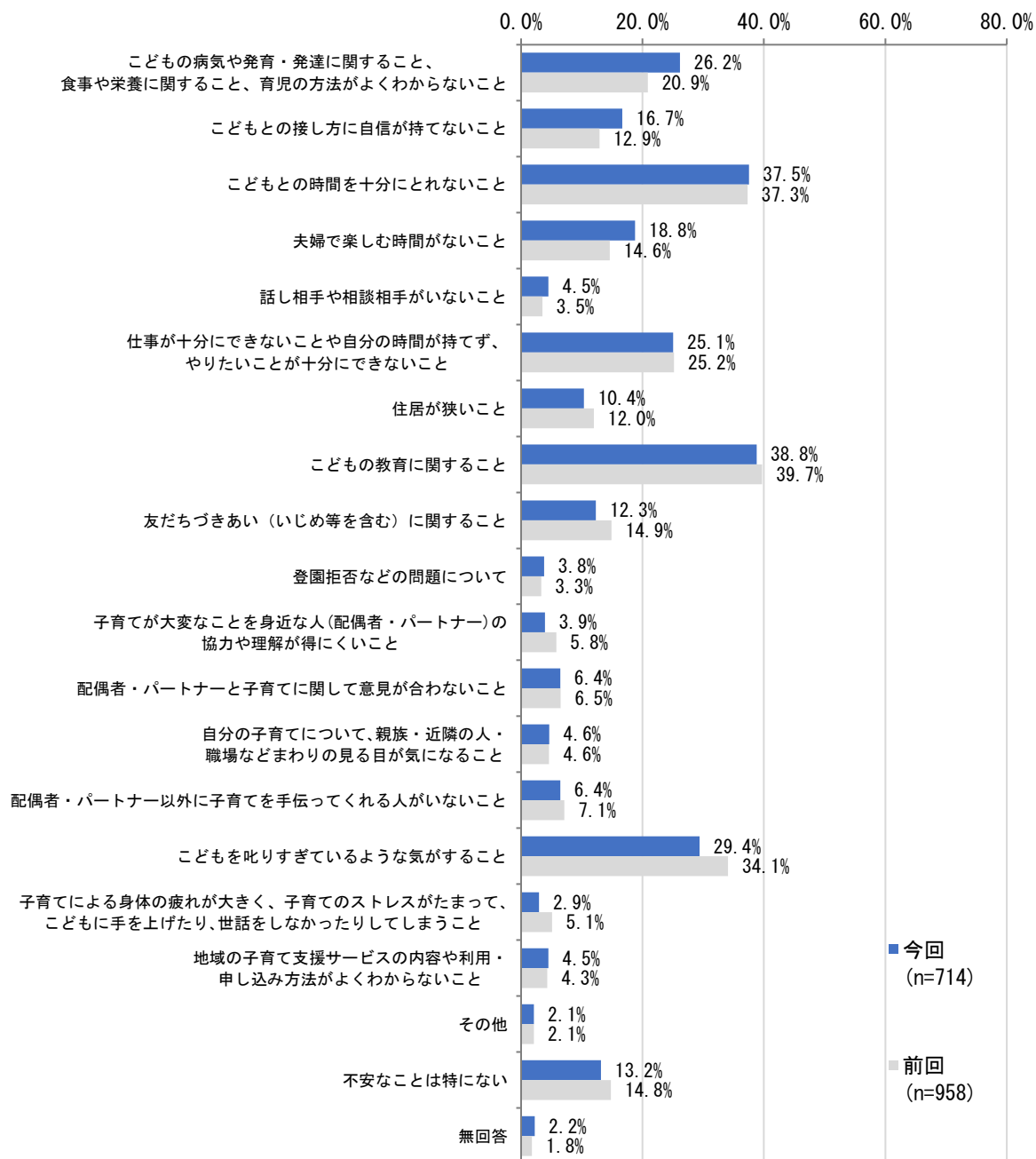
【小学生保護者】



ク) 子育てに関して日常悩んでいること（複数回答）

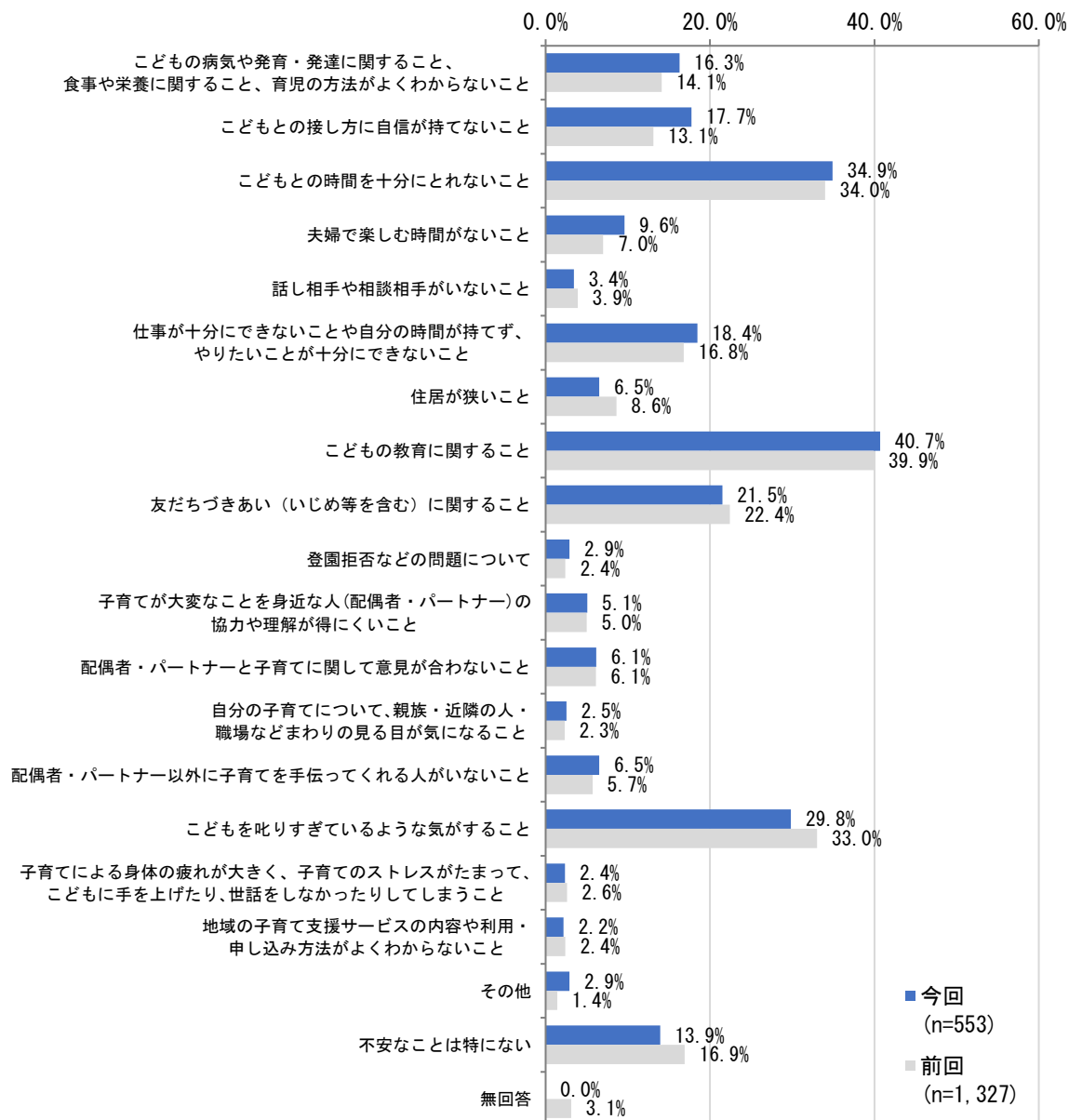
小学校入学前児童保護者では、「こどもの教育に関すること」が38.8%で最も高く、次いで、「こどもとの時間を十分にとれないこと」37.5%、「こどもを叱りすぎているような気がする」29.4%となっています。

【小学校入学前児童保護者】



小学生保護者では、「こどもの教育に関すること」が40.7%で最も高く、次いで、「こどもとの時間を十分にとれないこと」34.9%、「こどもを叱りすぎているような気がする」29.8%となっています。

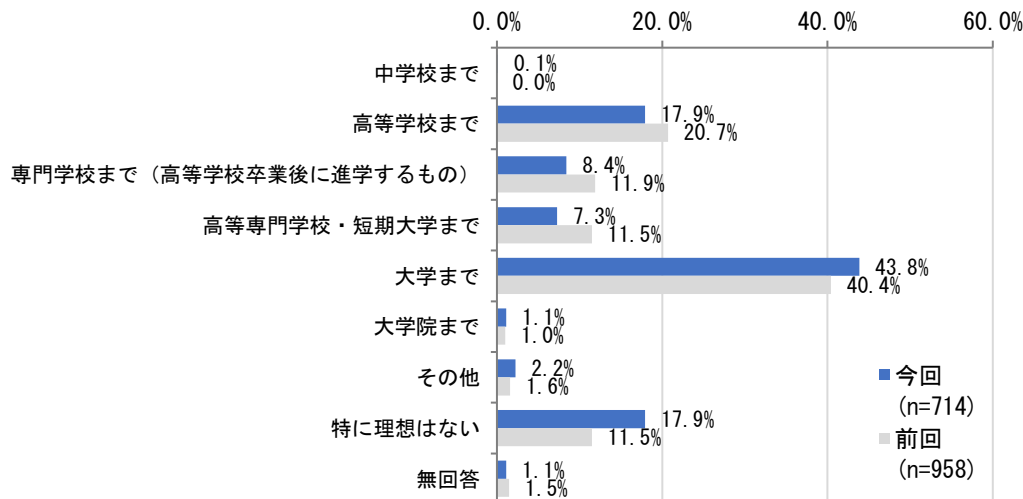
【小学生保護者】



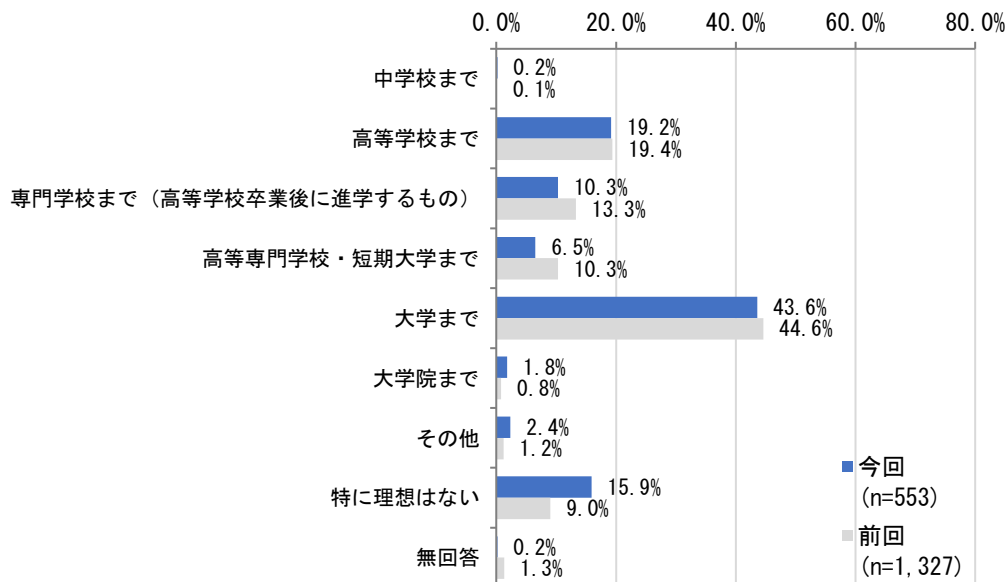
ケ) 理想なお子さんの進路

「大学まで」の割合は、小学校入学前児童保護者 43.8%、小学生保護者 43.6%となっています。

【小学校入学前児童保護者】



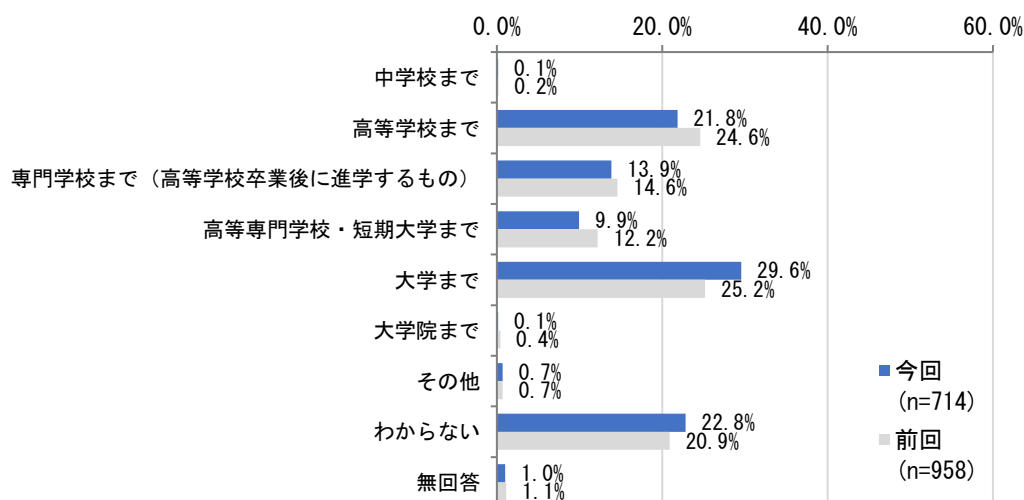
【小学生保護者】



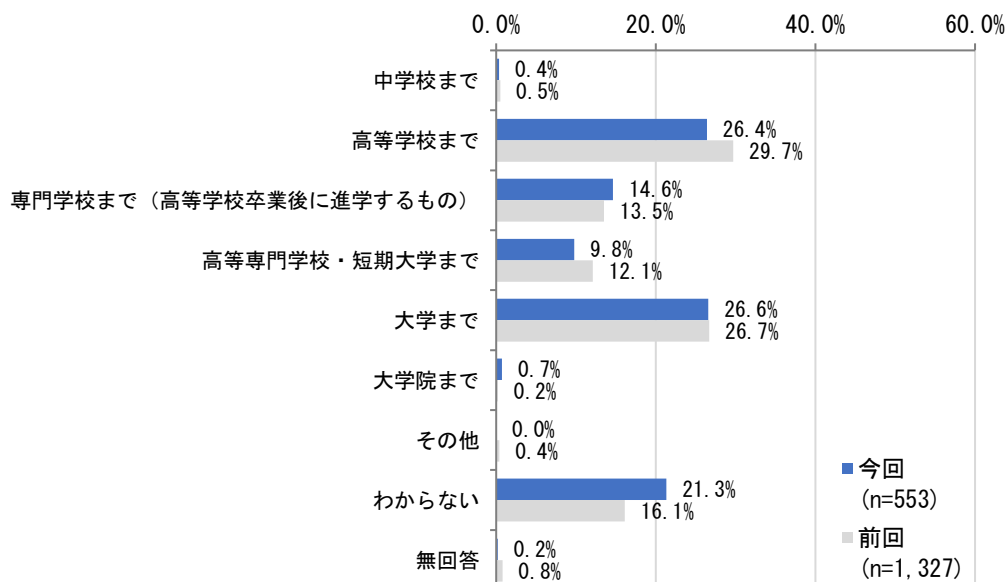
コ) 現実的なお子さんの進路

「大学まで」の割合は、小学校入学前児童保護者 29.6%、小学生保護者 26.6%となっています。

【小学校入学前児童保護者】



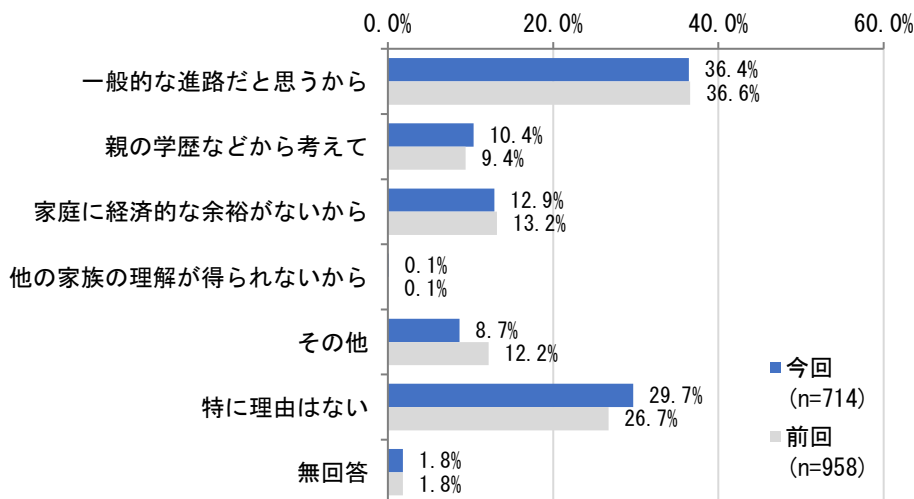
【小学生保護者】



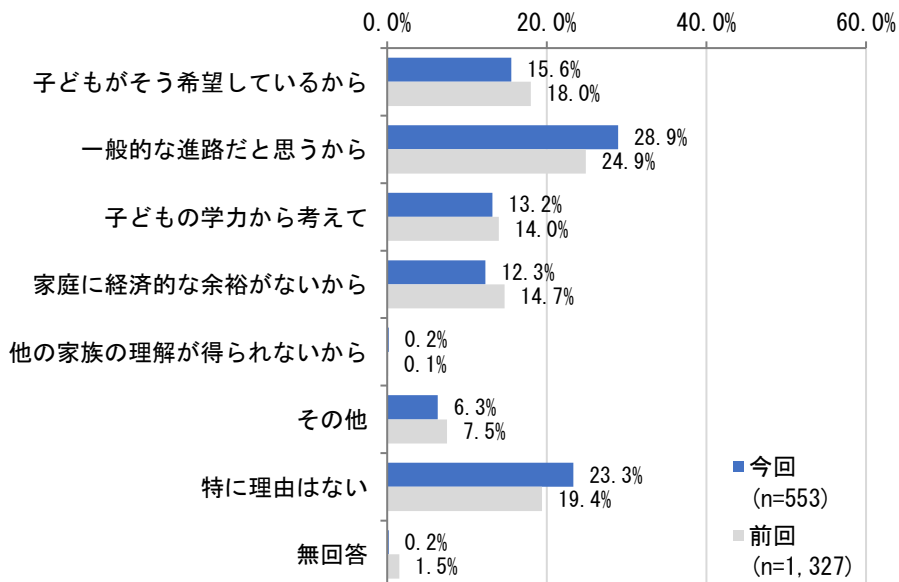
サ) お子さんの進路をそのように考える理由

「家庭に経済的な余裕がないから」の割合は、小学校入学前児童保護者 12.9%、小学生保護者 12.3%となっています。

【小学校入学前児童保護者】



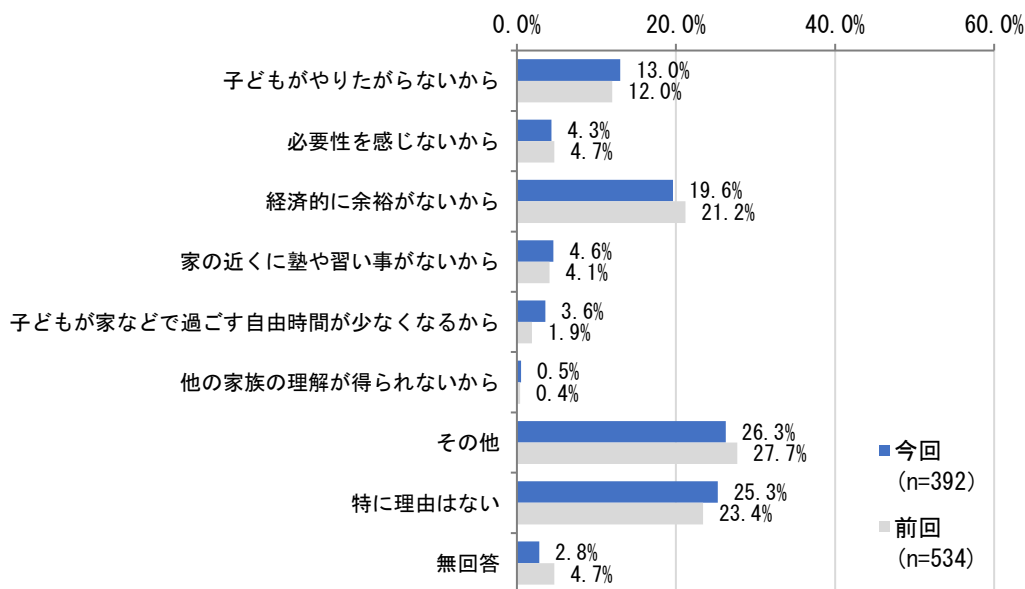
【小学生保護者】



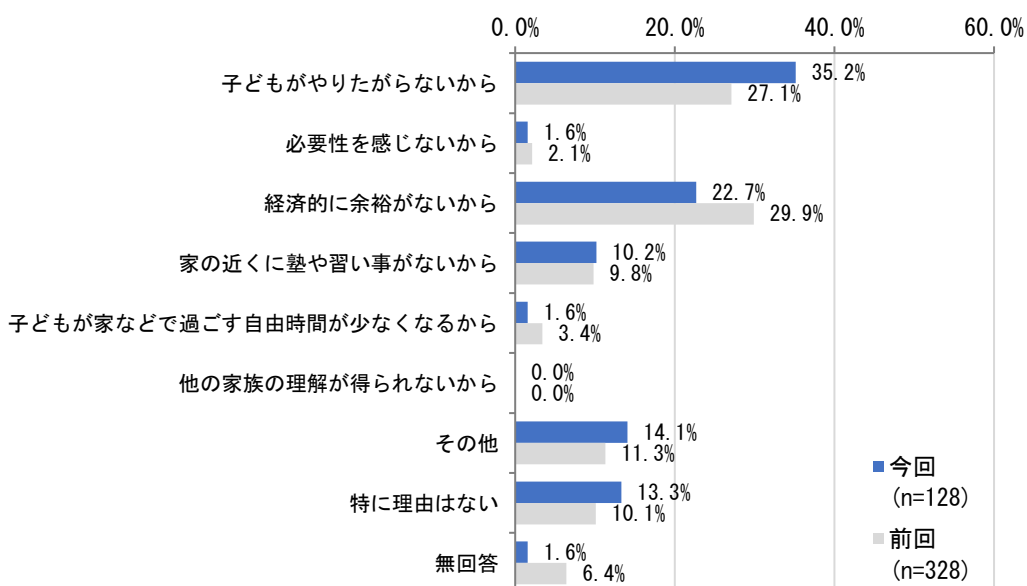
シ) 塾や習い事をしていない理由

「経済的な余裕がないから」の割合は、小学校入学前児童保護者 19.6%、小学生保護者 22.7%となっています。

【小学校入学前児童保護者】



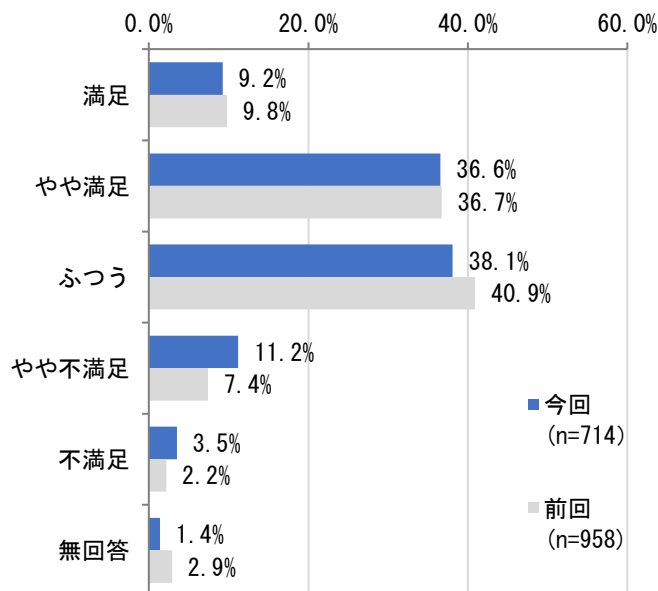
【小学生保護者】



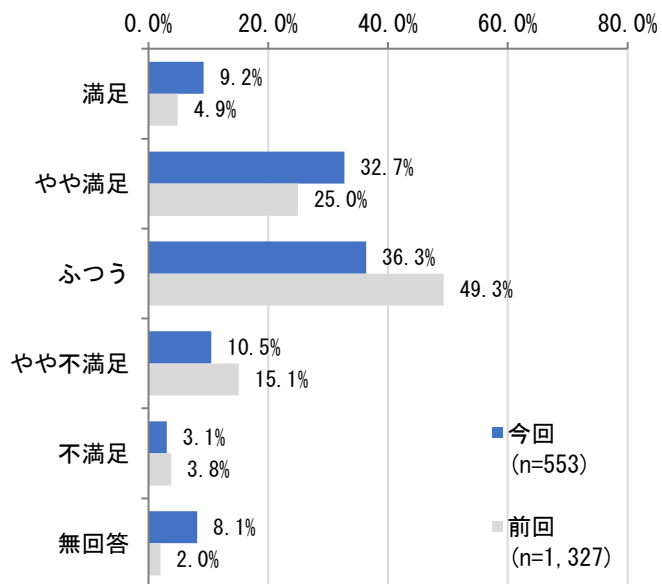
ス) 子育て環境や支援への満足度

不満足（「やや不満足」と「不満足」の合計）の割合は、小学校入学前児童保護者 14.7%、小学生保護者 13.6%となっています。

【小学校入学前児童保護者】



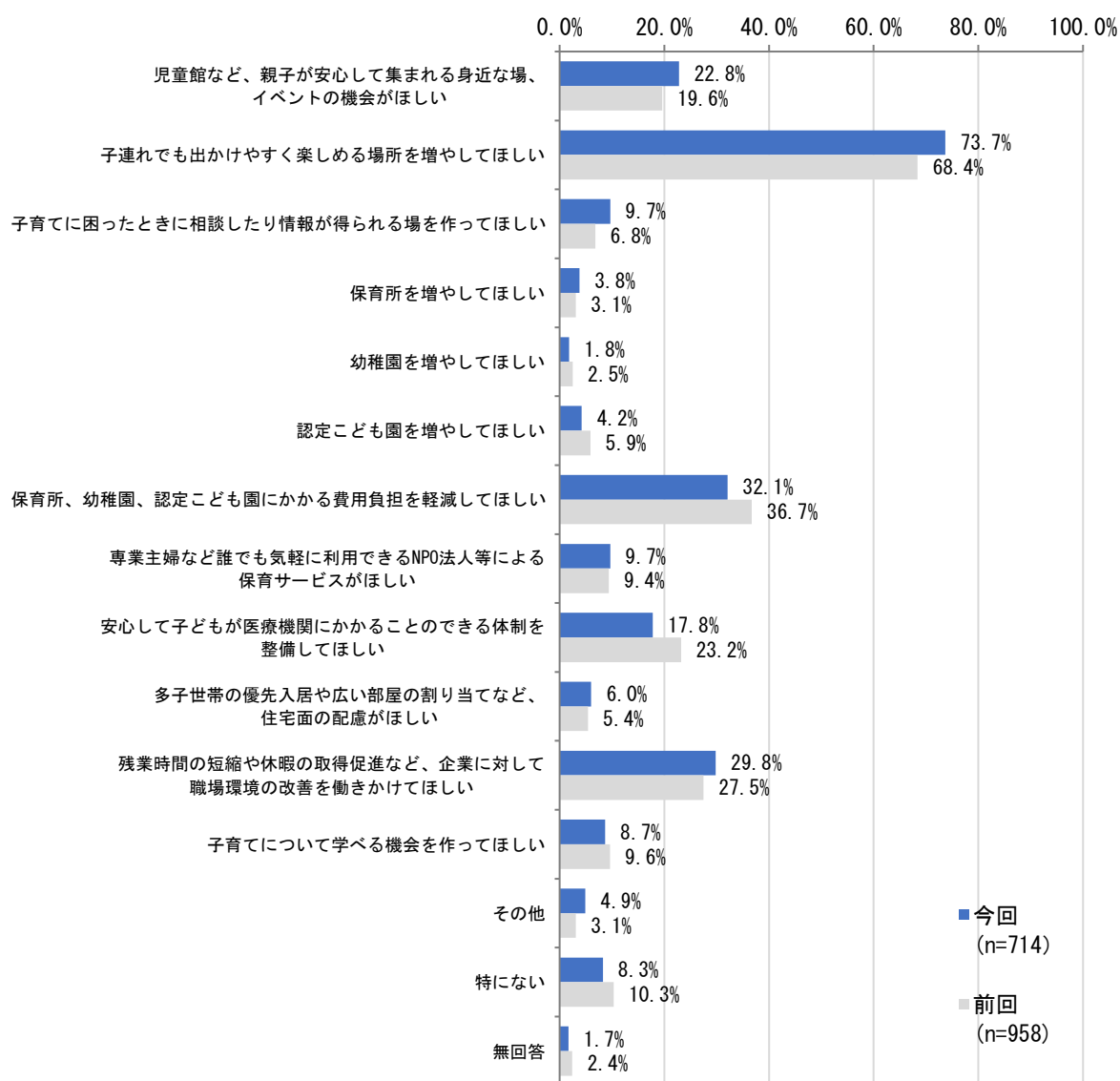
【小学生保護者】



セ) 充実を図って欲しい支援策（複数回答）

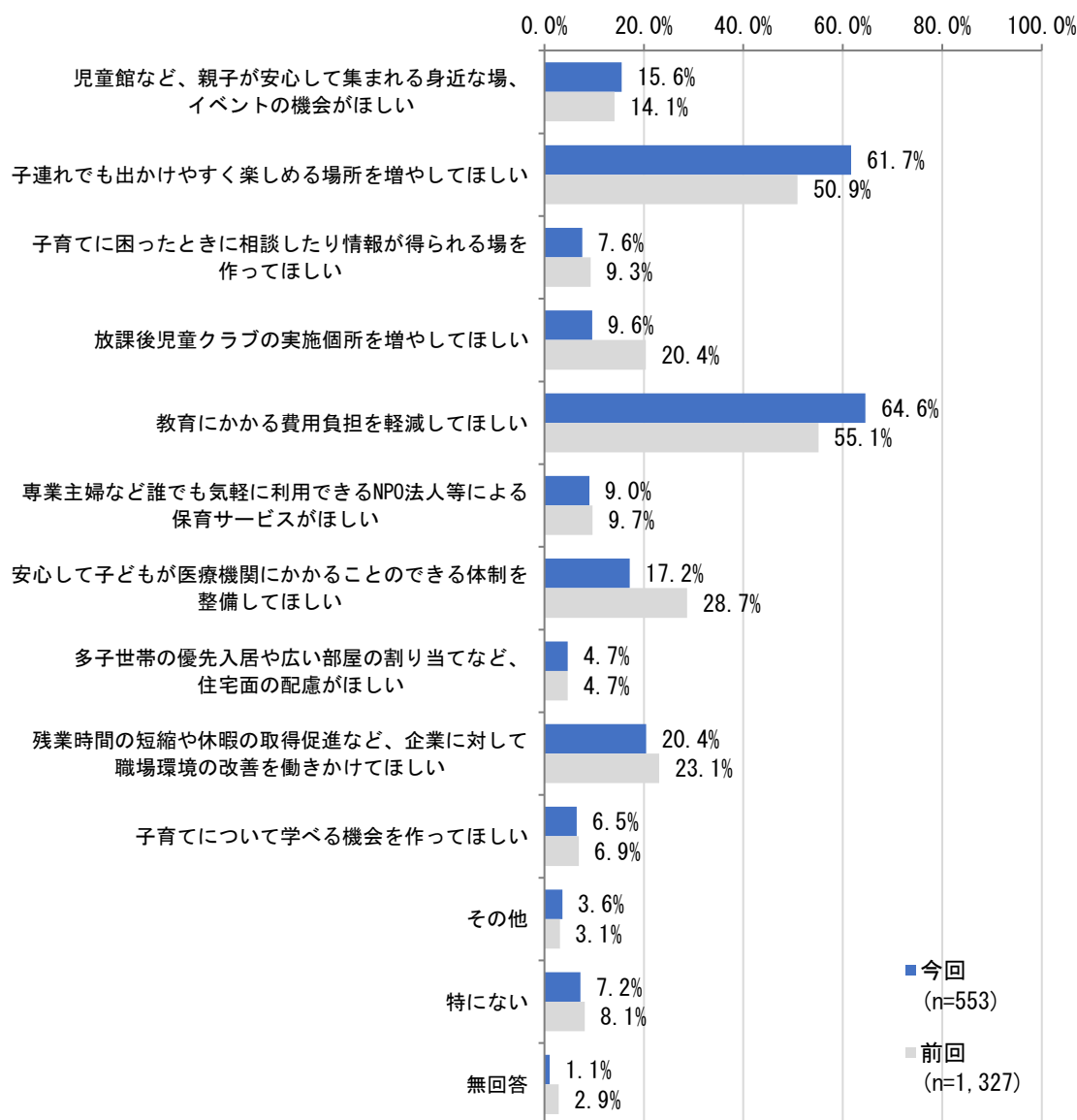
小学校入学前児童保護者では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が73.7%で最も高く、次いで、「保育所、幼稚園、認定こども園にかかる費用負担を軽減してほしい」32.1%、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」29.8%となっています。

【小学校入学前児童保護者】



小学生保護者では、「教育にかかる費用負担を軽減してほしい」が64.6%で最も高く、次いで、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」61.7%、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」20.4%となっています。

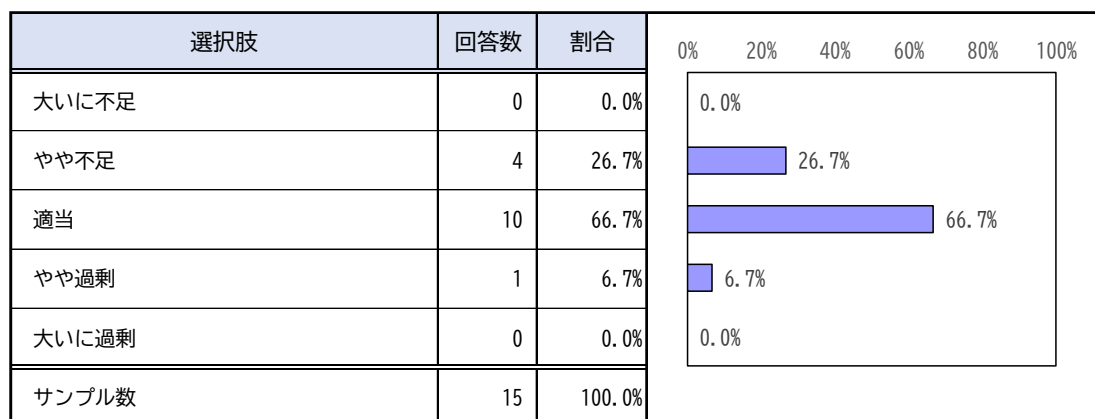
【小学生保護者】



② 保育施設等調査結果

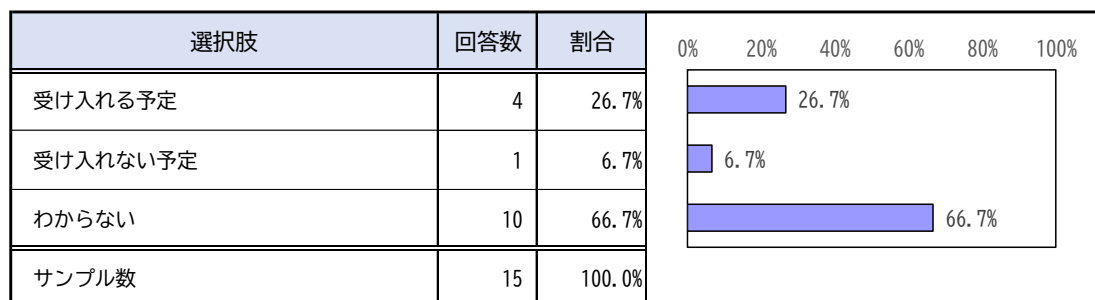
ア) 現在の職員の過不足状況

「やや不足」が26.7%、「適当」が66.7%、「やや過剰」が6.7%となっています。



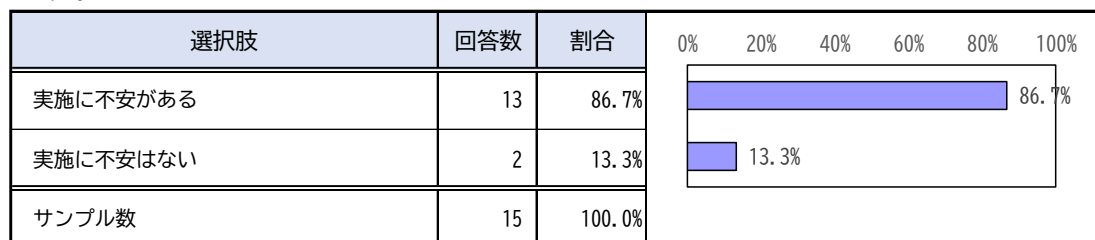
イ) こども誰でも通園制度の受入れについて

「受け入れる予定」が26.7%、「受け入れない予定」が6.7%、「わからない」が66.7%となっています。



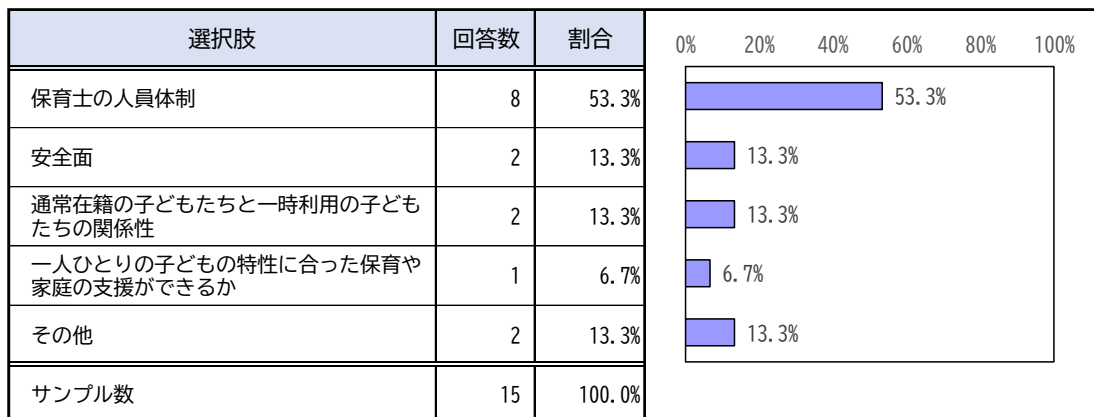
ウ) こども誰でも通園制度の実施についての不安の有無

「実施に不安がある」が89.7%、「実施に不安はない」が13.3%となっています。



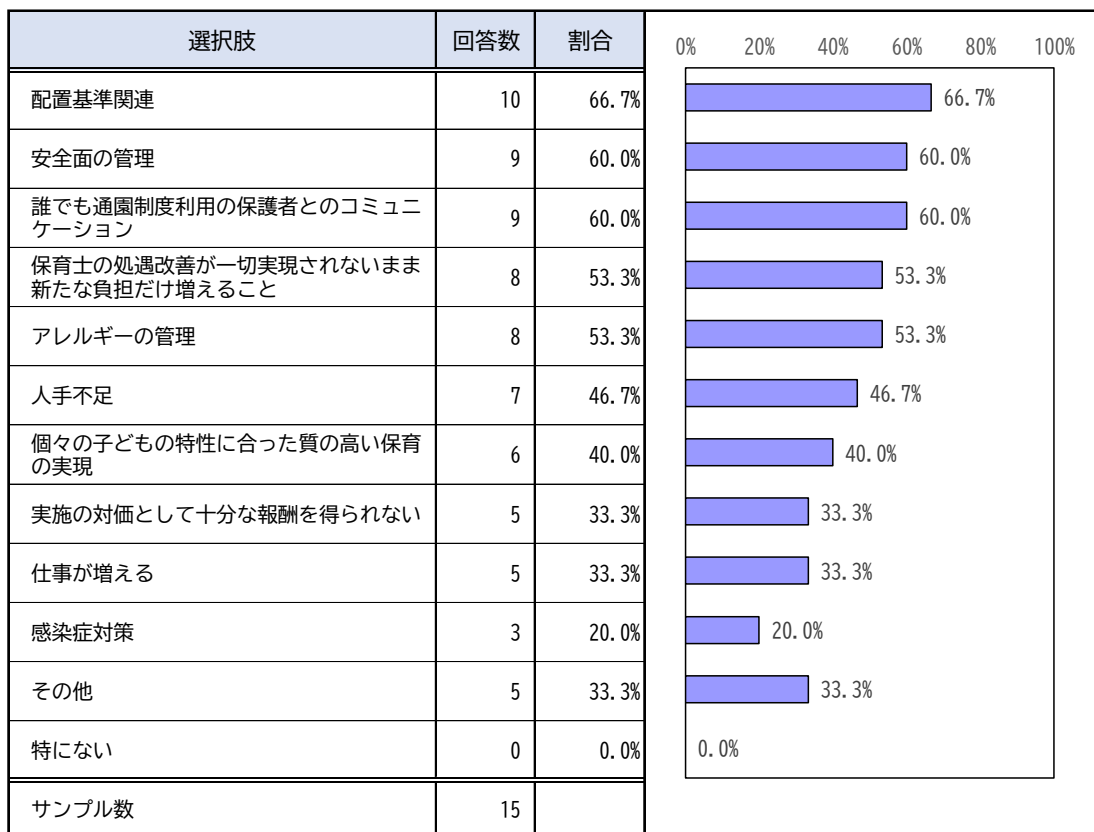
エ) こども誰でも通園制度実施後、受入れの人数調整で一番に配慮するポイント

「保育士の人員体制」が53.3%で最も高く、次いで、「安全面」、「通常在籍のこどもたちと一時利用のこどもたちの関係性」13.3%となっています。



オ) こども誰でも通園制度の実施に当たり懸念する点

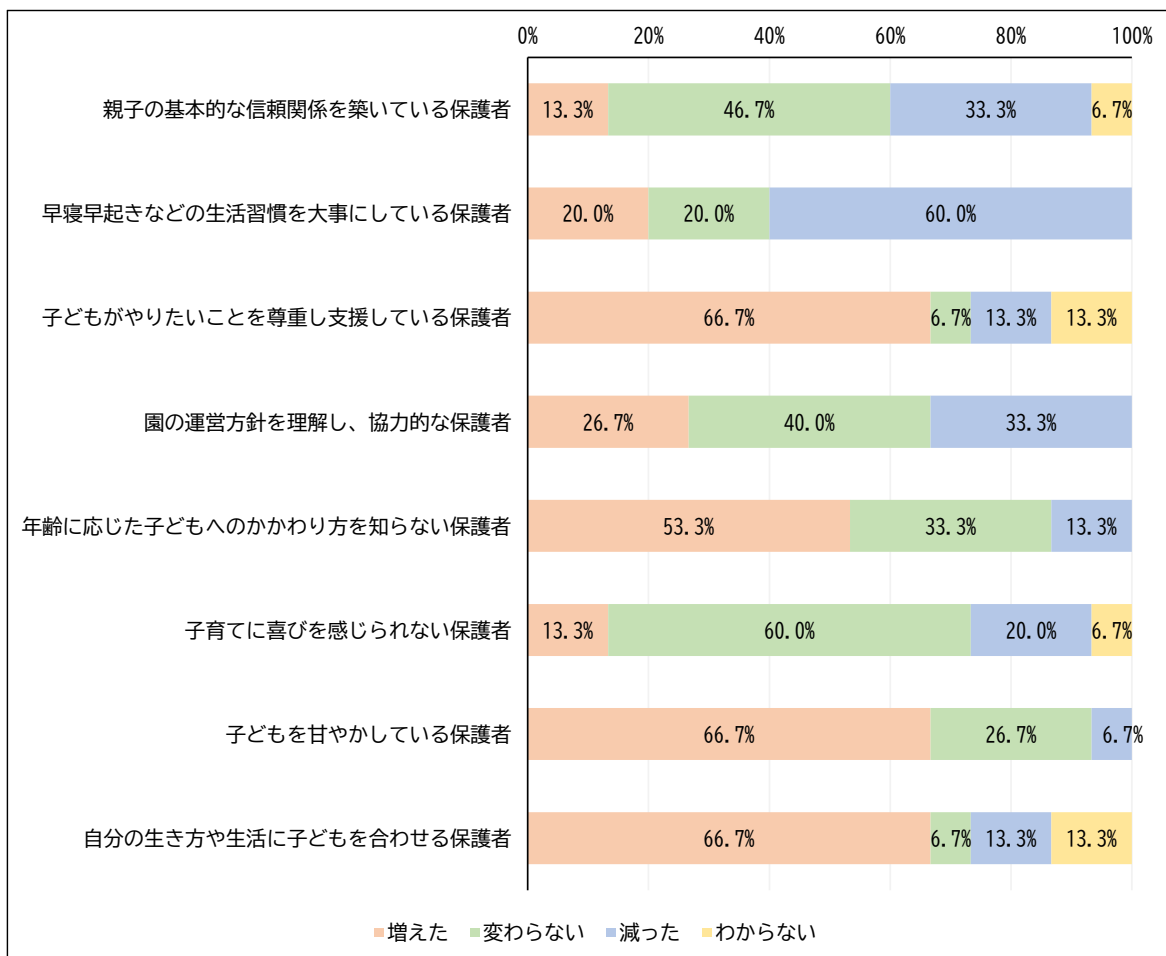
「配置基準関連」が66.7%で最も高く、次いで、「安全面の管理」、「誰でも通園制度利用の保護者とのコミュニケーション」60.0%とまっています。



カ) 最近 10 年間で保護者の変化

「増えた」の割合が最も高い項目は、「こどもがやりたいことを尊重し支援している保護者」、「こどもを甘やかしている保護者」、「自分の生き方や生活にこどもを合わせる保護者」となっています。

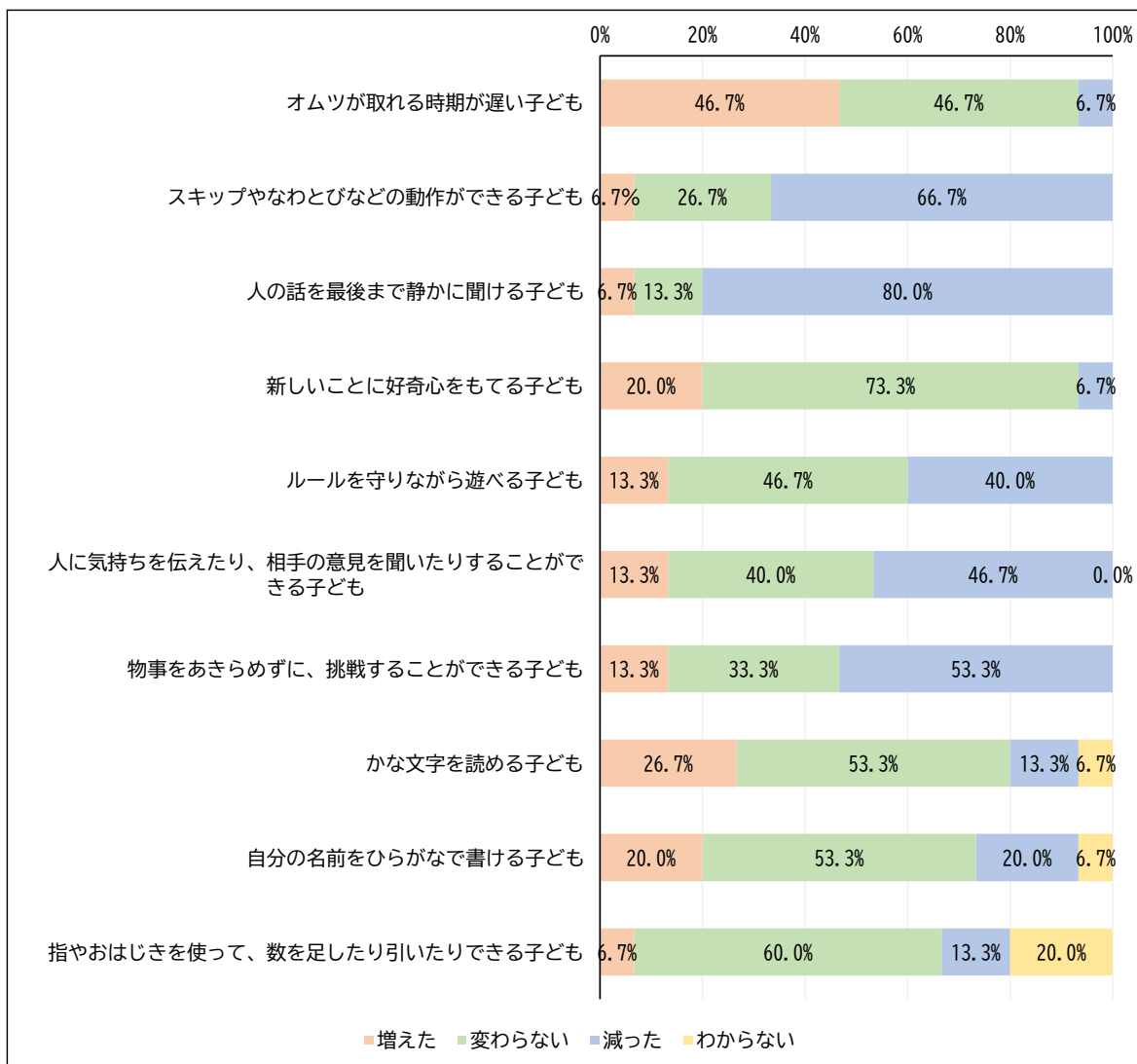
「減った」の割合が最も高い項目は、「早寝早起きなどの生活習慣を大事にしている保護者」となっています。



キ) 最近10年間でのこどもの育ちの変化

「増えた」の割合が最も高い項目は、「オムツが取れる時期が遅いこども」となっています。

「減った」の割合が最も高い項目は、「人の話を最後まで静かに聞けるこども」となっています。



ク) 職員不足を解消するための方策

<ul style="list-style-type: none"> ・就職したら一時金などの支給や三股町に勤務する職員に毎月手当の支給など。
<ul style="list-style-type: none"> ・町内で就職した場合の支援金（5年以上の勤続実績など条件をつける） ・国の配置基準の改善 ・ICT[※]等保育士の業務負担の軽減 ・家賃補助
<ul style="list-style-type: none"> ・保育士として新規に就労する方に就労支援金を出す。
<ul style="list-style-type: none"> ・保育士の職務内容の見直し。 ・近年の保育士業に関するイメージダウンの払拭など。
<ul style="list-style-type: none"> ・シフト勤務ではなく、勤務時間帯の分割固定化。 ・休暇日数の確保。 ・他事業との差額解消と給与賃金の引き上げ。 ・教育保育をサービス活動と誤認している保護者の理解を変革する。 ・こどもの育ちについてきたんなく語り合える保護者との関係環境。

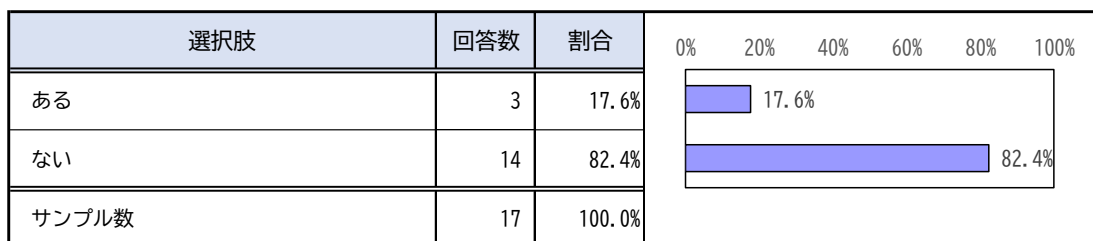
ケ) 幼・保・小・中連携の現状や、さらに連携を効果的にするための意見

<ul style="list-style-type: none"> ・現状として、①保育園の職員が小学校を見学(参観日等)・園児と小学生との交流会実施。②小学校教諭の『保育士体験』の実施。③情報交換の会議を行っている。 ・特にお互いの状況を目で確かめることにより、共通理解のもとでの取組がスムーズに行えるようになったと実感している。
<ul style="list-style-type: none"> ・幼保職員と小中職員の交流をもっと深めるようにする。
<ul style="list-style-type: none"> ・1か月に1回は、学校を訪問できる。それを受け入れる学校の体制が整えば、実りあるものになると思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・小学校と連携を取り行事を一緒に行ったり、交流の機会を作っている。交流する機会が増えると、職員同士が顔見知りになりこどもについて話し合うことができる。 ・事前計画した交流だけでなく、日頃からお互いが声を掛け合い垣根なく交流できる関係性を築き、保育園と小学校の架け橋を強化していきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・学校の先生や小学生や中学生の保育士体験や保育士の先生が小学校や中学校に行って保育士の仕事魅力の講話をしたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・入学前に小学校別に交流する機会があればよいと思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・幼保小連携を考え公開保育の案内をしているが、なかなか参加してもらえない現状がある。まずは、保育園・こども園・幼稚園側と学校側との調整窓口があり、年4回ぐらの定期的な話し合いが行われることから始まると良いと考える。

③ 放課後児童クラブ等調査結果

ア) 利用申請を断るケースがあるか

「ある」が17.6%、「ない」が82.4%となっています。

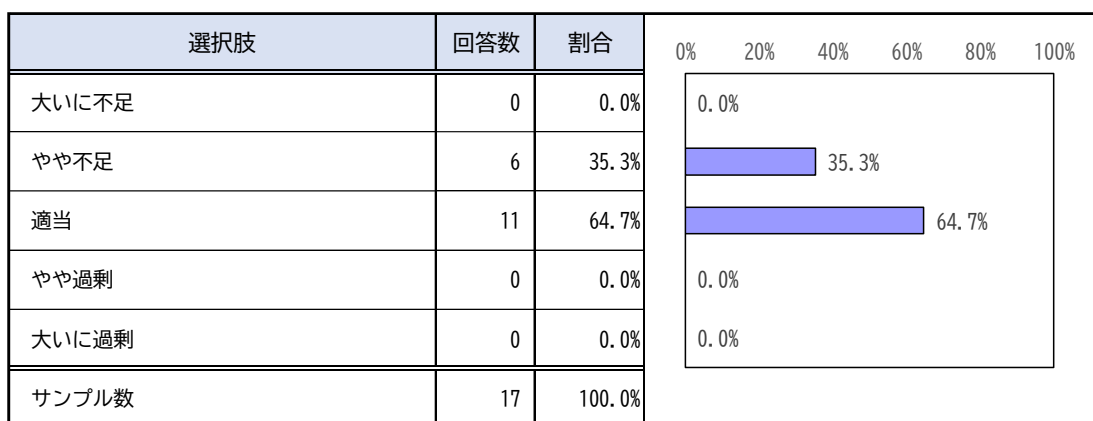


【断る（断った）理由】

人数調整のため。
対象児童の状況を鑑み、多動等の支援が必要な状況が必要と見えた場合には職員 の状況からみて断る場合がある。実際のところ職員の配置が難しいところがある。 (特に土曜日や夏休みなど長期休暇中)
就労の時間が合わない時のみ断わる場合がある。
保護者の就労状況。

イ) スタッフの過不足状況

「やや不足」が35.3%、「適当」が64.7%となっています。



ウ) スタッフの人材確保のための方策

・給料などの待遇。
・支援員の仕事に関心をもってもらうように地域の方に呼びかけてもらい、スタッフの人数が増えるとよい。
・労働条件、給与等が良いと人数確保ができると思う。
・3人体制ではあるが週休・年休等があると2人体制になり負担が大きく、常に3人体制でいられる様なサポート人員が欲しい。
・支援員の免許取得者の採用を重視し、給料アップを図って欲しい。
・町が主導する人材バンクがあるとよい。
・一部の施設に負担が偏らないように、人事配置をしてもらえると働きやすくなる。
・スタッフ同士が話し合い相談しやすい環境づくりをしていく。
・状況に応じた人材を確保してもらいたい。
・労働意欲をかき立てられるような処遇改善があるとよい。

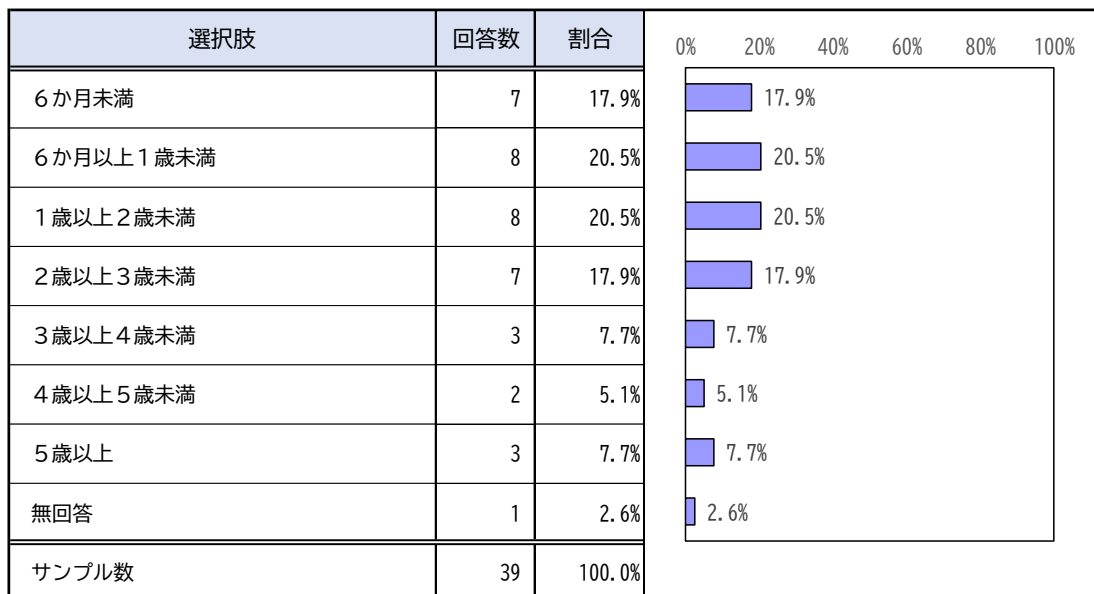
エ) 発達に不安のある児童の現状や必要な支援策

・発達に不安のある児童が近年増えてきている為に、各個人への支援が必要でそのため の人員が不足する場合がある。
・学校の先生や専門の方々に児童の接し方や問題行動を行った場合の対処方法等を聞き、 参考にしたい。
・問題があった場合は、小学生や支援クラスの先生と相談し合い、情報の共有や連携を 大切にしている。
・保護者との話し合い、児童の児童クラブでの様子を伝えて、児童が児童クラブで過ご しやすく生活できるようにする。
・学校での友達同士の関わり方、授業の取組方等、児童の学校での情報を知りたいので、 学校との連携を取れたらよい。
・療育施設と児童クラブを併用で利用している児童もいるがとてもいいと思う。
・支援が必要なこどもに対する送迎支援の拡充をお願いしたい。
・言葉遣い、乱暴な行動、威圧的な態度をとるこどもがいることで、周りのこどもへの 影響が大きく出ることが問題である。保護者を交えた話し合いを行っているが中々改 善が見られず、他の機関への相談も気軽に行える場所が欲しいと思っている。
・放課後等デイサービス施設等の訪問、連携で指導を頂ければありがたい。
・専門的な知識をもった方がいると支援の相談等ができ、業務が円滑に進められるので はと思う。
・幼保園や小学校での児童の情報などがあると対応がやりやすいのではと考える。
・学校との関係で、対応困難な児童の情報共有がもっとスムーズになると助かるのでは ないかと思われる。

④ 子育て支援センター利用者調査

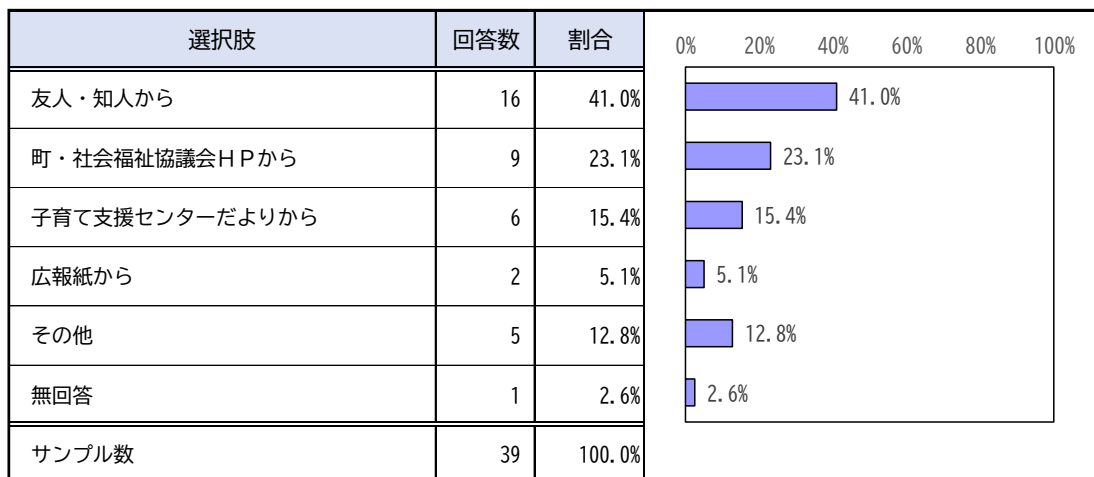
ア) 来所したこどもの年齢

「6か月以上1歳未満」、「1歳以上2歳未満」が20.5%で最も高く、次いで、「6か月未満」、「2歳以上3歳未満」が17.9%となっています。



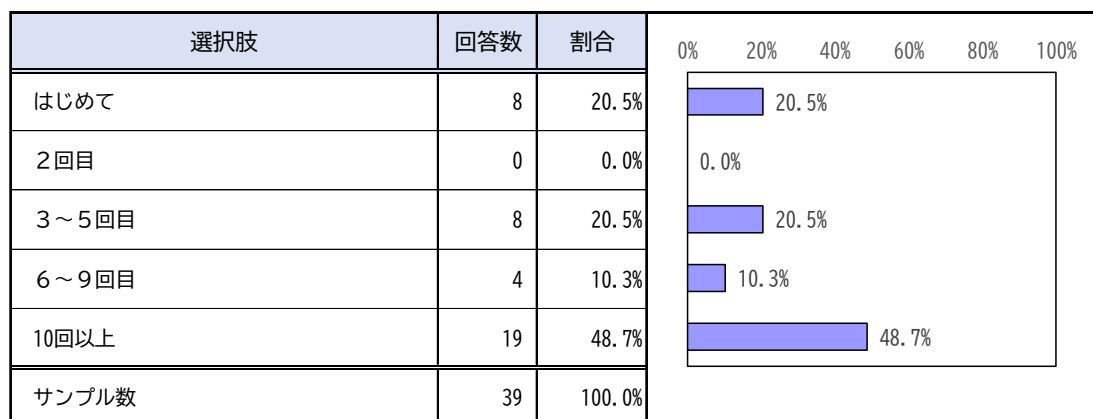
イ) センターを知った経緯

「友人・知人から」が41.0%で最も高く、次いで、「町・社会福祉協議会HPから」23.1%、「子育て支援センターだよりから」15.4%となっています。



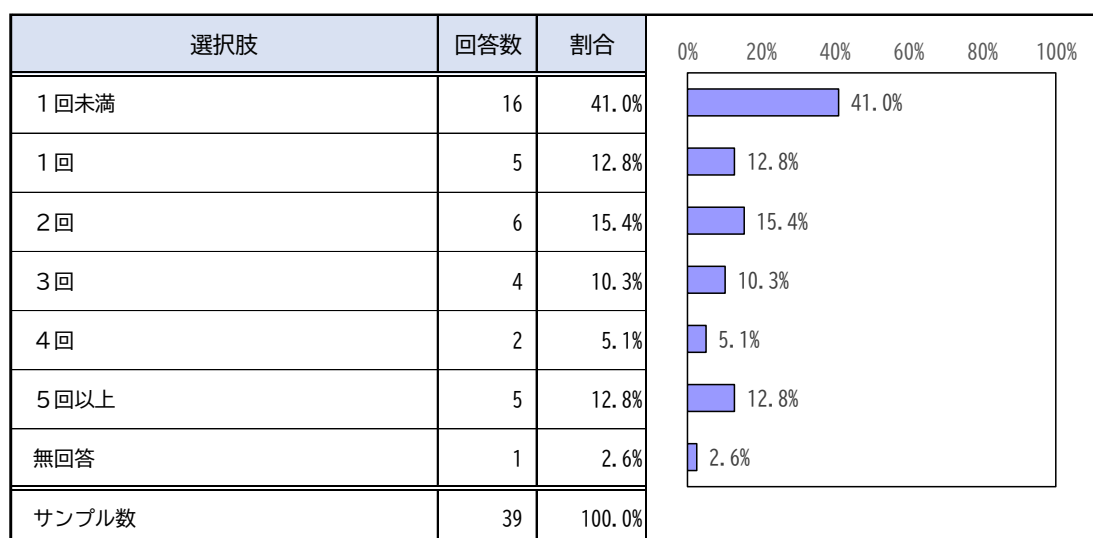
ウ) これまでのセンターの利用回数

「10回以上」が48.7%で最も高く、次いで、「はじめて」、「3～5回」が20.5%となっています。



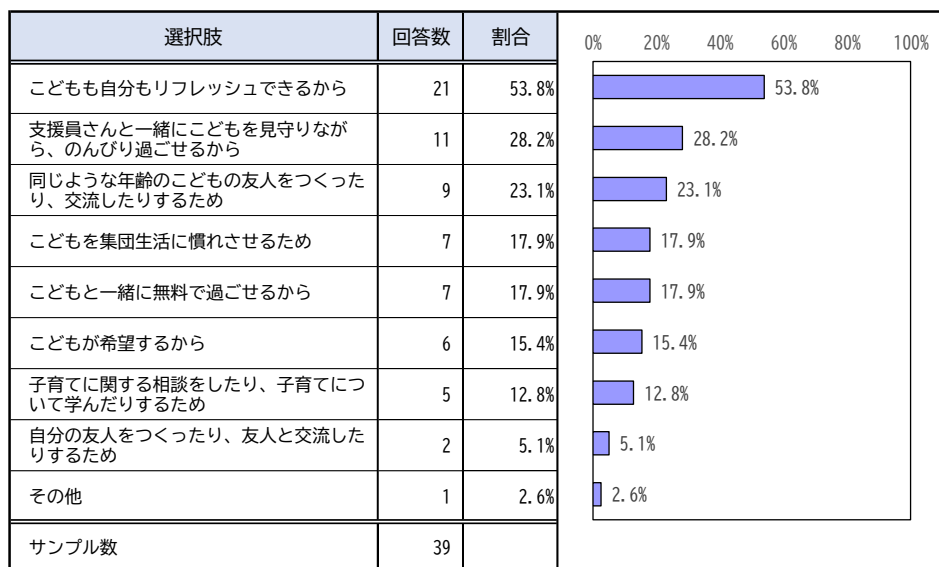
エ) 月の利用回数

「1回未満」が41.0%で最も高く、次いで、「2回」15.4%、「1回」、「5回以上」12.8%となっています。



オ) センターを利用する理由

「こどもも自分もリフレッシュできるから」が53.8%で最も高く、次いで、「支援員さんと一緒にこどもを見守りながら、のんびり過ごせるから」28.2%、「同じような年齢のこどもの友人をつくったり、交流したりするため」23.1%となっています。



カ) 催し物の認知度、利用経験、利用意向

認知度、利用経験については、「親子ふれあいコンサート」が最も高くなっています。利用意向については、「ふれあいあそび」が最も高くなっています。

	知っている	利用したことがある	今後利用したい
親子ふれあいコンサート	74.4%	48.7%	84.6%
おはなしかい	64.1%	38.5%	87.2%
ふわふわ布絵本の会（読み聞かせ）	66.7%	38.5%	87.2%
親子製作	53.8%	25.6%	82.1%
誕生会	66.7%	43.6%	79.5%
親子ピクス	46.2%	15.4%	79.5%
ふれあいあそび	53.8%	20.5%	87.2%
親子でのびのびストレッチ	30.8%	2.6%	71.8%
音楽リズム	30.8%	7.7%	71.8%
ウルトラマン教室	53.8%	7.7%	64.1%
英語であそぼう	64.1%	35.9%	71.8%
音楽の広場	10.3%	5.1%	66.7%
はぐくみ教室	35.9%	17.9%	76.9%
みまたチルドレンサークル	51.3%	25.6%	59.0%

(3) 貧困対策計画に係る調査結果

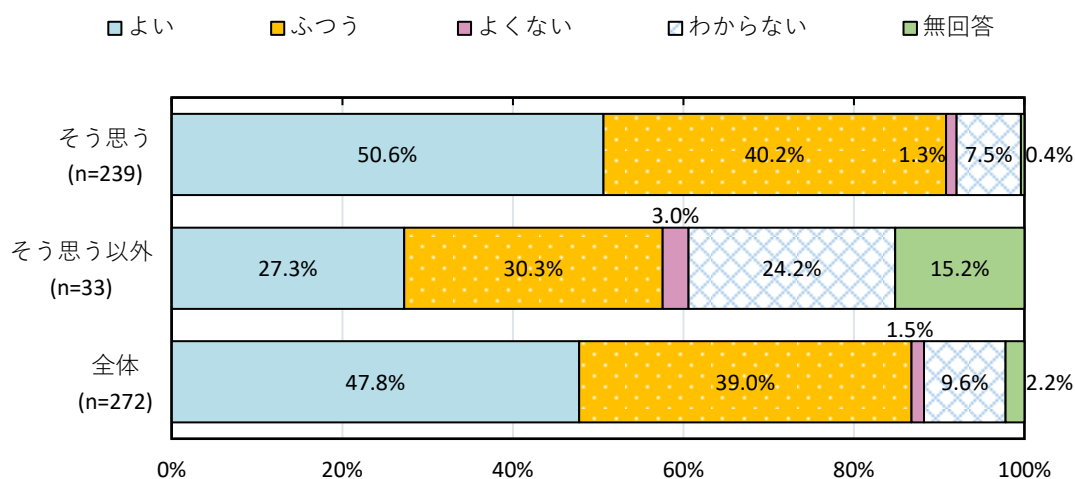
① 小学生調査結果、中学生調査結果

※「将来のために、勉強を頑張りたいと思うか」の設問について、「そう思う」と「どちらかというと思う」の回答者を『そう思う』に分類し、それ以外の回答者を『そう思う以外』に分類して掲載しています。

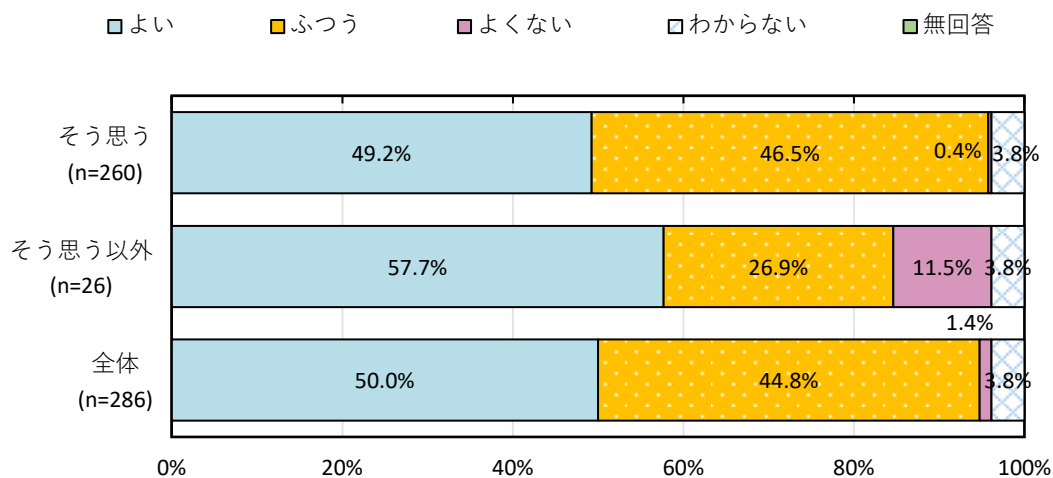
ア) 健康状態

小学生の「そう思う以外」のグループが、「健康状態がよい」と回答した割合が27.3%となっており、「そう思う」のグループと比較して低くなっています。

【小学生】



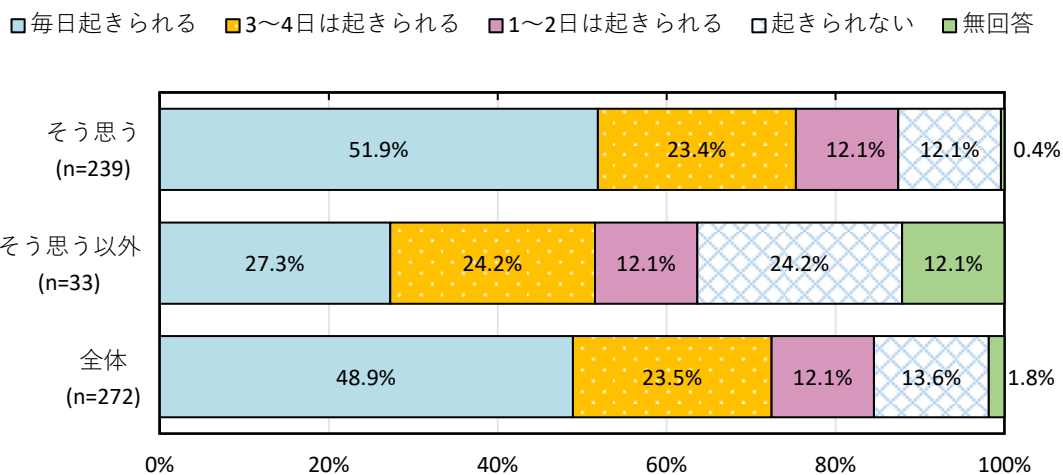
【中学生】



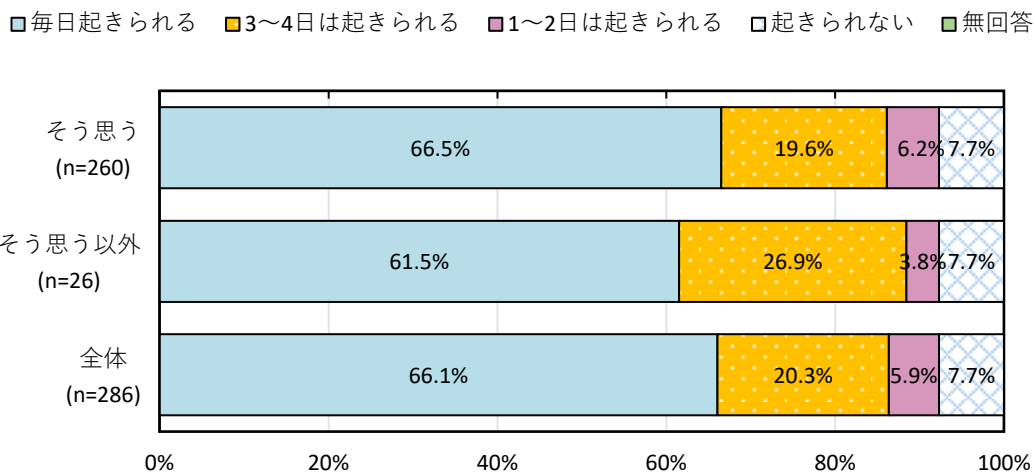
イ) 朝決まった時間に起きているか

小学生の「そう思う以外」のグループが、「毎日起きられる」と回答した割合が27.3%となっており、「そう思う」のグループと比較して低くなっています。

【小学生】



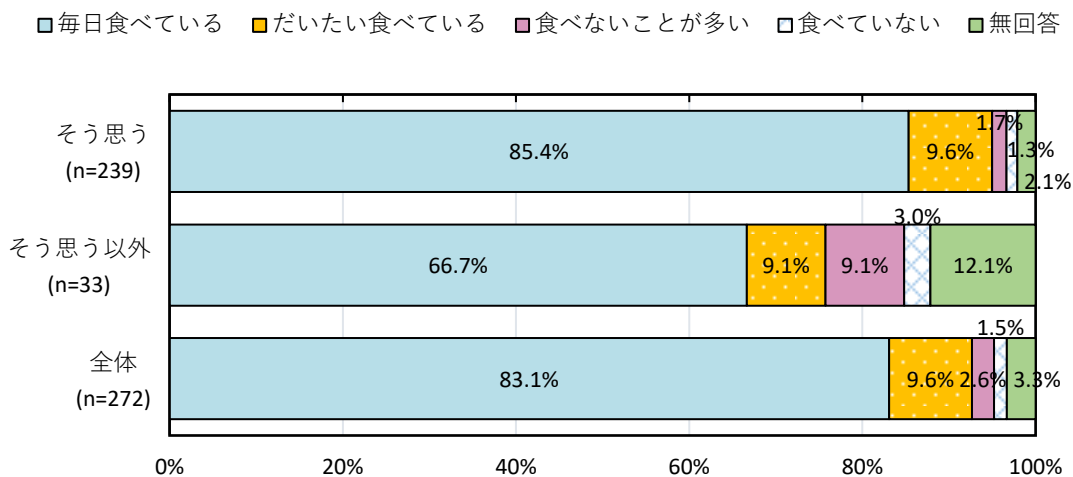
【中学生】



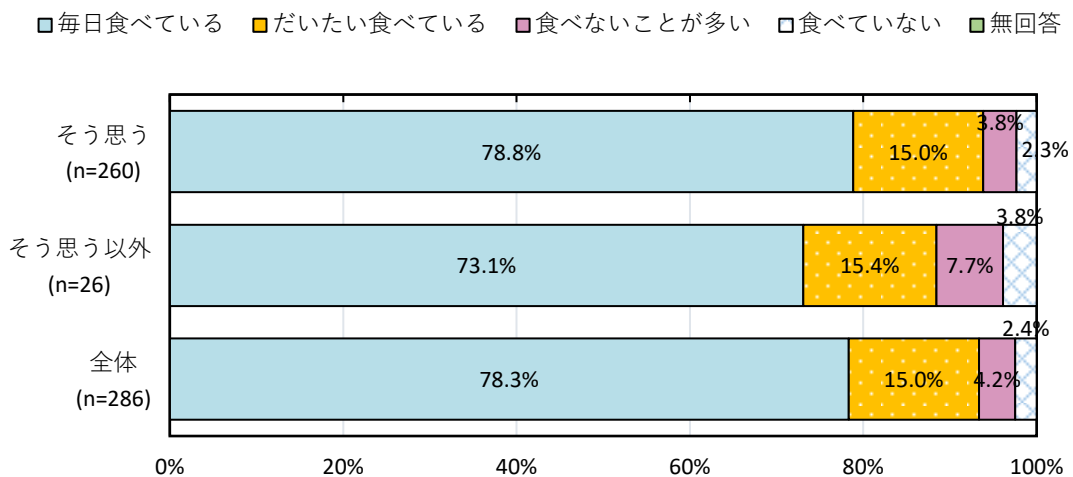
ウ) 朝食を食べているか

小学生の「そう思う以外」のグループが、「毎日食べている」と回答した割合が66.7%となっており、「そう思う」のグループと比較して低くなっています。

【小学生】



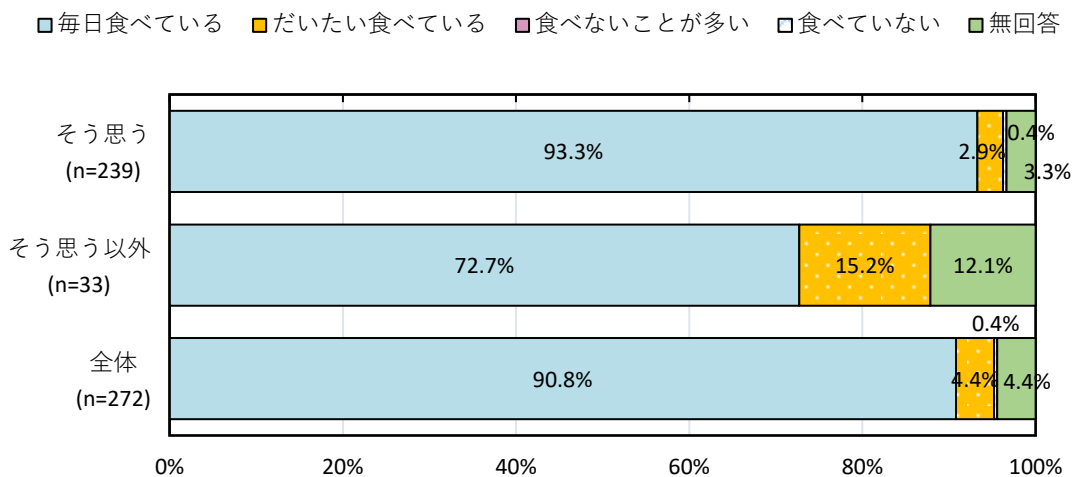
【中学生】



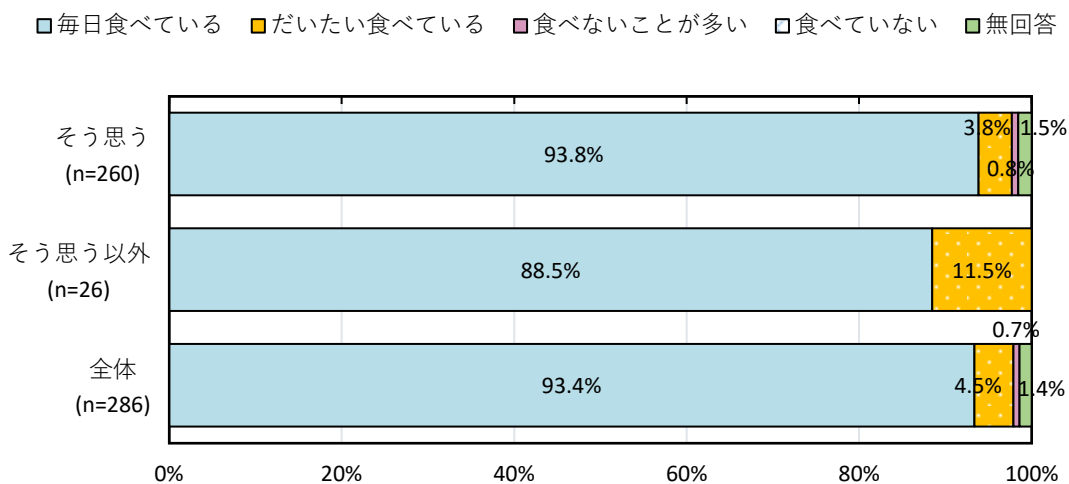
エ) 夕食を食べているか

小学生の「そう思う以外」のグループが、「毎日食べている」と回答した割合が72.7%となっており、「そう思う」のグループと比較して低くなっています。

【小学生】



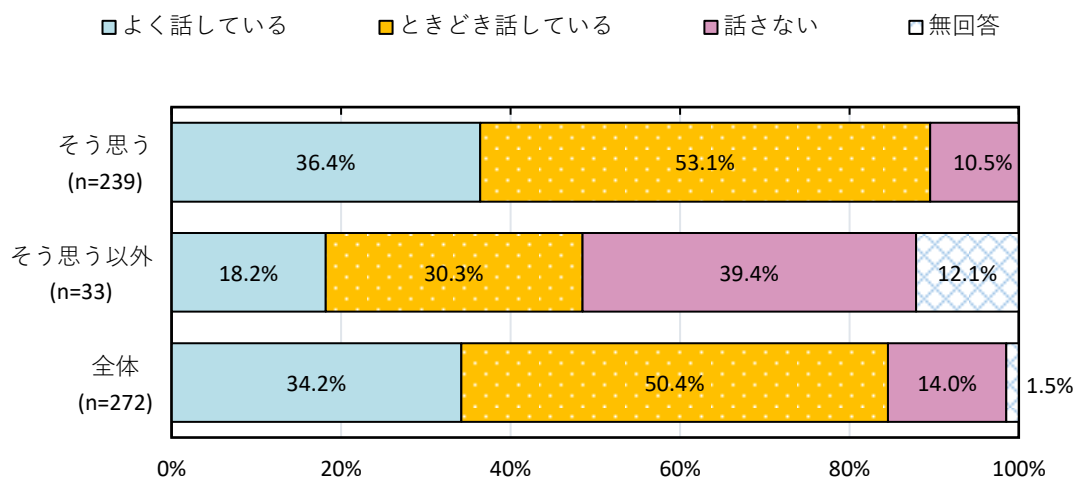
【中学生】



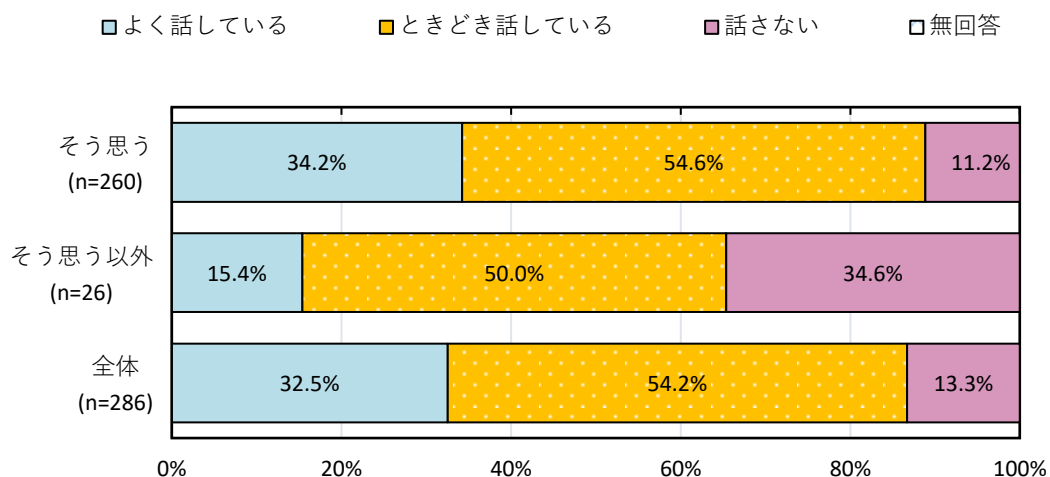
オ) 家族に学校のことや将来のことを話すか

小学生の「そう思う以外」のグループが、「よく話している」と回答した割合が18.2%、中学生の「そう思う以外」のグループが、「よく話している」と回答した割合が15.4%となっており、「そう思う」のグループと比較して低くなっています。

【小学生】



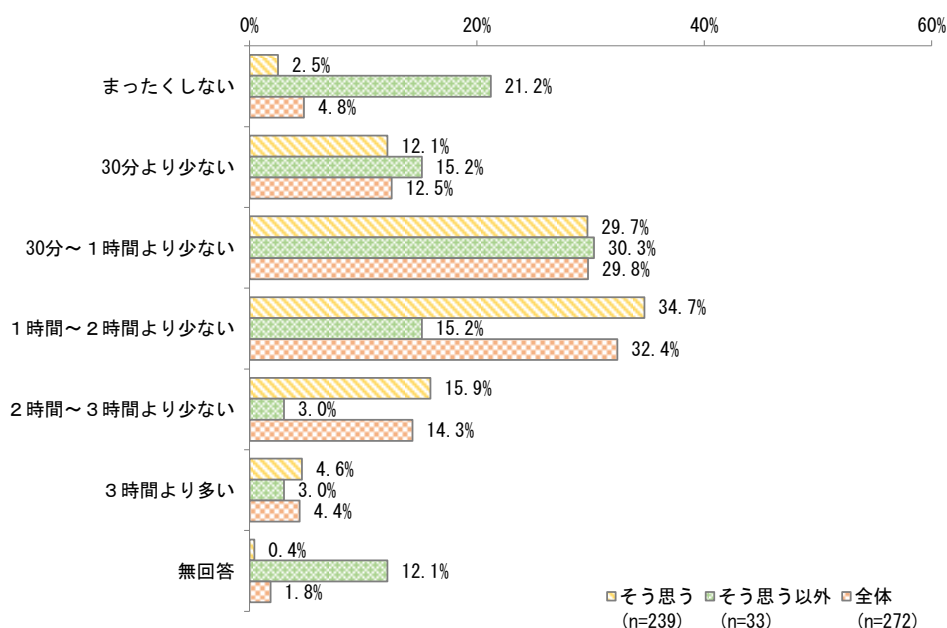
【中学生】



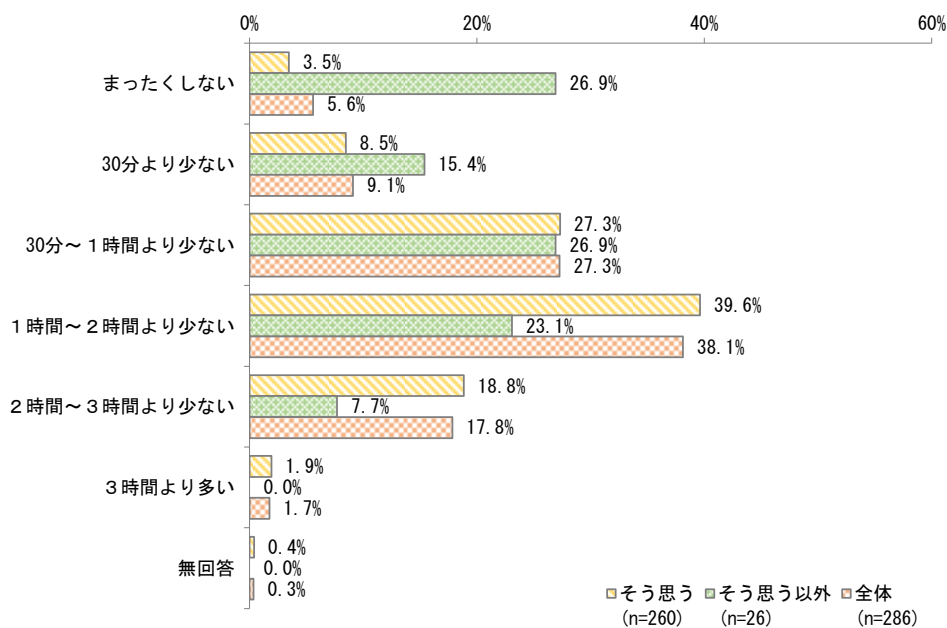
カ) 平日に勉強する時間（学校の授業以外）

小学生の「そう思う以外」のグループが、「まったくしない」と回答した割合が21.2%、中学生の「そう思う以外」のグループが、「まったくしない」と回答した割合が26.9%となっており、「そう思う」のグループと比較して高くなっています。

【小学生】



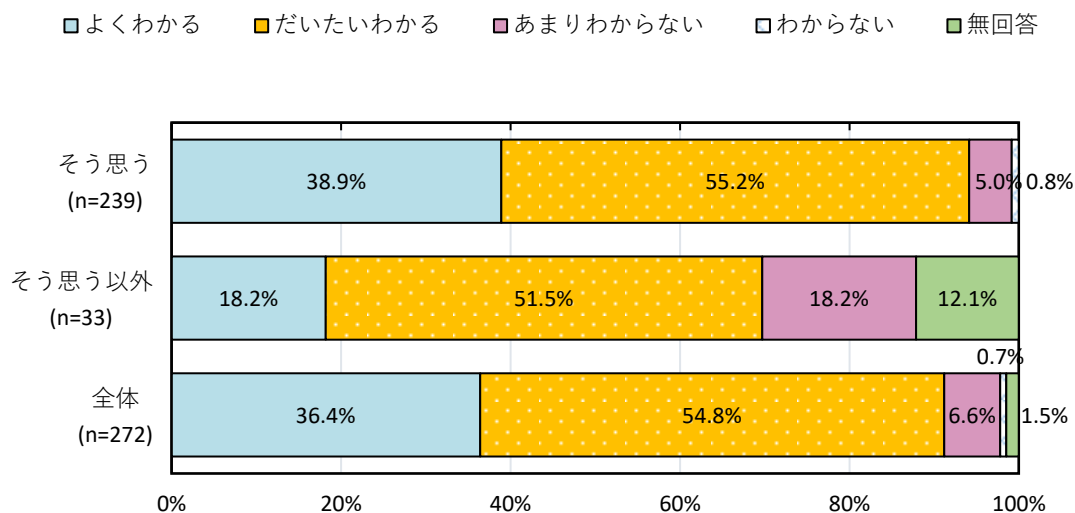
【中学生】



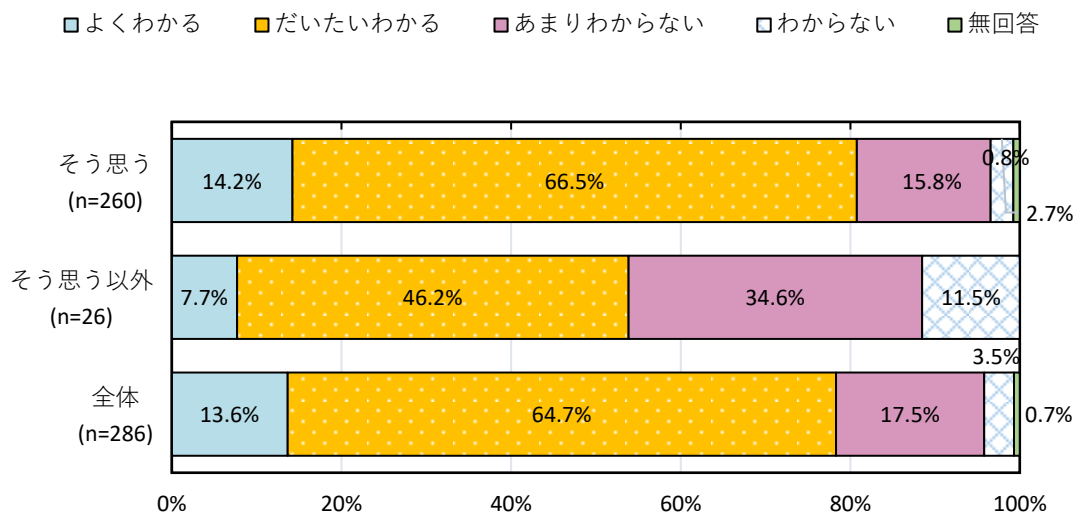
キ) 学校の授業内容がわかるか

小学生の「そう思う以外」のグループが、「よくわかる」と回答した割合が18.2%、中学生の「そう思う以外」のグループが、「よくわかる」と回答した割合が7.7%となっており、「そう思う」のグループと比較して低くなっています。

【小学生】



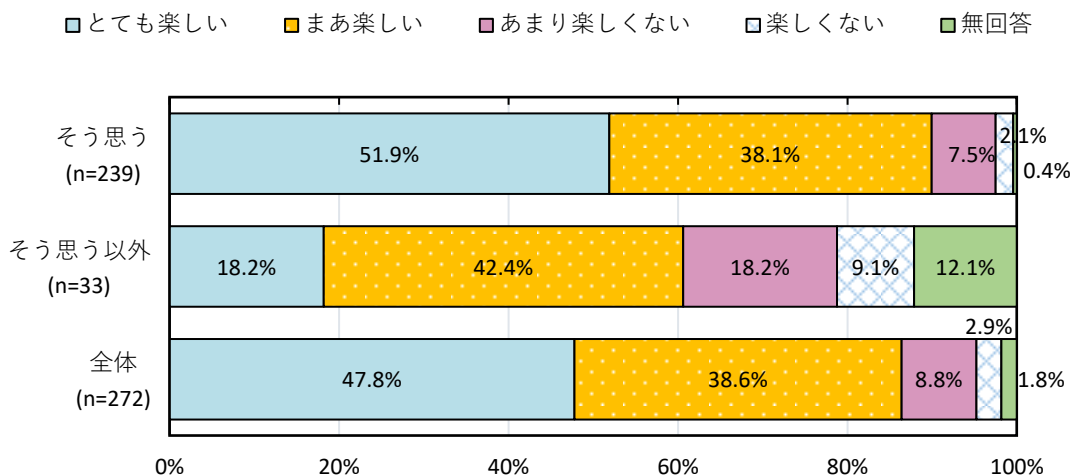
【中学生】



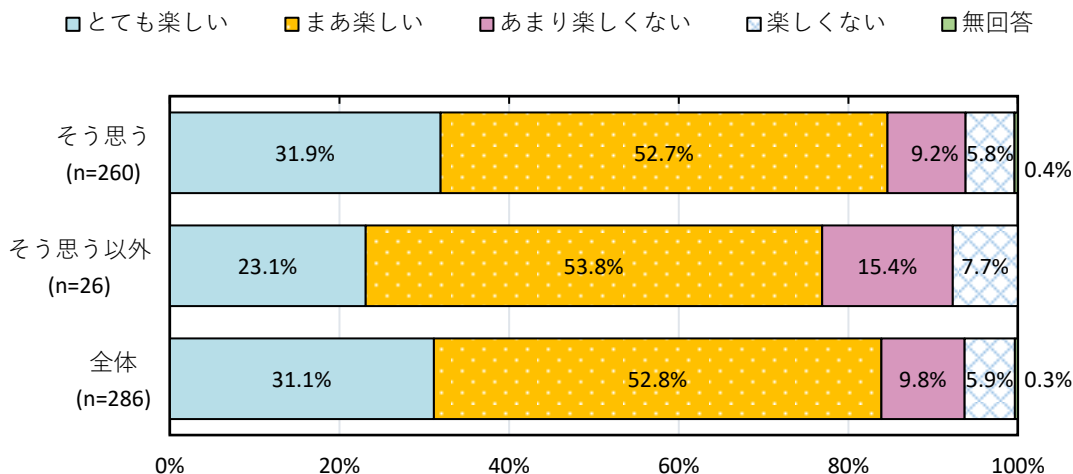
ク) 学校に行くのが楽しいか

小学生の「そう思う以外」のグループが、「とても楽しい」と回答した割合が18.2%、中学生の「そう思う以外」のグループが、「とても楽しい」と回答した割合が23.1%となっており、「そう思う」のグループと比較して低くなっています。

【小学生】



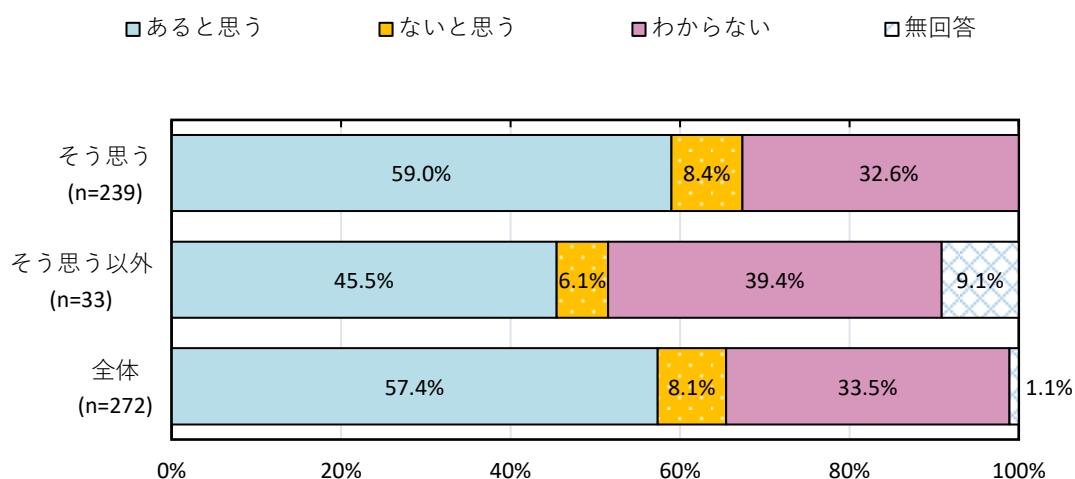
【中学生】



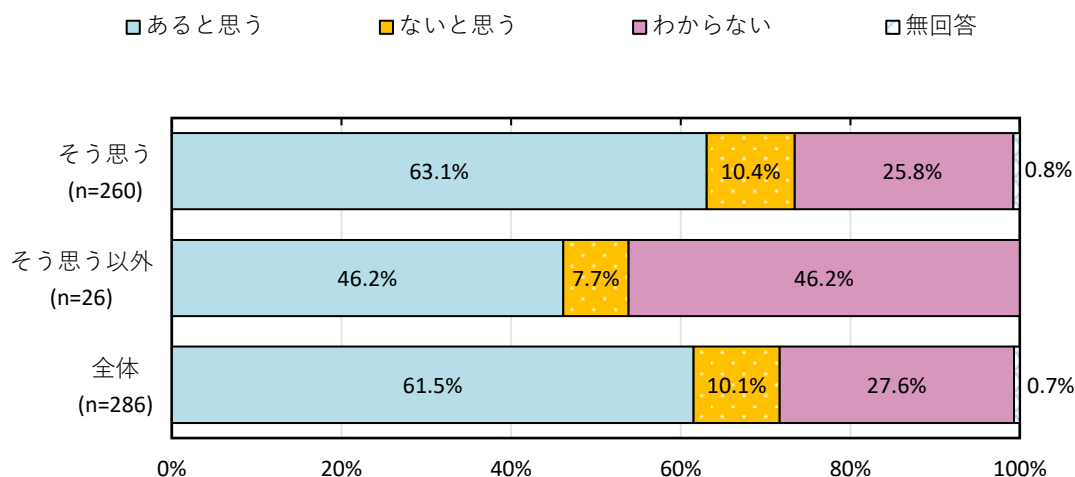
ケ) 自分によいところがあると思うか

小学生の「そう思う以外」のグループが、「あると思う」と回答した割合が45.5%、中学生の「そう思う以外」のグループが、「あると思う」と回答した割合が46.2%となっており、「そう思う」のグループと比較して低くなっています。

【小学生】



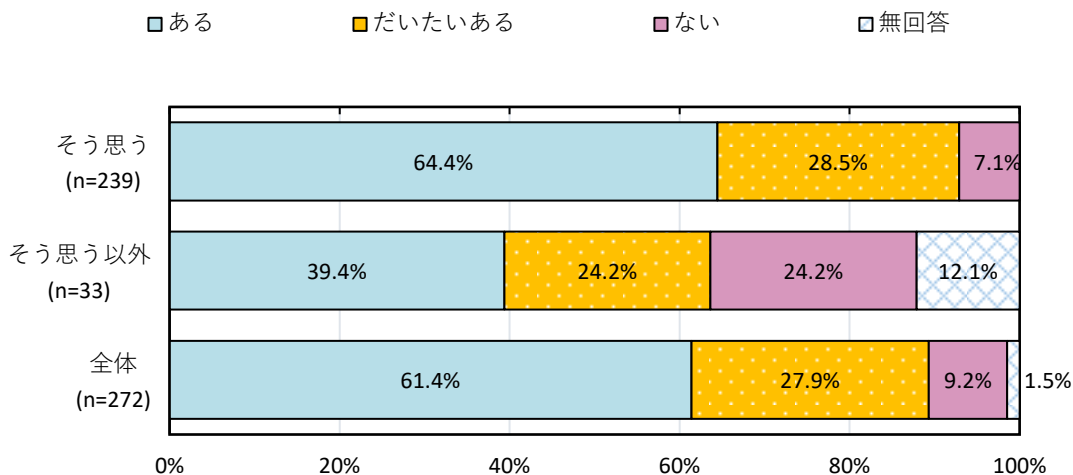
【中学生】



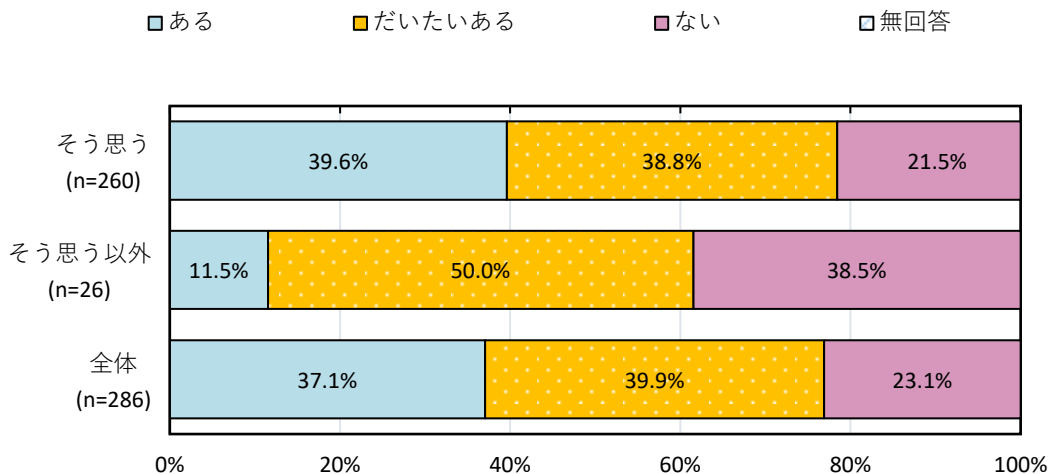
コ) 自分の将来について夢や目標があるか

小学生の「そう思う以外」のグループが、「ある」と回答した割合が39.4%、中学生の「そう思う以外」のグループが、「ある」と回答した割合が11.5%となっており、「そう思う」のグループと比較して低くなっています。

【小学生】



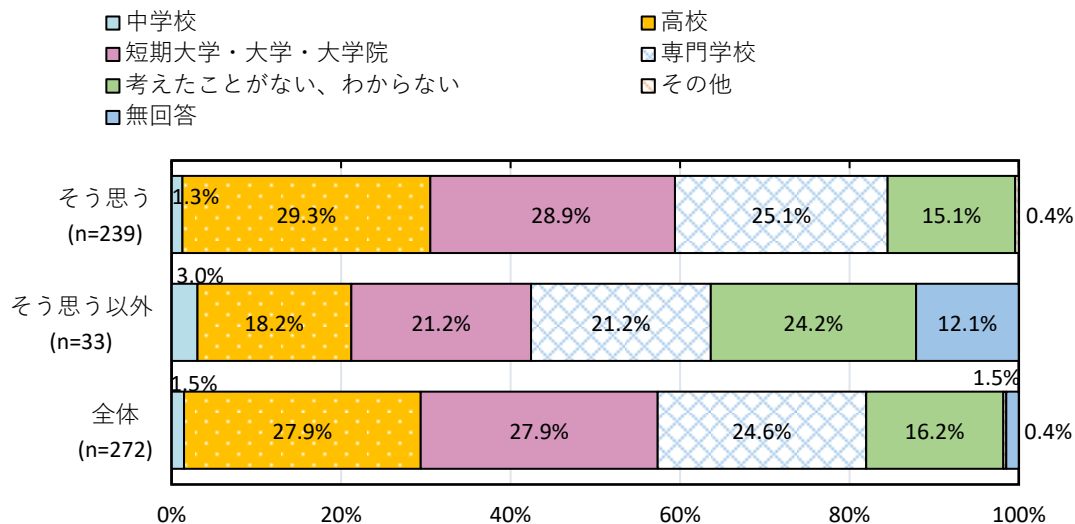
【中学生】



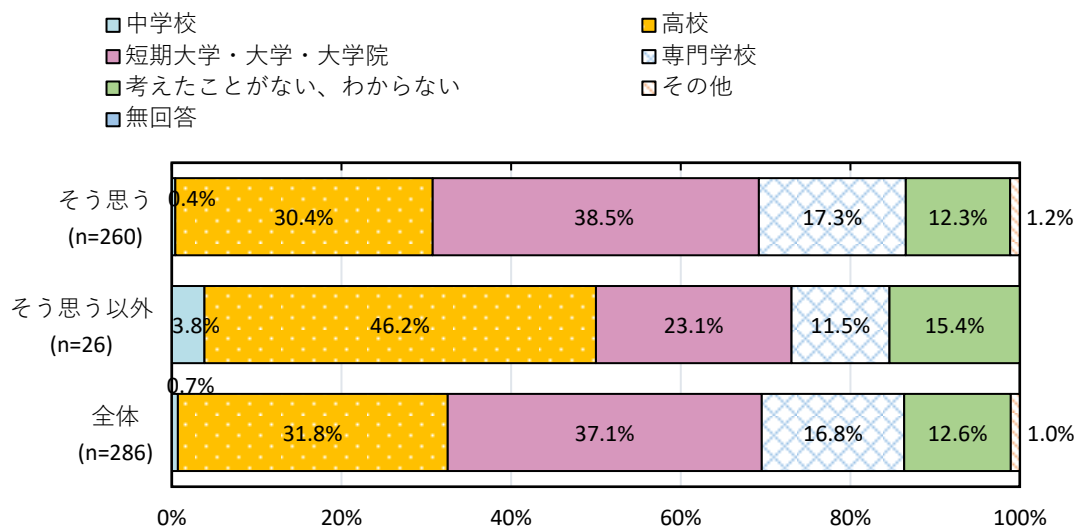
サ) どこまで進学したいと思うか

小学生の「そう思う以外」のグループが、「短期大学・大学・大学院」と回答した割合が21.2%、中学生の「そう思う以外」のグループが、「短期大学・大学・大学院」と回答した割合が23.1%となっており、「そう思う」のグループと比較して低くなっています。

【小学生】



【中学生】

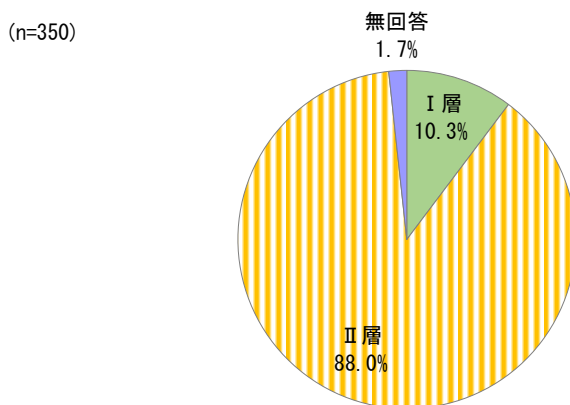


② 保護者調査結果

※内閣府の調査報告書の手法を参考に、本調査の世帯全員のおおよその年間収入の回答から、家族の人数を踏まえて「等価世帯収入」（世帯収入の回答選択肢の中央値をとり、同居家族の人数の平方根をとったもので除す）を算出。等価世帯収入の「中央値の2分の1」の額を貧困線とし、同線を下回る層をⅠ層（それ以外をⅡ層）とし、分類して掲載しています。

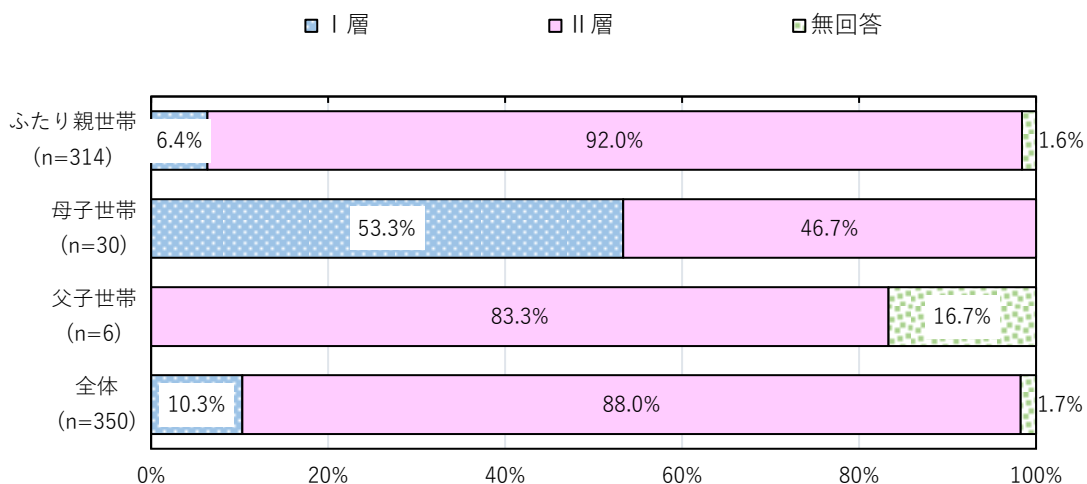
ア) 貧困線を下回る世帯の割合

貧困線を下回るⅠ層の割合は10.3%となっています。



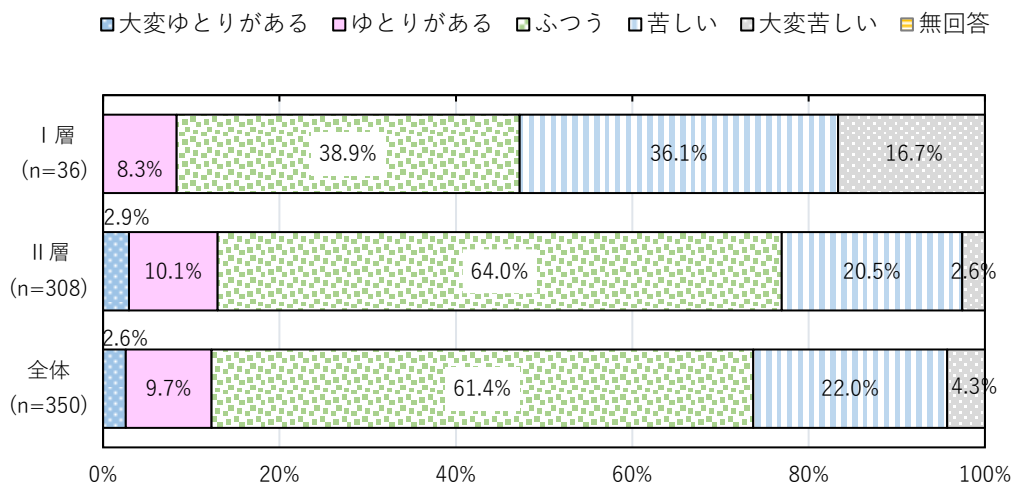
イ) 世帯別の状況

母子世帯でⅠ層の割合が53.3%で、非常に高くなっています。



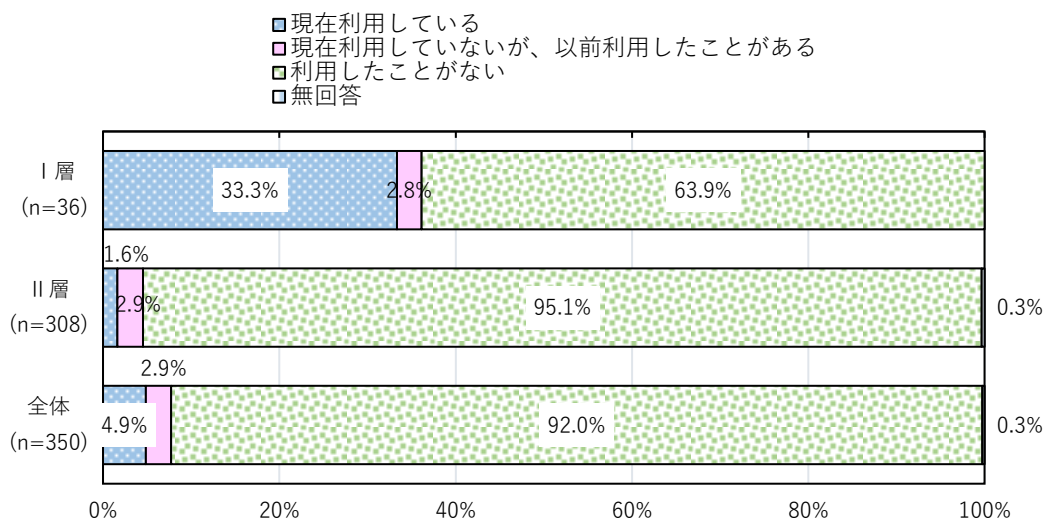
ウ) 現在の暮らしの状況

「苦しい」（「苦しい」と「大変苦しい」の合計）と回答した割合は、I層が52.8%で、II層と比較し29.7ポイント高くなっています。



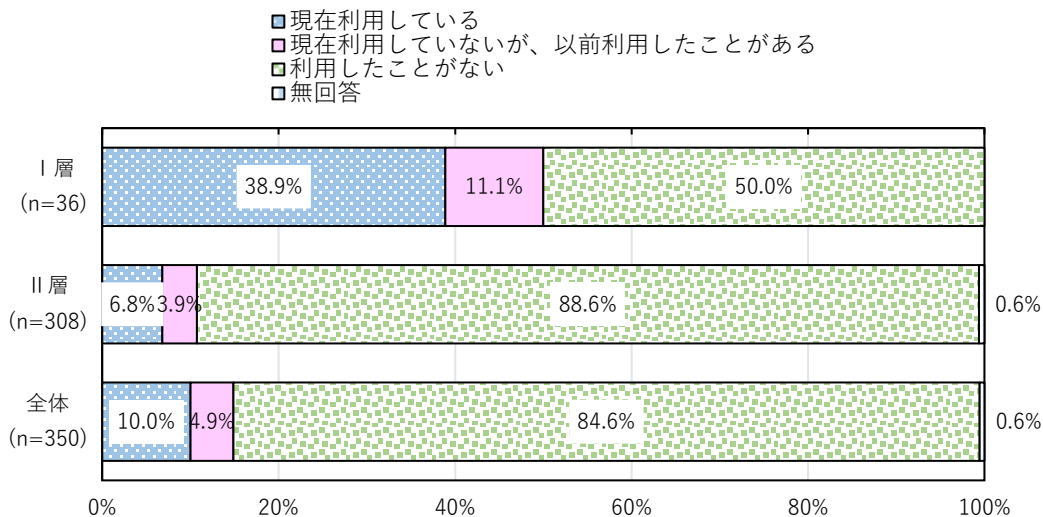
エ) 就学援助の利用状況

I層で「現在利用している」と回答した割合が33.3%となっています。



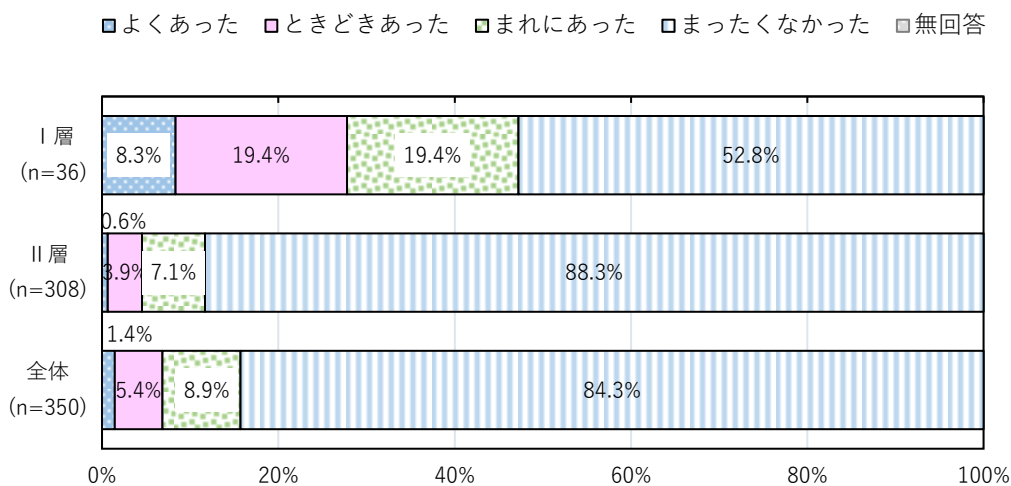
オ) 児童扶養手当の利用状況

I層で「現在利用している」と回答した割合が38.9%となっています。



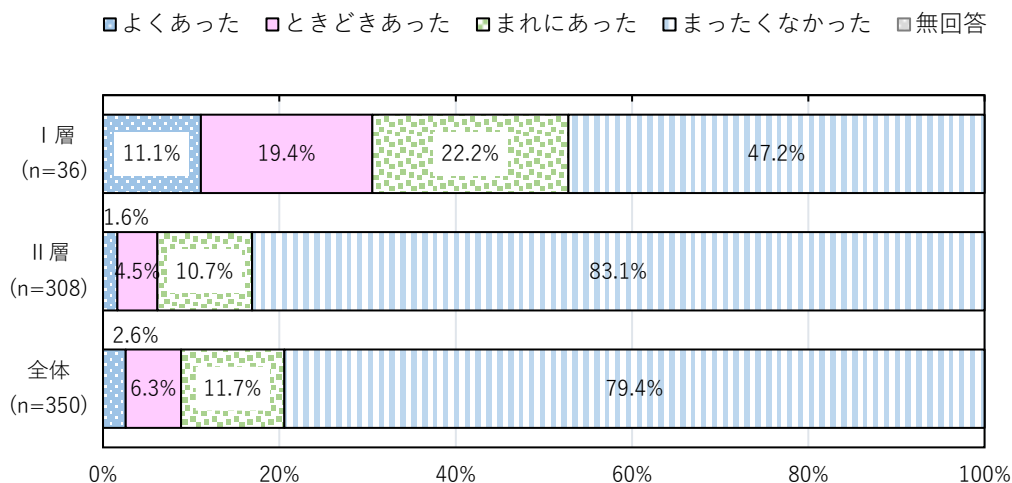
カ) 過去1年の間に、家族が必要とする食料が買えないことがあったか

「あった」（「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」の合計）と回答した割合は、I層が47.1%で、II層と比較し35.5ポイント高くなっています。



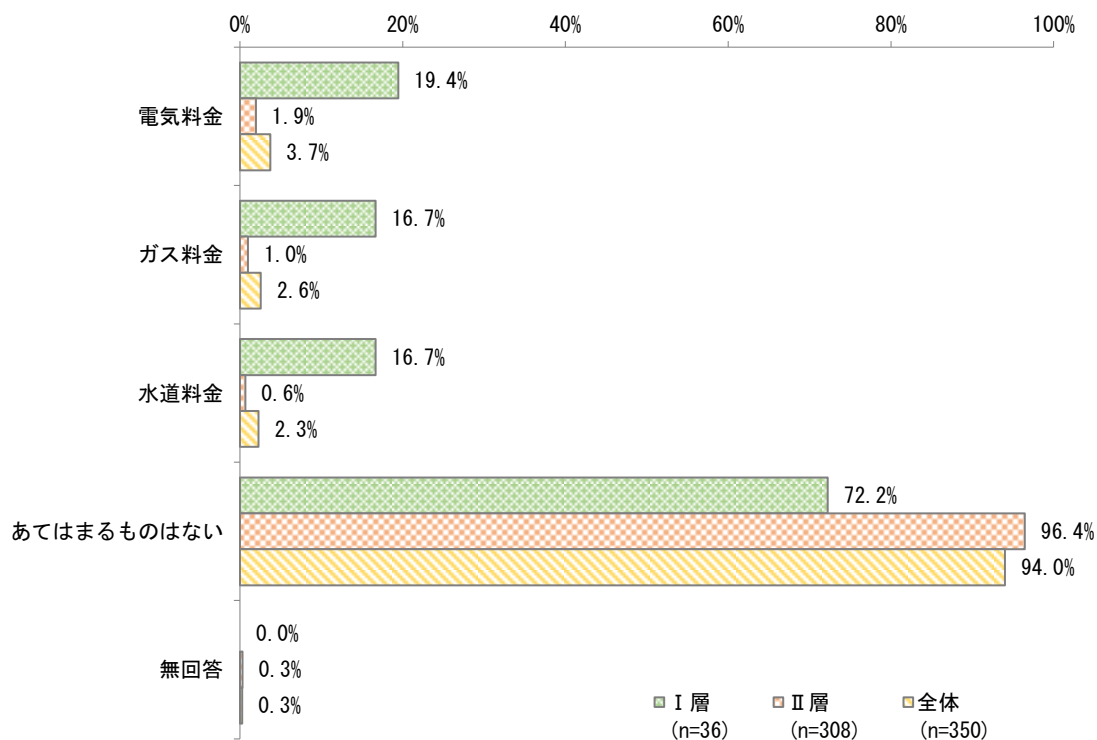
キ) 過去1年の間に、家族が必要とする衣服が買えないことがあったか

「あった」（「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」の合計）と回答した割合は、I層が52.7%で、II層と比較し35.9ポイント高くなっています。



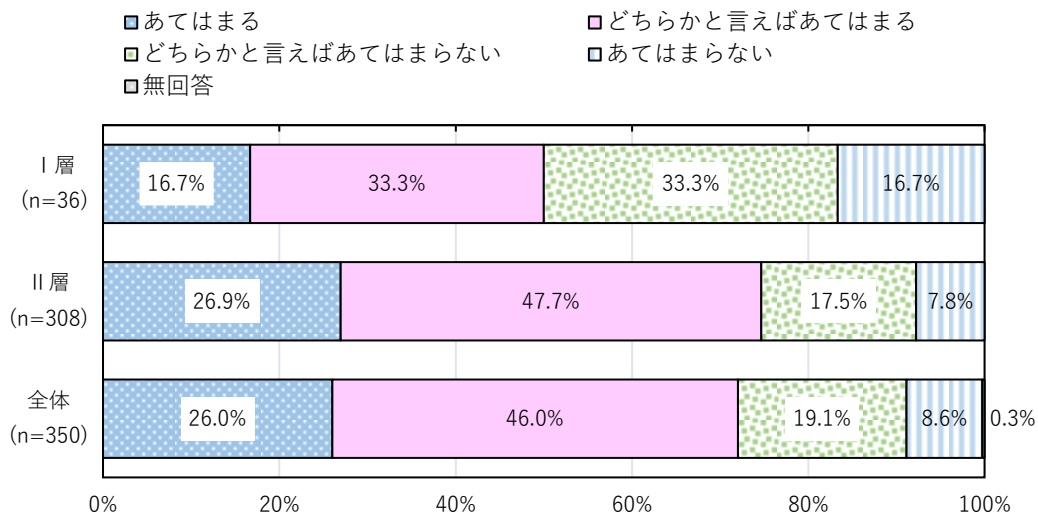
ク) 過去1年の間に、電気料金、ガス料金、水道料金の未払いがあったか

I層の「電気料金」が19.4%、「ガス料金」が16.7%、「水道料金」が16.7%で、II層と比較し、いずれも高くなっています。



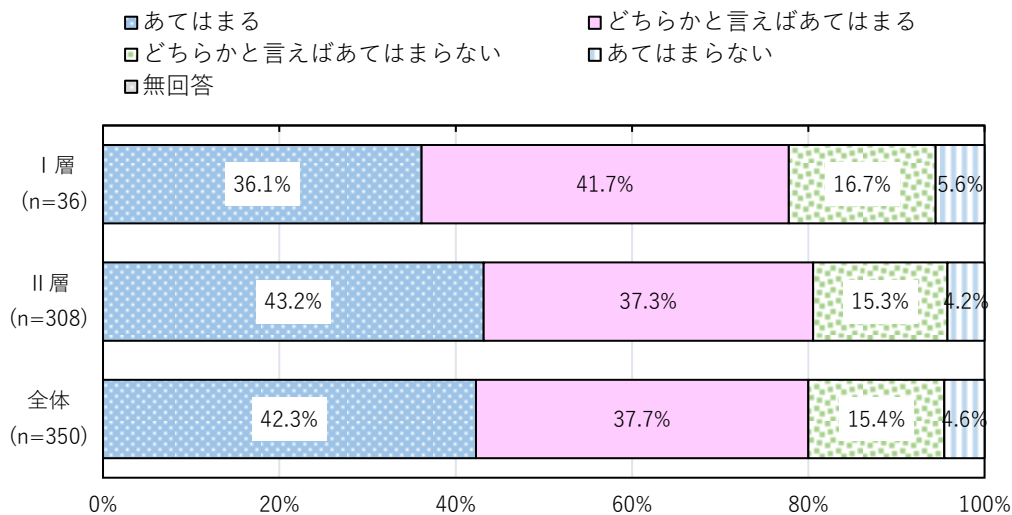
ケ) テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めているか

「あてはまる」(「あてはまる」と「どちらかと言えばあてはまる」の合計)と回答した割合は、I層が50.0%で、II層と比較し24.6ポイント低くなっています。



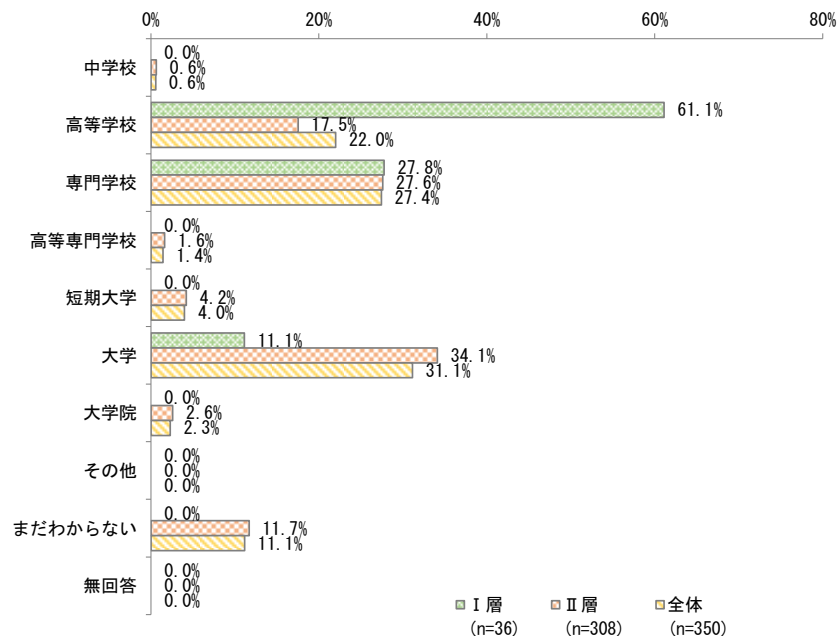
コ) お子さんから、勉強や成績のことについて話をしてくれるか

I層とII層で、大きな差はない状況となっています。



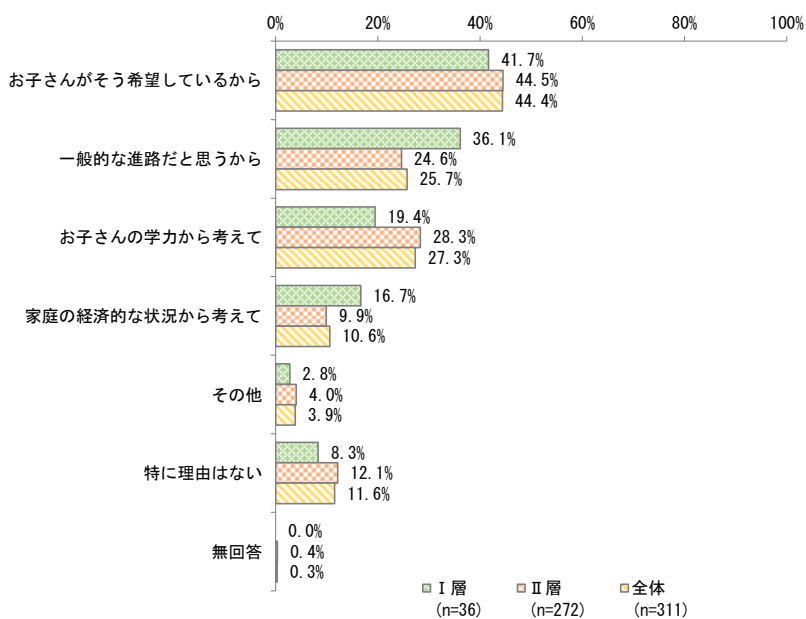
サ) 現実的なお子さんの進路

I層では「高等学校」が61.1%で最も高くなっています。II層では「大学」が34.1%で最も高くなっています。



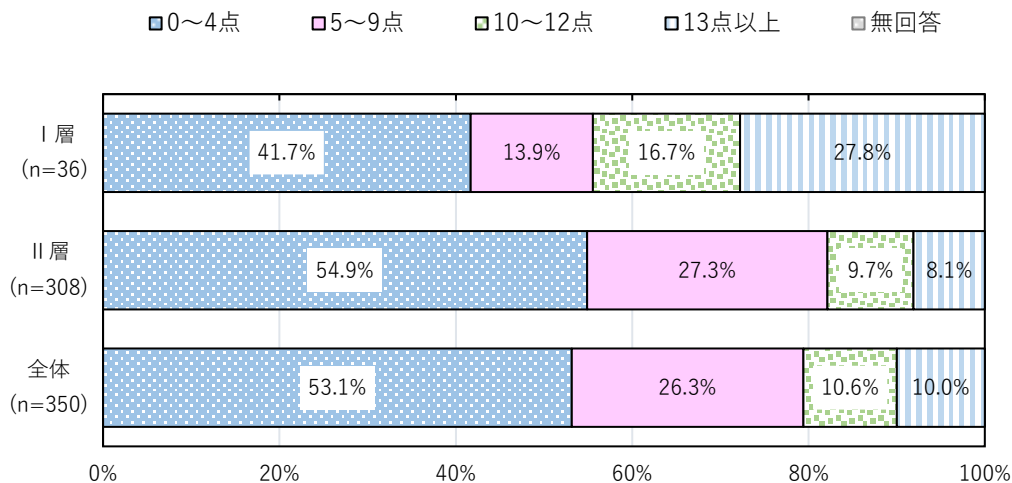
シ) お子さんの進路をそのように思う理由

「家庭の経済的な状況から考えて」と回答した割合は、I層が16.7%で、II層と比較し6.8ポイント高くなっています。



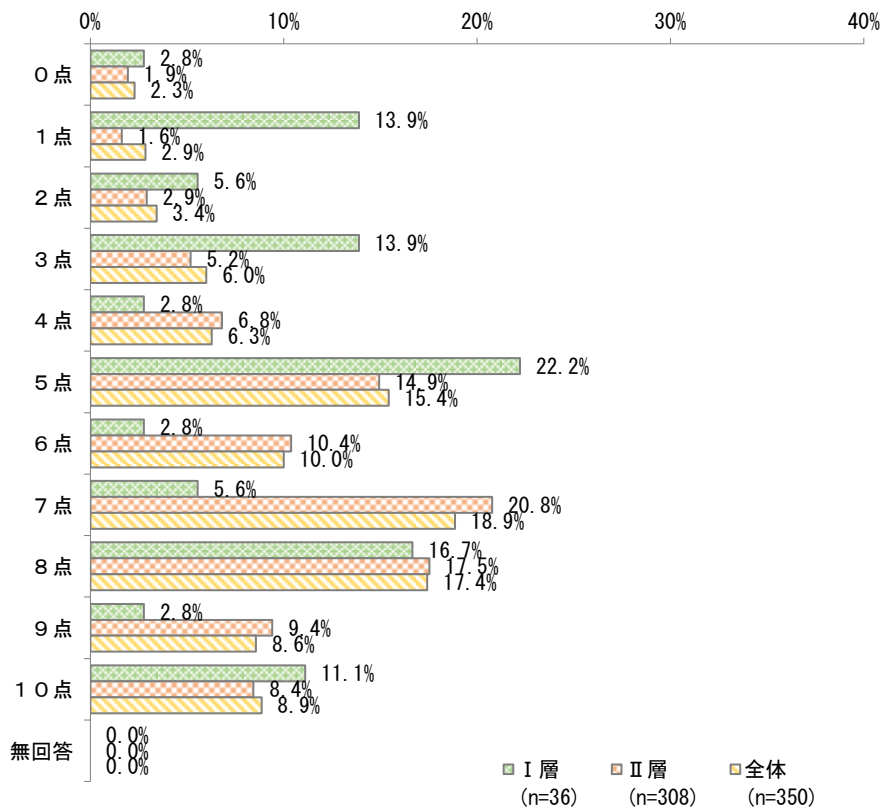
ス) 心理的苦痛を感じている割合

「心理的苦痛を感じている」と言われている10点以上の割合は、I層が44.5%で、II層と比較し26.7ポイント高くなっています。



セ) 最近の生活の満足度

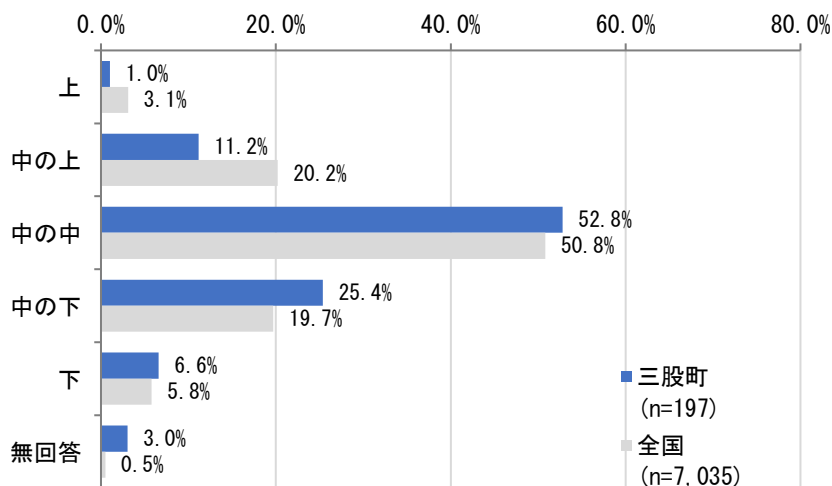
I層の平均が6.1点で、II層と比較し1.3点低くなっています。



(4) こども・若者計画に係る調査結果

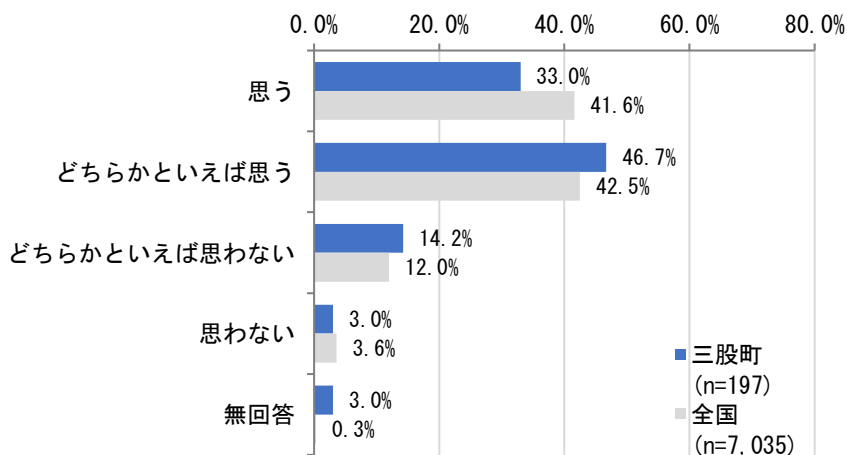
① あなたの暮らし向き（衣・食・住・レジャーなどの物質的な生活水準）

暮らし向きが世間一般と比べて「上」と「中の上」と回答した割合の合計が12.2%で、全国結果と比較し11.1ポイント下回っています。



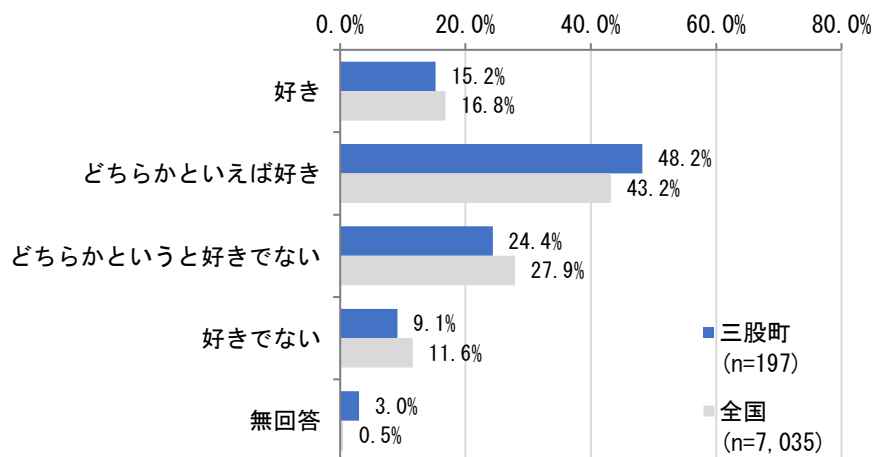
② 自分には自分らしさというものがあると思うか

「思う」（「思う」、「どちらかといえば思う」の合計）と回答した割合が79.7%で、全国結果と比較し4.4ポイント下回っています。



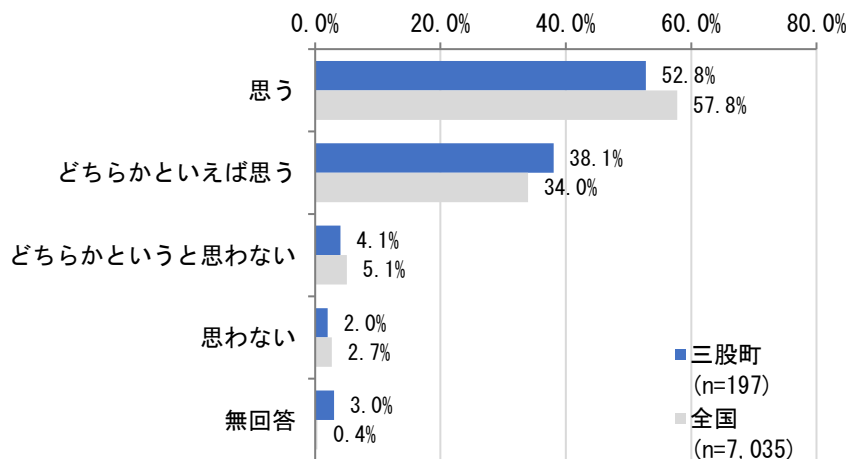
③ 今の自分が好きか

「好き」（「好き」、「どちらかといえば好き」の合計）と回答した割合が63.4%で、全国結果と比較し3.4ポイント上回っています。



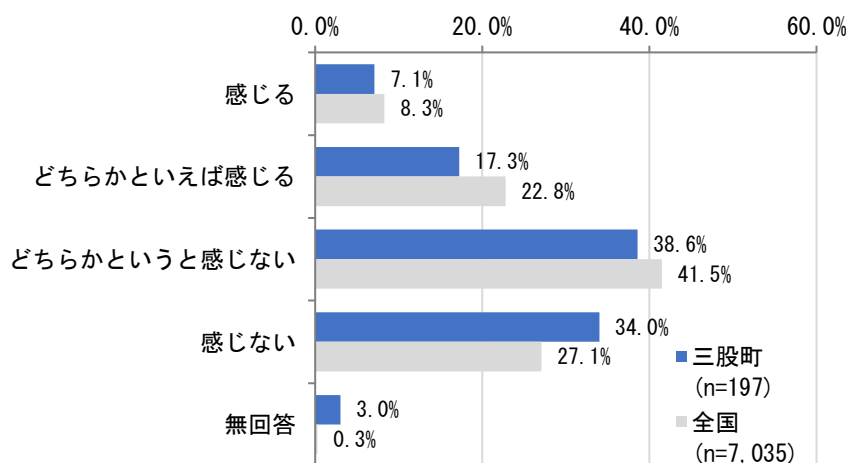
④ 自分の親（保護者）から愛されていると思うか

「思う」（「思う」、「どちらかといえば思う」の合計）と回答した割合が90.9%で、全国結果と比較し0.9ポイント下回っています。



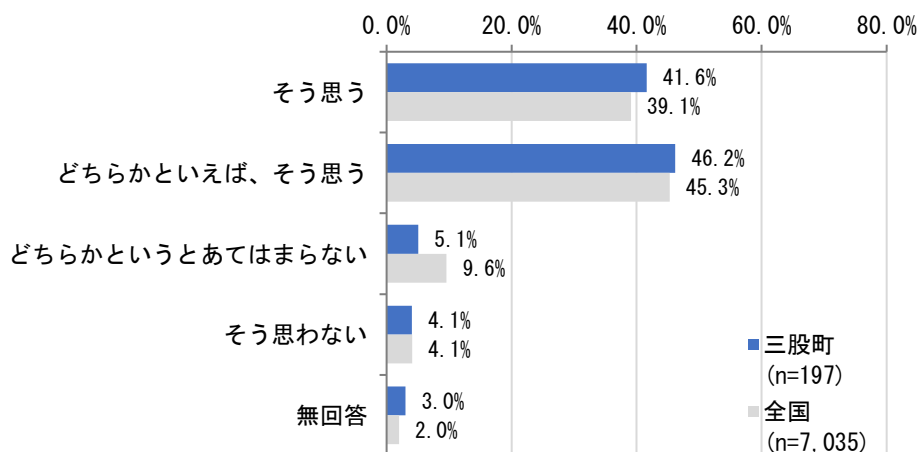
⑤ 自分は役に立たないと強く感じる

「感じる」（「感じる」、「どちらかといえば感じる」の合計）と回答した割合が24.4%で、全国結果と比較し6.7ポイント下回っています。



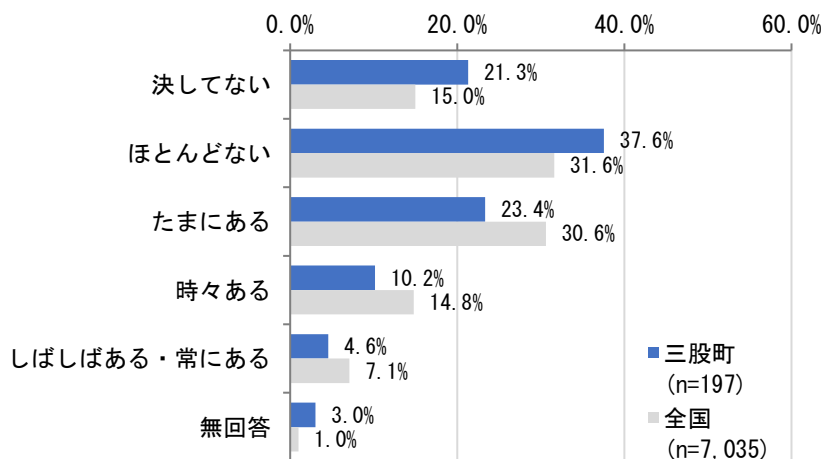
⑥ 自分が幸せだと思うか

「そう思う」（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計）と回答した割合が87.8%で、全国結果と比較し3.4ポイント上回っています。



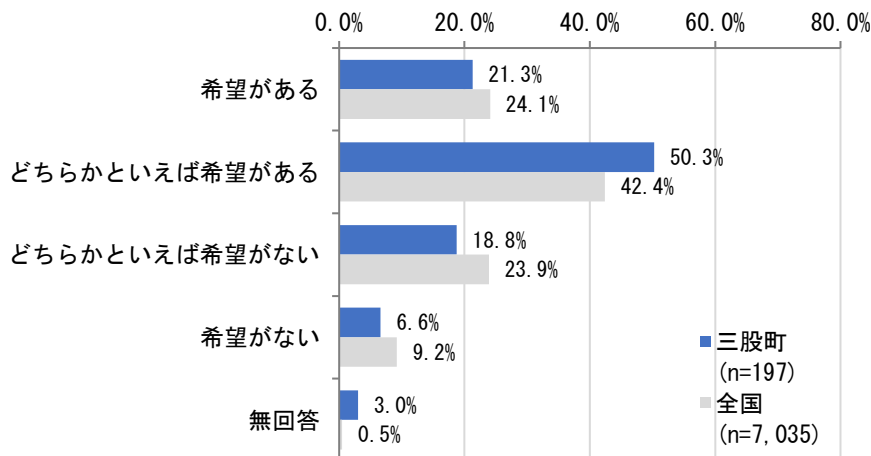
⑦ 孤独であると感じることがあるか

「ない」（「決してない」、「ほとんどない」の合計）と回答した割合が 58.9% で、全国結果と比較し 12.3 ポイント上回っています。



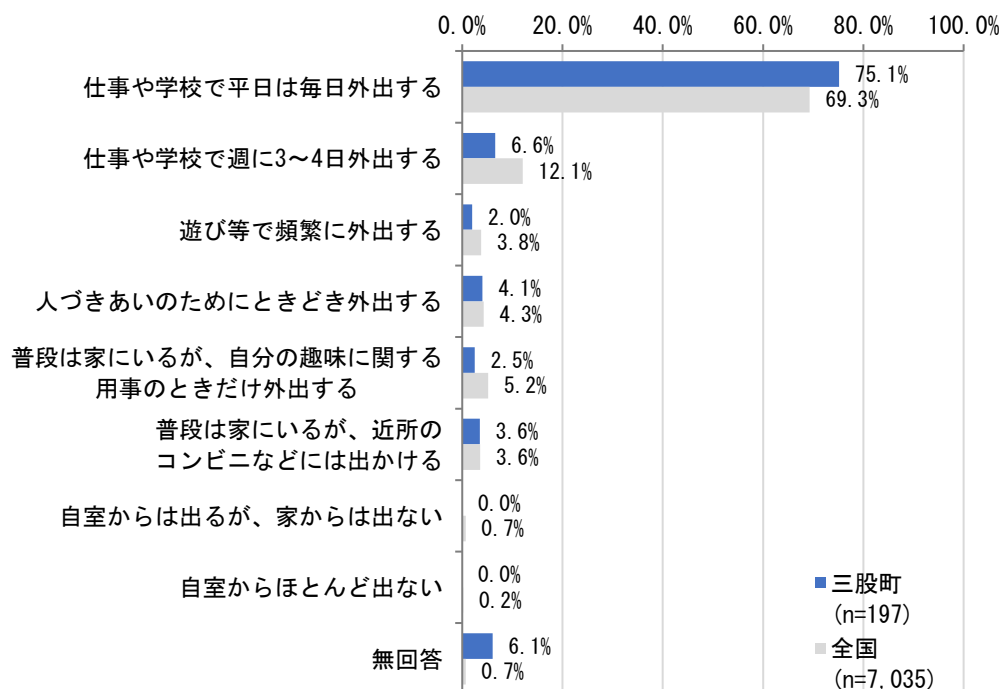
⑧ 自分の将来に明るい希望を持っているか

「希望がある」（「希望がある」、「どちらかといえば希望がある」の合計）と回答した割合が 71.6% で、全国結果と比較し 5.1 ポイント上回っています。



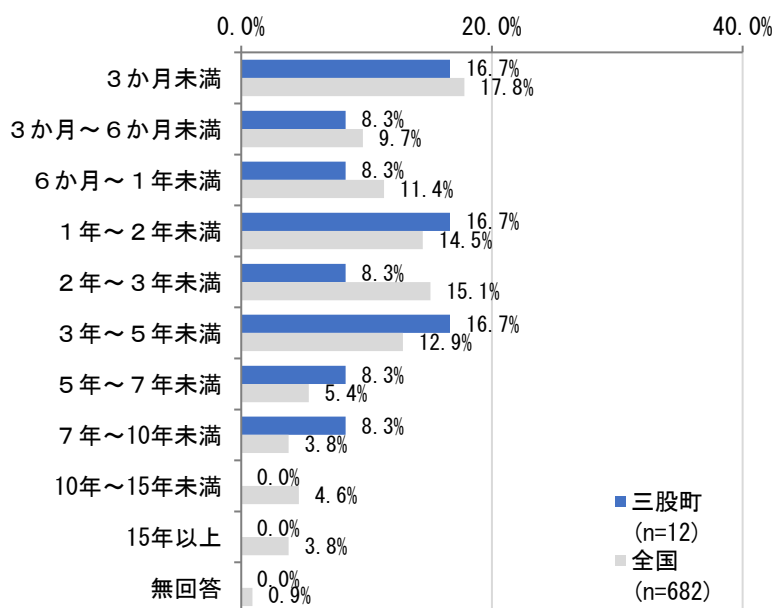
⑨ 外出の頻度

「ほとんど外出しない」（「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のみときだけ外出する」、「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」の合計）と回答した割合が6.1%で、全国結果と比較し3.6ポイント下回っています。



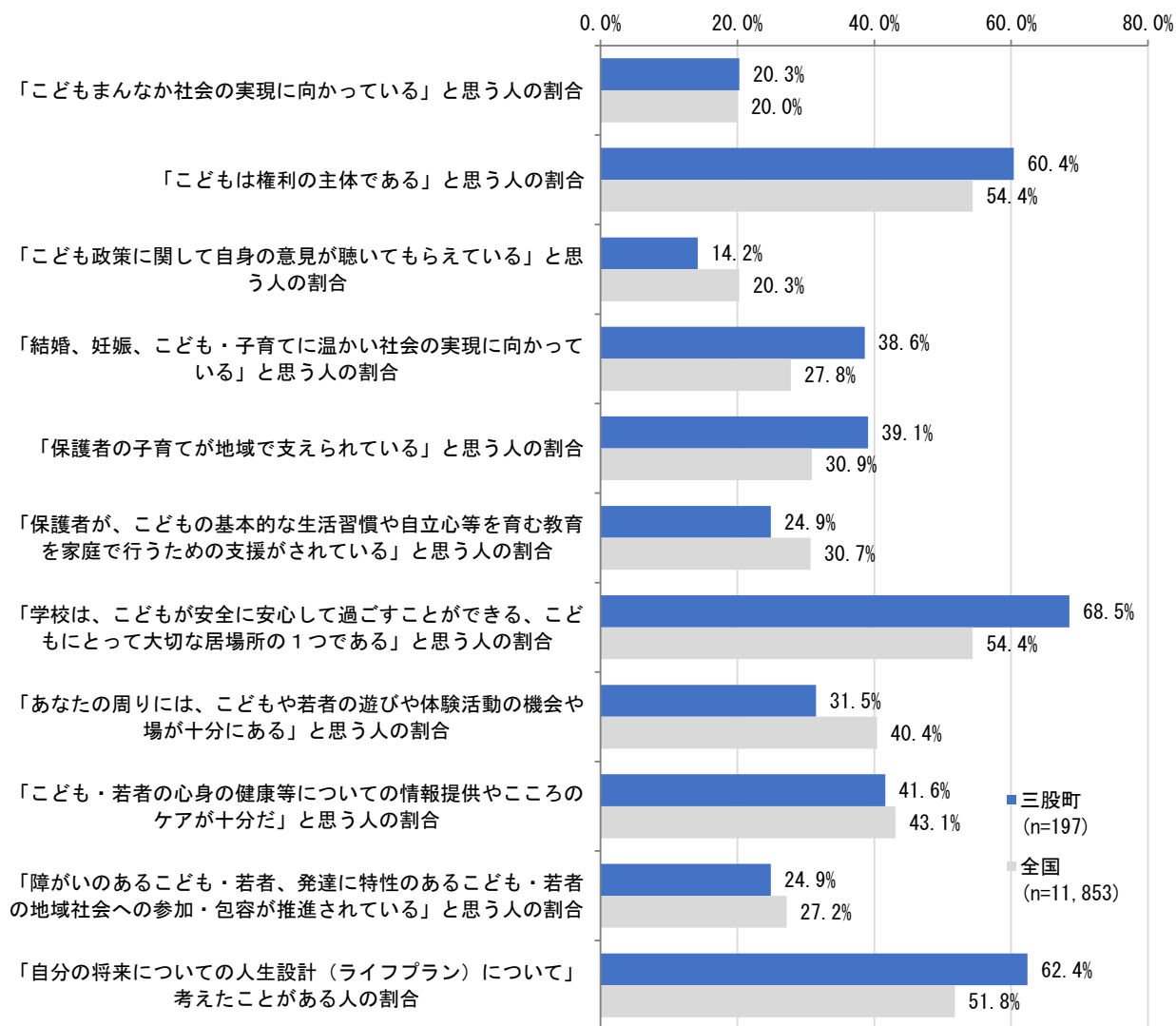
⑩ ほとんど外出しなくなった期間

「3か月未満」、「1年~2年未満」、「3~5年未満」が16.7%で最も高くなっています。



⑪ こども大綱で設定されている数値目標に関する調査結果

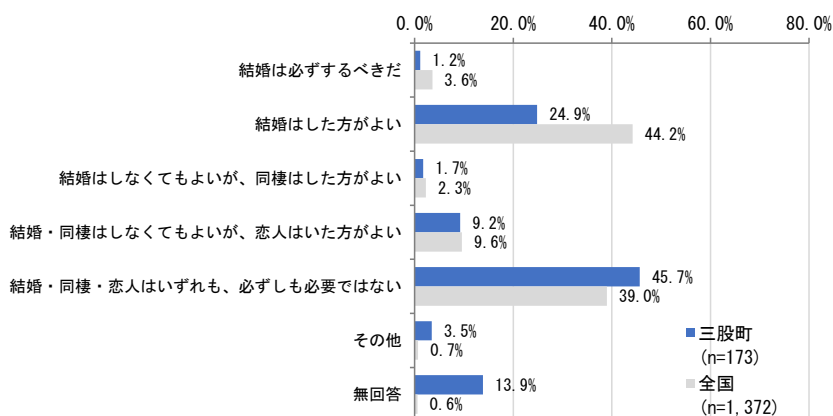
全国結果を下回っている項目は、「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえていると思う人」、「保護者が、こどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を家庭で行うための支援がされていると思う人」、「あなたの周りには、こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にあると思う人」、「こども・若者の心身の健康等についての情報提供やこころのケアが十分だと思う人」、「障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容が推進されていると思う人」となっています。



⑫ 結婚や同棲の必要性に対する考え方

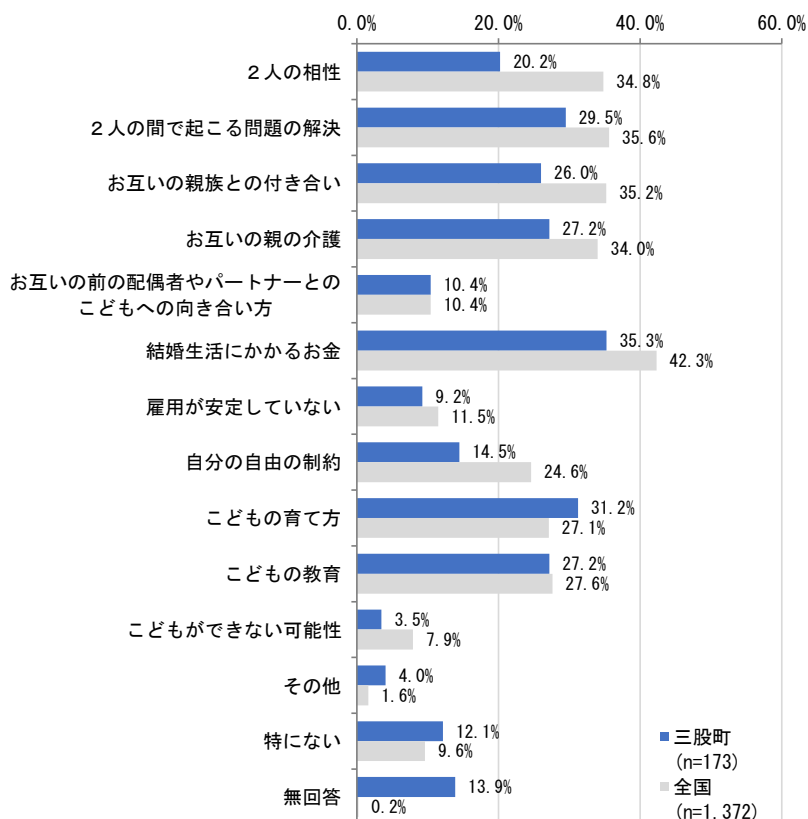
「結婚・同棲・恋人はいずれも、必ずしも必要ではない」が45.7%で最も高くなっており、全国結果と比較し6.7ポイント上回っています。

また、「結婚はした方がよい」が24.9%で、全国結果と比較し19.3ポイント下回っており、結婚や同棲等に対して必要性を感じていない方が多い結果となっています。



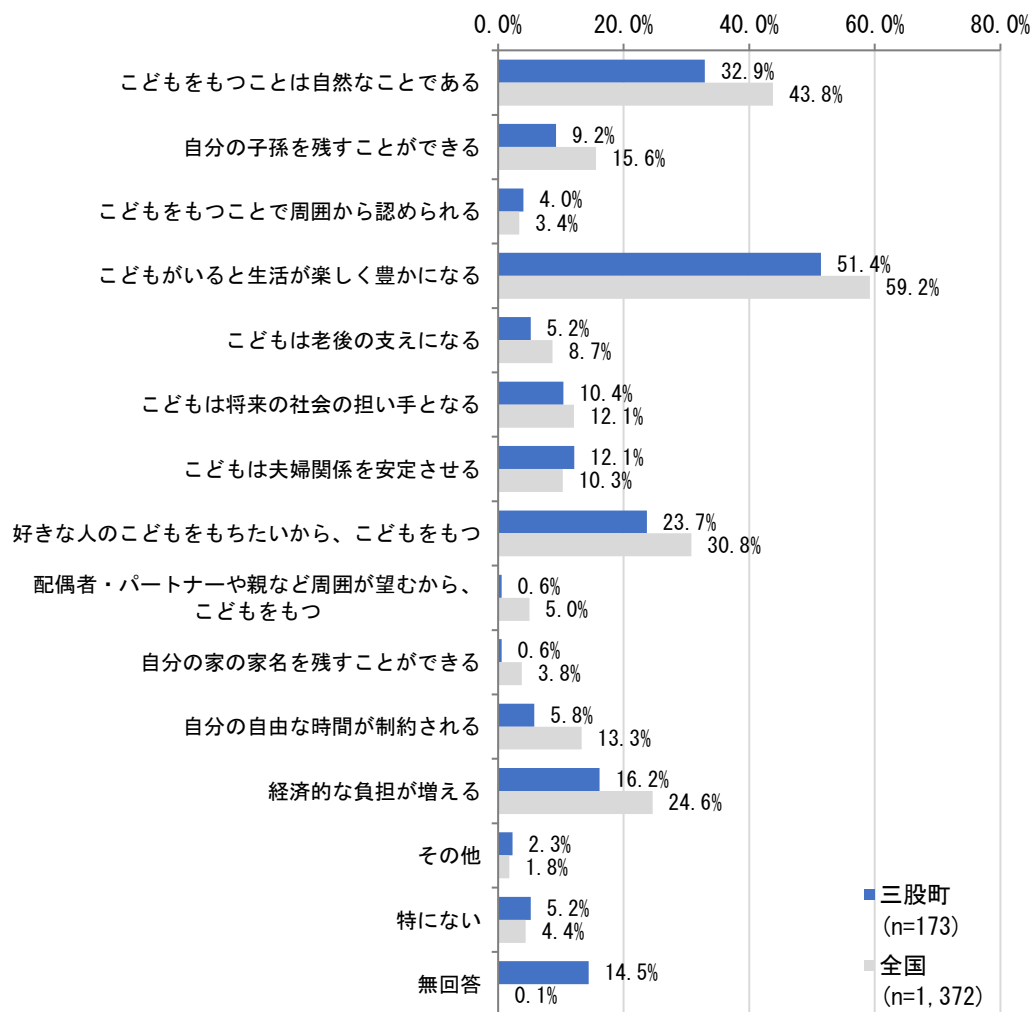
⑬ 結婚生活について不安に感じること

「結婚生活にかかるお金」が35.3%で最も高く、次いで、「こどもの育て方」31.2%、「2人の間で起こる問題の解決」29.5%となっています。



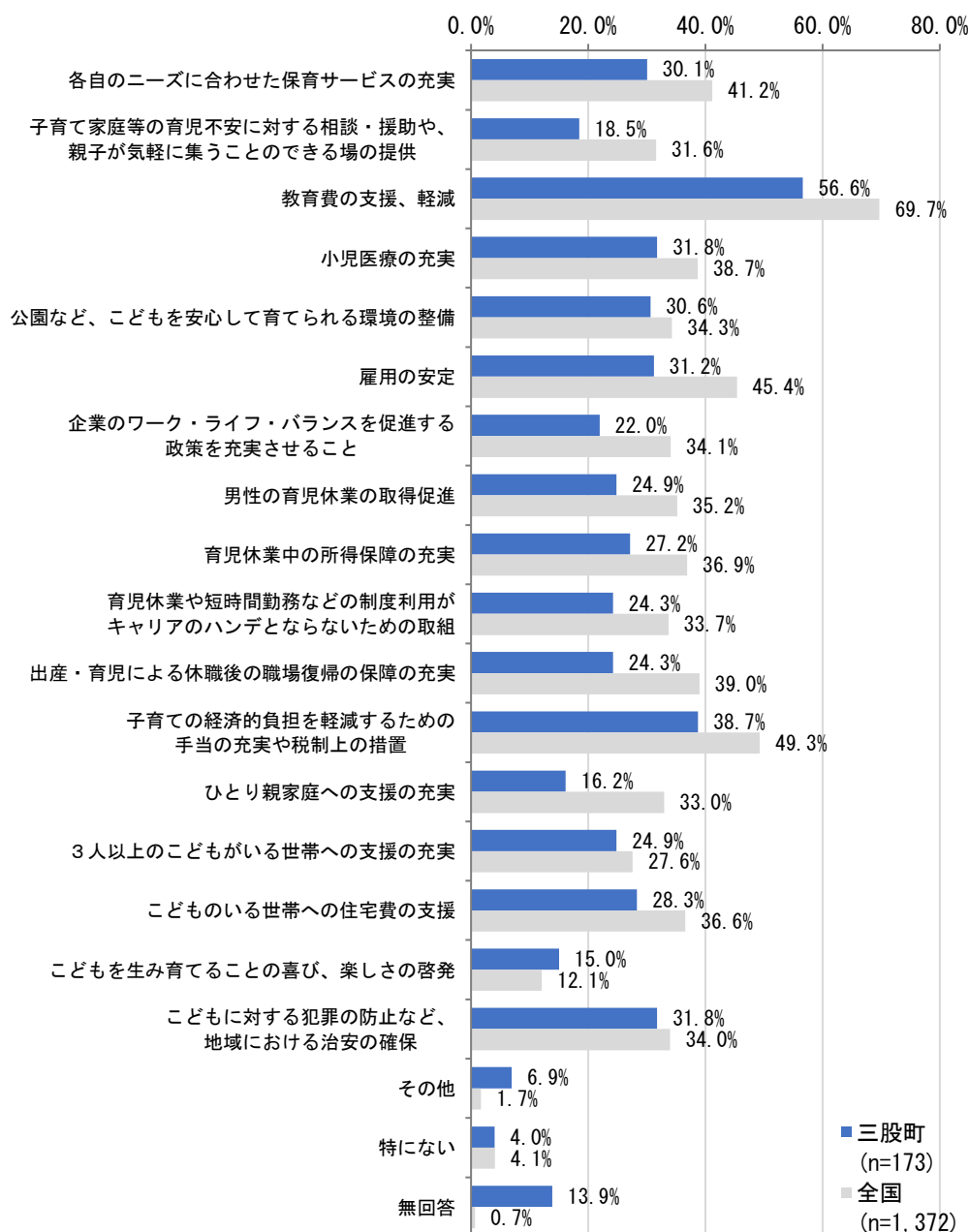
⑭ 自分のこどもをもつことに対してどのように考えるか

「こどもがいると生活が楽しく豊かになる」が51.4%で最も高く、次いで、「こどもをもつことは自然なことである」32.9%、「好きな人のこどもをもちたいから、こどもをもつ」23.7%となっています。



⑮ 育児を支援する施策として何が重要だと思うか

「教育費の支援、軽減」が56.6%で最も高く、次いで、「子育ての経済的負担を軽減するための手当の充実や税制上の措置」38.7%、「こどもに対する犯罪の防止など、地域における治安の確保」、 「小児医療の充実」31.8%となっています。



第3章 第2期計画の実施状況

1 見込み及び実績の状況

(1) 教育・保育の実施状況（実績は各年4月1日現在の認定者数）

年度	項目	1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1・2歳	合計
令和2年度	計画	275人	548人	92人	431人	523人
	実績	211人	660人	63人	459人	522人
	差異（実績-計画）	▲64人	112人	▲29人	28人	▲1人

令和3年度	計画	271人	541人	91人	430人	521人
	実績	217人	656人	51人	442人	493人
	差異（実績-計画）	▲54人	115人	▲40人	12人	▲28人

令和4年度	計画	272人	543人	91人	418人	509人
	実績	214人	653人	50人	434人	484人
	差異（実績-計画）	▲58人	110人	▲41人	16人	▲25人

令和5年度	計画	275人	549人	90人	415人	505人
	実績	199人	659人	50人	426人	476人
	差異（実績-計画）	▲76人	110人	▲40人	11人	▲29人

令和6年度	計画	274人	546人	89人	412人	501人
	実績	191人	616人	49人	390人	439人
	差異（実績-計画）	▲83人	70人	▲40人	▲22人	▲62人

※1号認定：定期的な保育の必要がなく、教育のみを希望する3歳から小学校入学前までのこども

※2号認定：保育が必要な要件に該当し、定期的な保育を希望する、3歳から小学校入学前のこども

※3号認定：保育が必要な要件に該当する、0歳から2歳までのこども

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

※地域子ども・子育て支援事業については、延べ人数を「人日」、実人数を「人」と表記しています。

① 利用者支援事業

【基本型・特定型】

実施箇所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
実 績	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所

【母子保健型】

実施箇所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
実 績	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

② 地域子育て支援拠点事業

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	6,876 人日	6,840 人日	6,696 人日	6,648 人日
実 績	3,954 人日	3,118 人日	2,385 人日	3,113 人日
差異（実績-計画）	▲2,922 人日	▲3,722 人日	▲4,311 人日	▲3,535 人日

実施箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

③ 妊婦健康診査事業

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	252 人	251 人	248 人	246 人
実 績	255 人	226 人	169 人	181 人
差異（実績-計画）	3 人	▲25 人	▲79 人	▲65 人

④ 乳児家庭全戸訪問事業

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	254 人	252 人	251 人	248 人
実 績	205 人	220 人	201 人	262 人
差異（実績-計画）	▲49 人	▲32 人	▲50 人	14 人

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	15 人	15 人	15 人	15 人
実 績	0 人	0 人	0 人	0 人
差異（実績-計画）	▲15 人	▲15 人	▲15 人	▲15 人

実施箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

⑥ 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
実 績	0 人日	0 人日	3 人日	36 人日
差異（実績-計画）	0 人日	0 人日	3 人日	36 人日

実施箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	0 か所	0 か所	1 か所	2 か所

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	6,876 人日	6,840 人日	6,696 人日	6,648 人日
実 績	442 人日	549 人日	482 人日	350 人日
差異（実績-計画）	▲6,434 人日	▲6,291 人日	▲6,214 人日	▲6,289 人日

⑧ 一時預かり事業

【幼稚園型】

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画（1号認定）	619人日	612人日	613人日	620人日
計画（2号認定）	29,730人日	29,377人日	29,451人日	29,778人日
実績（1号認定+2号認定）	30,285人日	31,717人日	27,936人日	32,055人日
差異（実績-見込み）	▲64人日	1,728人日	▲2,128人日	1,657人日

実施箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	13か所	14か所	16か所	17か所

【幼稚園型以外】

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	1,118人日	1,109人日	1,099人日	1,101人日
実績	277人日	290人日	309人日	323人日
差異（実績-見込み）	▲841人日	▲819人日	▲790人日	▲778人日

実施箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	6か所	7か所	7か所	8か所

⑨ 延長保育事業

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	613人	607人	602人	603人
実績	351人	315人	228人	259人
差異（実績-計画）	▲262人	▲292人	▲374人	▲344人

実施箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	11か所	13か所	11か所	12か所

⑩ 病児保育事業

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	400 人日	400 人日	400 人日	400 人日
実 績	888 人日	505 人日	356 人日	620 人日
差異（実績-計画）	488 人日	105 人日	▲44 人日	220 人日

実施箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所

⑪ 放課後児童健全育成事業

年間実人数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	1 年生	212 人	193 人	195 人	180 人
	2 年生	186 人	192 人	176 人	176 人
	3 年生	126 人	119 人	124 人	112 人
	4 年生	14 人	15 人	18 人	18 人
	5 年生	10 人	13 人	15 人	17 人
	6 年生	13 人	14 人	18 人	20 人
	合計	561 人	546 人	546 人	523 人
実 績	1 年生	196 人	209 人	233 人	206 人
	2 年生	149 人	181 人	196 人	196 人
	3 年生	110 人	124 人	121 人	128 人
	4 年生	11 人	22 人	24 人	36 人
	5 年生	7 人	16 人	15 人	11 人
	6 年生	5 人	8 人	12 人	12 人
	合計	478 人	560 人	601 人	589 人
差異（実績-計画）		▲83 人	14 人	55 人	66 人

実施箇所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	11 箇所	13 箇所	16 箇所	16 箇所
実 績（支援数）	12 支援	16 支援	20 支援	20 支援

2 基本目標ごとの主な事業・取組の実施状況

基本目標1 安心して生み育てられる環境づくり

1 妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援

【主な事業・取組の実施状況】

特定不妊治療費助成事業（町民保健課健康推進係）				
概要	体外受精または顕微授精による特定不妊治療費の助成を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成人数	17人	15人	16人	1人
延べ助成人数	28人	22人	21人	1人

妊娠期両親学級（パパママ教室）（町民保健課健康推進係）				
概要	快適なマタニティーライフを送るため、また、赤ちゃんの健やかな成長のため、パパ・ママの参加できる教室（パパの妊婦体験、パパの沐浴練習、おむつ交換等）を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加組数	72組	14組	49組	48組

妊婦健康診査事業（町民保健課健康推進係）				
概要	健やかな妊娠と安全な出産を迎えられるように、妊娠週数に応じて14回分の妊婦健診の費用を助成する。同時に、子宮がん検診費用の助成も行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	2,699件	2,756件	2,190件	2,029件
助成金額	19,484,780円	19,894,710円	15,710,190円	15,871,070円

産婦健康診査事業（町民保健課健康推進係）				
概要	産後2週間や1か月等、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等）の費用を助成する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ件数	402件	458件	385件	314件

新生児聴覚検査事業（町民保健課健康推進係）				
概要	先天的な聴覚障がいの有無を早期に発見し、速やかに支援に結びつるため検査費用の助成を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	202件	225件	189件	177件
助成金額	1,038,000円	1,110,300円	952,000円	874,000円

出生祝品プレゼント事業（町民保健課健康推進係）				
概要	生後3か月頃の全出生児に対し、母子保健推進員が家庭訪問し、出生祝品や予防接種パンフレット等を届ける。また、出生祝品の配布を通して、子育てに関する不安や悩みの聞き取りを行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配布件数	-	183件	174件	179件

妊娠・出産包括支援事業（産後ケア事業）（町民保健課健康推進係）				
概要	退院後の母子に対する専門職によるケアを行う。また、身近な支援者がいない妊産婦等の交流による仲間づくり等により、安心して子育てができるようにする。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用件数	60件	84件	83件	54件

子育て世代包括支援センター事業（町民保健課健康推進係）				
概要	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に専門的な見地から相談支援を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ相談件数	255件	224件	165件	176件

子育てマップ・子育てガイドブック作成事業（福祉課児童福祉係）				
概要	子育てに関係する課、係、団体に配布し、随時窓口等に置いたり、相談があった際に配布を行う。制度の変更があった際は適宜見直すほか、内容の充実を目指し更新を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
作成部数	500部	500部	500部	500部

乳幼児健診（集団）事業（町民保健課健康推進係）				
概要	身長体重測定、保健師・助産師の問診、内科診察（2歳6か月児を除く）、歯科診察等を行う。			
乳児健診				
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数	150人	125人	150人	230人
受診率	コロナ対策のため1歳児のみ	コロナ対策のため1歳児のみ	-	67.3%
1歳6か月児内科健診				
受診者数	259人	208人	252人	253人
受診率	87.0%	96.0%	98.0%	96.0%
1歳6か月児歯科健診				
平均むし歯数	0.11本	0.13本	0.004本	0.03本
むし歯有病者率	3.0%	2.8%	0.4%	0.8%
2歳6か月児歯科健診				
受診者数	中止	223人	236人	283人
受診率	-	85.0%	96.0%	86.0%
平均むし歯数	-	0.36本	0.20本	0.14本
むし歯有病者率	-	10.0%	5.0%	5.0%
3歳児内科健診				
受診者数	250人	229人	278人	266人
受診率	97.0%	97.0%	97.0%	94.0%
3歳児歯科健診				
平均むし歯数	0.48本	0.54本	1.08本	0.72本
むし歯有病者率	15.0%	18.0%	29.0%	18.0%

母乳育児相談事業（おっぱい相談）（町民保健課健康推進係）				
概要	乳児健診（集団）のメニューとして、希望者に対して助産師によるおっぱい相談を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	15人	6人	16人	12人

乳児健診（個別）事業（町民保健課健康推進係）				
概要	母子健康手帳の交付に合わせて、小児科医院等で健診が受けられるように、健康診査の費用2回分を助成する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	405件	425件	389件	312件

母子保健推進員活動事業（町民保健課健康推進係）				
概要	子育てに関する様々な不安や悩みを抱えた家庭が、地域とつながりを持てるような活動を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動件数	838件	986件	1,066件	1,116件

乳児家庭全戸訪問事業（町民保健課健康推進係）				
概要	全ての生後1～3か月児と産婦を対象に、助産師や保健師が赤ちゃんの体重測定や授乳のアドバイス等を行うため新生児訪問を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問人数	205人	220人	201人	262人

育児教室事業（すくすく教室）（町民保健課健康推進係）				
概要	図書館司書による絵本の読み聞かせのほか、事故予防や離乳食の講話、乳児体験を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	11回	6回	12回	12回
参加組数	135組	82組	112組	84組

ことば個別相談事業（町民保健課健康推進係）				
概要	言語聴覚士による「ことばの個別相談」を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	117人	179人	168人	149人

心理個別相談事業（町民保健課健康推進係）				
概要	臨床心理士等による「こころの相談」を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	93人	119人	98人	98人

健診フォロー親子教室事業（ほのぼの親子教室）（町民保健課健康推進係）				
概要	幼児健診等で児の発達や子育ての不安等で経過観察が必要なとき、親子で楽しく遊びながら、こどもの健やかな心身の成長を促し、保護者の育児不安を軽減できるよう親子教室を開催する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数	29人	25人	20人	24人
延べ参加人数	55人	41人	38人	88人

都城市こども発達センター利用事業（町民保健課健康推進係）				
概要	発達障がいの診断や療育相談を行うため、都城市が設置している「こども発達センター きらきら」を三股町の幼児が利用できるよう運営費の負担を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	239人	235人	234人	259人
全利用者中割合	26.1%	21.5%	19.6%	20.3%
負担金額	6,026,085円	5,279,553円	5,355,882円	7,307,023円

未熟児養育医療費助成事業（町民保健課健康推進係）				
概要	身体の発育が未熟なまま生まれた乳児の入院医療費を助成する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成人数	8人	11人	8人	11人
延べ助成人数	22人	23人	17人	30人
助成金額	2,196,907円	2,067,718円	1,573,794円	2,754,993円

小児医療の充実（夜間休日急患診療事業・医療確保）（町民保健課健康推進係）				
概要	夜間休日急患診療事業を都城広域事業として実施する。また、圏域の地域医療・救急医療に欠かせない医師（小児科・産科）の確保について九州内の大学医学部等に訪問し必要な医師派遣の継続を依頼する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	65,929,000円	66,782,000円	70,324,000円	63,451,000円

県西地域周産期保健医療体制づくり連絡会（町民保健課健康推進係）				
概要	都城保健所を中心にハイリスクの妊産婦及び乳幼児について周産期医療ネットワークの活用をはじめ、保健・医療・福祉の連携を図り、一貫した支援が実施できるように定期的（年1回）に情報交換を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	0回	中止（書面）	中止（書面）	1回

離乳食教室事業（もぐもぐ教室）（町民保健課健康推進係）				
概要	離乳食の進め方の話や離乳食の試食を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	12回	11回	11回	10回
参加人数	24人	42人	49人	46人

2 地域における子育ての支援

【主な事業・取組の実施状況】

幼稚園型一時預かり事業（福祉課児童福祉係）				
概要	幼稚園又は認定こども園に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間前後等に当該園において一時的に保育を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	30,285人	31,717人	27,936人	32,055人

一般型一時預かり事業（福祉課児童福祉係）				
概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり必要な保育を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	277人	290人	309人	323人

延長保育事業（福祉課児童福祉係）				
概要	保育認定を受けた児童を、通常の利用日の利用時間帯以外において引き続き保育を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ助成人数	4,324人	3,751人	2,704人	2,553人

児童館運営事業（福祉課児童福祉係）				
概要	こどもに健全な遊びと生活の場を提供し心身の健康増進と情操を豊かにすることを目的に、拠点施設として児童館を運営する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
箇所数	8か所	8か所	8か所	8か所
延べ利用人数	55,670人	53,258人	45,065人	42,057人

地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）（福祉課児童福祉係）				
概要	子育て家庭の支援活動の企画や枠組みの整備を担う職員を配置し、育児不安等についての相談指導や子育てサークル等への支援を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大人延べ利用人数	1,707人	1,383人	1,224人	1,489人
こども延べ利用人数	2,247人	1,735人	1,611人	1,644人

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）（福祉課児童福祉係）				
概要	保護者が病気や仕事、育児疲れ等で一時的にこどもを養育することができなくなった時に児童養護施設でこどもを預かり、子育て支援を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	0人	0人	3人	36人

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（福祉課児童福祉係）				
概要	子育てを手助けしてほしい人（おねがい会員）と子育ての援助を行いたい人（まかせて会員）とが加入し、地域の中で育児・子育てを支えあえる相互扶助の組織。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
おねがい会員	308人	317人	311人	289人
まかせて会員	65人	75人	79人	86人
どっちも会員	50人	43人	43人	38人
活動件数	442件	549件	482件	350件

ファミリー・サポート・センター利用料助成事業（福祉課児童福祉係）				
概要	利用料の一部助成を行い保護者の負担軽減を図るとともに、気軽に利用できることで支援を受ける側と支援をする側双方が、世代に応じた相互扶助に参加できる体制構築を目指す。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動時間	729.25 時間	493 時間	378 時間	371.5 時間
助成金額	218,775 円	147,900 円	113,400 円	111,450 円

3 子育てを応援する環境づくり

【主な事業・取組の実施状況】

病児・病後児保育事業（福祉課児童福祉係）				
概要	集団での保育を行えない病氣中や病後の児童に対して一時的な保育を行う。三股町、都城市ともに保育施設で運営されており、協定により相互に利用できるようにし、利便性を高めている。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	888 人	505 人	356 人	620 人

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）（福祉課児童福祉係）				
概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、児童館や専用施設等で、適切な遊び・生活の場を与え健全な育成を目的として実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録人数（平均）	432 人	412 人	559 人	563 人

まち・ひと・しごと情報交流センター事業（企画商工課商工観光係）				
概要	「子育て世代の新しい働き方の創出」を目的とし、コワーキングスペース機能を持ち、時間や場所にとらわれない「テレワーク」の推進等、多様な働き方を支援する拠点として、セミナー開催等を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	564 人	596 人	681 人	494 人

コミュニティバス（くいまーる）運賃減免事業（総務課行政係）				
概要	保護者同伴で乗車したときの未就学児の運賃免除や、同一世帯で同期間フリーパス券を購入する2人目以降の者の半額減免を行い、保護者の負担軽減を図る。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	32件	45件	32件	52件

（五本松団地跡地）交流拠点施設整備事業（五本松交流拠点推進室施設推進係）				
概要	五本松団地の跡地活用に当たっては、「放課後のこどもを取り巻く環境整備」や「子育て世代を取り巻く環境整備」等、子育てに関する視点も取り入れながら事業を推進している。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
関連取組件数	2件	2件	4件	4件

交通指導員街頭指導（総務課危機管理係）				
概要	主に交通安全運動期間中、交通指導員が通学路で街頭指導を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動日数	31日	33日	32日	33日

防犯灯の設置（総務課危機管理係）				
概要	地区要望に基づき、生活道路に防犯灯の設置を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数	8基	22基	24基	25基

※実績は危機管理係で設置したもの

少年補導員巡回（県警委嘱）（総務課危機管理係）				
概要	少年補導員（県警委嘱）が犯罪防止のための防犯パトロールを毎月行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	8回	10回	11回	12回

こどものみまもり活動（総務課危機管理係）				
概要	青色パトロールカーで薄暮時に巡回する「みまもらナイト」等、ボランティアによる活動を行う。なお、コロナ感染拡大により、活動を中止した。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	0回	20回	-	-

（民間事業）ランドセルカバー・防犯ブザー配布事業（教育課学校教育係）				
概要	企業等の協力により、小学校新1年生全員にランドセルカバー・防犯ブザーを配布する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象児童数	337人	314人	310人	294人

通学路交通安全プログラム事業（教育課学校教育係）				
概要	通学路の安全確保に必要な取組を進めるため、関係機関の連携体制を構築の上、平成26年10月に「通学路交通安全プログラム」を策定。計画的な対策を目指している。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
点検箇所数	新型コロナウイルス感染症拡大のため未実施	25か所	16か所	13か所
要対策箇所数	新型コロナウイルス感染症拡大のため未実施	25か所	16か所	13か所

こどもが安全・安心に通行できる道路環境の整備（都市整備課道路公園係）				
概要	通学路の歩道整備、外側線・グリーンベルトの整備等を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	6か所	8か所	20か所	6か所

児童手当事業（福祉課児童福祉係）				
概要	次代の社会を担うこどもの健やかな育ちを社会全体で応援することを目的に、中学3年生までの児童の養育者に手当を支給する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ支給人数	50,281人	50,360人	49,723人	48,747人
支給額	570,930,000円	570,700,000円	565,910,000円	554,850,000円

子ども医療費助成事業（福祉課児童福祉係）				
概要	乳幼児及び小学生の外来・入院に係る医療費及び中学生の入院に係る医療費について自己負担額に対する助成を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ支給人数	46,474人	58,787人	62,566人	76,924人
支給額	75,312,599円	105,891,859円	112,760,712円	137,710,819円

児童扶養手当事業（福祉課児童福祉係）				
概要	離婚・死亡等の理由で父親または母親がいない児童や、父親または母親が中程度の障がいの状態にある児童が、家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、その児童を育てている人に手当を支給する。（支給実務は県による）			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給件数	425件	438件	430件	419件

母子及び父子家庭医療費助成制度（福祉課児童福祉係）				
概要	母子及び父子の健康維持と生活の安定に寄与し、母子及び父子家庭の福祉向上を目的として、母子及び父子家庭に医療費の一部を助成する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	2,836件	1,884件	1,912件	2,105件
助成金額	15,436,143円	15,158,221円	17,184,226円	19,234,913円

町営住宅入居要件緩和（都市整備課建築係）				
概要	小学校就学の始期に達するまでの者がいる世帯の入居のための収入基準を緩和する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象件数	9件	10件	4件	6件

町営住宅優先入居事業（都市整備課建築係）				
概要	町営住宅入居者を決める抽選で、ひとり親世帯及び障がい者世帯に対し当選確率を上げる措置を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象件数	0件	4件	3件	10件

基本目標2 子どもの健やかな成長のための教育環境づくり

1 学校の教育環境等の整備

【主な事業・取組の実施状況】

「CRTテスト」の実施（教育課学校教育係）				
概要	小学生を対象に国語・算数の到達度の検査「CRTテスト」を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象児童数	1,910人	1,961人	1,960人	1,902人

「都北地区学力診断テスト」の実施（教育課学校教育係）				
概要	高校進学へ向け、都城・北諸地区中学校の生徒を対象とした試験「都北テスト」を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象生徒数	1,102人	1,174人	1,124人	1,224人

放課後学習会事業（教育課学校教育係）				
概要	学習塾に通っていない児童生徒を対象に、週1回1時間の学習会を開催する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	新型コロナウイルス感染症拡大のため未実施	新型コロナウイルス感染症拡大のため未実施	59人	65人

教育研究所（教育課学校教育係）				
概要	「文教みまた」の歴史と伝統を大切に、教育に関する専門的、技術的事項の研究を目的に平成元年に開設。毎年10人の教員を所員とし1年間の研究活動を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指導者人数	1人	1人	1人	1人
所員人数	10人	10人	10人	10人

「総合的な学習の時間」の実施（教育課学校教育係）				
概要	学校の授業の一環として、地域住民からの講話や様々な体験活動等を通じ、地域に根ざした学習を取り入れる。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	60,000円	30,000円	30,000円	30,000円

適応指導教室事業（サンライトルーム）（教育課学校教育係）				
概要	不登校の児童・生徒を対象に、家庭・学校・関係機関等と連携を図りながら、児童生徒の心の居場所として開設する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	8人	13人	14人	13人

運動部活動指導員の配置（教育課学校教育係）				
概要	部活動指導員を配置し、部活動を担当する教員を支援することで、部活動指導体制を充実させ、部活動の質的な向上につなげる。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	3人	3人	3人	3人

性に関する教育講演会（教育課学校教育係）				
概要	中学校において実施。心身の発育・発達や変化等、人間の性の成熟について科学的に理解するとともに、自己の性を受容し、自他を大切にす る心情や態度を育てていく。また、自己の将来の生き方について考えさせるとともに、家庭や社会において期待させる役割について考えさせていく。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	新型コロナウイルス感染症 拡大のため未実施	新型コロナウイルス感染症 拡大のため未実施	1回	1回

食育の推進（教育課学校教育係）				
概要	食に関する知識を深め、意識を高め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することができるように「食育」を推進する。町内の小・中学校において、栄養教諭による授業や、「弁当の日」、「みまたん子レシピコンテスト」を実施する。また、毎月19日は「食育の日」としており、給食時間に各小・中学校で食に関する指導を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	新型コロナウイルス感染症 拡大のため未実施	新型コロナウイルス感染症 拡大のため未実施	14回	14回

小・中学校学校評議員制度（教育課学校教育係）				
概要	各校5人程度の評議員を委嘱し、年2回程度の会議を開催。学校運営に関し、保護者や地域住民の意向を把握・反映することで、その協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たす。また、保護者や地域住民等のより確かな学校運営への参画や地域学校協働に向けて、コミュニティ・スクール制度（学校運営協議会制度）への移行を検討していく。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ委嘱人数	33人	33人	31人	14人
会議開催回数	14回	14回	14回	14回

安全で豊かな学校施設の整備（教育課学校教育係）				
概要	施設の改修等を継続して、常に安心・安全な学校施設となるよう整備を進める。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施校数	7校	7校	7校	7校

コミュニティバス（くいまーる）通学支援便運行事業（総務課行政係）				
概要	中学生の通学時間に合わせ「通学支援便」を町内全域で運行する。（長田・梶山コース、樺山・宮村・植木コース、田上・蓼池コース）			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	6,466人	6,850人	6,216人	7,169人

2 学校・家庭・地域の連携と協働による教育力の向上

【主な事業・取組の実施状況】

各学校家庭教育学級・町家庭教育学級運営協議会（教育課生涯学習係）				
概要	全学校で家庭教育学級に取り組んでいる。家庭の意義や機能、教育的役割について保護者の認識を高め、親としての自覚も深まることでこどもの健全育成を目指す。協議会は各学校家庭教育学級の運営充実を目指し、各学級の支援や合同研修会を開催する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施校数	1校	1校	2校	6校
助成金額	42,640円	41,310円	70,165円	216,380円

子どもの明るい未来創造事業（放課後子ども教室推進事業を含む）（教育課生涯学習係）				
概要	地域住民や関係団体等の協力を得ながら、学校・家庭・地域が一体となった社会全体で教育の向上に取り組む教育環境づくりを進め、未来を担うこどもたちの健やかな成長を支援する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	3,364,000円	3,778,000円	3,070,000円	3,060,000円

PTA協議会（教育課生涯学習係）				
概要	協議会は各単位（学校）PTA間の連絡調整を深めるとともに、こどもの健全育成を目指し、県や九州研究大会等への参加、教育問題懇話会の開催のほか文教みまたフェスティバルでの事例発表等を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施校数	7校	7校	7校	7校
助成金額	0円	0円	0円	350,119円

子ども会育成連絡協議会（教育課生涯学習係）				
概要	町内の各単位子ども会が所属し、単位会の枠を超えた活動を通してこどもたちの健全育成を図る。主な活動として宿泊学習や交流会のほか、会員へのレクリエーション指導を担うジュニアリーダーの育成も行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施単位数	29単位	29単位	29単位	29単位
助成金額	496,000円	315,000円	350,000円	274,000円

いじめ防止基本方針（教育課学校教育係）				
概要	児童生徒の尊厳を保持するため、国・県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう策定。いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会議開催回数	1回	1回	1回	1回

青少年指導員による夏休み一斉指導活動（教育課生涯学習係）				
概要	青少年指導員が三股交番と合同で町内を巡回、パトロールを行う。青少年の非行防止等、健全育成を推進する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	8回	13回	13回	12回

冬の青少年を伸ばす運動キャンペーン（教育課生涯学習係）				
概要	青少年指導員が三股交番と合同で町内を巡回し、大型スーパーの店舗前（4カ所）で非行防止を広く呼びかける街頭キャンペーンを実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	1回	1回	1回	1回

基本目標3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長

1 児童虐待防止対策の充実

【主な事業・取組の実施状況】

こどもに関する相談業務（福祉課児童福祉係）				
概要	虐待も含め児童及び家庭に関する相談を一義的に福祉課で受け、福祉サービス等の公的支援につなぐほか、関係機関との連携・調整を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談世帯数	56世帯	69世帯	89世帯	90世帯
相談人数	178人	180人	223人	210人

広報啓発活動（福祉課児童福祉係）				
概要	毎年11月の児童虐待防止推進月間を活用し、広報紙への記事掲載のほか、役場ロビーでの啓発展示及びイベントでの啓発ブース設置による広報活動を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施

女性相談所（総務課行政係）				
概要	DV被害を含む女性のあらゆる相談を受け付ける。関係機関と連携し相談者への情報提供や助言を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談人数	5人	10人	12人	7人

子ども家庭総合支援拠点事業（福祉課児童福祉係）				
概要	地域の全ての子ども、家庭及び妊産婦等の相談を受ける機関として、令和4年度に拠点整備。適切な支援につなげるソーシャルワーク機能を有し、妊産婦から切れ目なく継続的に支援できる体制を目指す。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
運営状況	-	-	設置	運営中

要保護児童等対策地域協議会（福祉課児童福祉係、町民保健課健康推進係、教育課学校教育係）				
概要	虐待を受けている子どもをはじめ、要保護の状態にある児童の早期発見と適切な保護・支援を図るため、当該児童や保護者に係る情報及び事例の考え方を関係機関で共有し、適切な連携体制の下で対応することを目的に設置されている機関。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
代表者級会議開催回数	1回	0回	1回	1回
実務者級会議開催回数	4回	5回	4回	4回
個別ケース会議開催回数	6回	4回	11回	9回

庁内連絡会議（福祉課児童福祉係、町民保健課健康推進係、教育課学校教育係）				
概要	児童に関わる庁内各部署の担当職員が定期的に集まり、要支援児童や特定妊婦の事例検討のほか、情報共有を行う。事案対応の要として庁内を横断する機動力の発揮も目指す。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	2回	3回	2回	3回

虐待の通告及び相談への対応（福祉課児童福祉係、町民保健課健康推進係、教育課学校教育係）				
概要	虐待に関する通告及び相談があった際は、児童及び家庭に関する情報収集、ならびに家庭訪問をはじめとする現状確認等を行い、要保護児童等対策協議会事務局にて受理会議の上、適切な対応を遅滞なく進める。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
虐待受理世帯数	5世帯	1世帯	11世帯	11世帯
虐待受理児童数	8人	2人	23人	15人

2 障がい児施策の支援

【主な事業・取組の実施状況】

障がい児保育事業（福祉課児童福祉係）				
概要	保育の必要性のある障がい児で、保育所等で行う保育が可能で、日々通所できる児童についてはインクルーシブ保育を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象人数	1人	1人	1人	2人

特別児童扶養手当事業（福祉課社会福祉係）				
概要	在宅で20歳未満の中度以上の障がい児を監護している保護者に手当を支給する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給人数	43人	41人	46人	52人

障害児福祉手当事業（福祉課社会福祉係）				
概要	20歳未満で常時介護が必要で施設に入所していない人に手当を支給する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給人数	10人	9人	8人	9人

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業（福祉課社会福祉係）				
概要	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入、修理費用等に対する助成を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成人数	5人	1人	1人	0人
助成金額	163,628円	12,720円	62,046円	0円

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業（福祉課社会福祉係）				
概要	在宅の小児慢性特定疾病児童で、小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による施策の対象とならない人に対して、日常生活用具の給付を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付人数	0人	2人	0人	0人
給付金額	0円	78,650円	0円	0円

日常生活用具給付事業（福祉課社会福祉係）				
概要	在宅の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい者等に対して、日常生活用具の給付を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付児童数	13人	16人	13人	9人
給付金額	540,000円	727,000円	486,710円	403,486円

育成医療（自立支援医療）助成事業（福祉課社会福祉係）				
概要	身体に障がいのある児童又は現存する疾患を放置すれば将来障がいを残すと認められる児童に対して、障がいを軽減、改善するための医療費の一部を所得に応じて助成する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成金額	371,925円	601,572円	424,793円	339,355円

重度心身障害者医療費助成事業（福祉課社会福祉係）				
概要	重度の障がいのある児童を含む、重度心身障がい者の保健の向上に寄与し、重度心身障がい者の福祉を図ることを目的として、医療費の一部を助成する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象児童数（20歳未満）	16人	17人	15人	15人
助成件数	309件	330件	300件	307件
助成金額	762,484円	850,648円	894,191円	992,624円

補装具給付事業（福祉課社会福祉係）				
概要	身体に障がいのある児童の能力を最大限まで回復・向上させ、将来社会人として独立自活するための素地を成長・助長すること等を目的として、補装具の給付を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付件数（児童）	7件	6件	9件	13件
助成金額	1,094,916円	1,344,642円	2,148,049円	1,404,555円

児童通所支援事業（福祉課社会福祉係）				
概要	障がいのある児童が発達支援センター等の施設に通い、日常生活の基本的動作の指導、知的技能の付与、集団生活への適応等の発達支援を受けやすくするために助成を行うほか、支援員が学校や保育所等を訪れ当該児童の支援について助言等を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象児童数	185人	196人	226人	243人
給付額	229,068,542円	265,234,436円	312,848,268円	342,656,565円

療育等援助事業（福祉課社会福祉係）				
概要	社会福祉法人等に対し都城市と療育等援助事業を委託し、本町利用児数に応じた委託料を負担する。障がい児の成長発達のため専門職と協議等を行い、特性に合わせた対応及び支援を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	26人	20人	8人	10人

3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

【主な事業・取組の実施状況】

ひとり親家庭等日常生活支援事業（福祉課児童福祉係）				
概要	病気等で日常生活を営むのに支障がある場合や、出張・冠婚葬祭・仕事で疾病等のこどもの面倒を見ることができない場合等に、家庭生活支援員による一時的な生活援助や保育サービス等を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援件数	5人	3人	1人	1人
支援時間	170時間	12時間	11.5時間	10.5時間

生活つなぎ資金貸付制度（福祉課児童福祉係）				
概要	母子・寡婦福祉会が実施主体となり、ひとり親家庭で臨時的な資金が必要なとき、3～5カ月を限度とする無利子の貸し付けを行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ貸付件数	6件	11件	10件	11件

4 子どもの貧困対策の推進

【主な事業・取組の実施状況】

就学援助制度（教育課学校教育係）				
概要	経済的理由により就学困難な児童生徒又は入学予定者の保護者に対して、学校給食費や学用品費等の経費の一部を援助する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象児童生徒数	177人	178人	201人	193人

（社会福祉協議会主催事業）「みまたん宅食どうぞ便」（福祉課児童福祉係）				
概要	18歳未満のこどもがいる家庭で「生活が大変」と感じる世帯に月に一度、世帯員の10食分の食材を届ける。訪問を繰り返しながら困りごとに丁寧寄り添い、必要な支援に加えて人をつなぐ役割も果たす。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	400件	871件	872件	866件

3 基本目標ごとの評価指標の達成状況

基本目標1 安心して生み育てられる環境づくり

No	項目	現状	目標	実績	状況
1	保育所待機児童数	0人	0人	0人	達成
2	放課後児童クラブ待機児童数	15人	0人	0人	達成
3	子育てに関する不安感や負担感を感じている小学校入学前保護者の割合	48.8%	減少	49.9%	未達成
4	希望した時期に保育所、幼稚園等を利用出来なかった小学校入学前保護者の割合	3.7%	減少	3.6%	達成
5	子育て環境や支援に満足していない小学校入学前保護者の割合	9.6%	減少	14.7%	未達成
6	1歳6か月児健診の受診率	93.4%	増加	96.0%	達成
7	3歳児健診の受診率	98.3%	増加	94.0%	未達成
8	3歳児のむし歯有病率	21.5%	減少	18.0%	達成
9	妊娠・出産について満足している親の割合(3・4か月児)	86.0%	増加	94.9%	達成
10	この地域で子育てをしたいと思う親の割合(3歳児)	99.6%	維持	97.7%	未達成
11	ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある母親の割合(3歳児)	75.4%	増加	75.3%	未達成

基本目標2 子どもの健やかな成長のための教育環境づくり

No	項目	現状	目標	実績	状況
1	子育てに関する不安感や負担感を感じている小学生保護者の割合	47.1%	減少	45.6%	達成
2	子育て環境や支援に満足していない小学生保護者の割合	18.9%	減少	13.6%	達成
3	放課後学習会参加児童生徒数	44人	増加	65人	達成
4	放課後子ども教室の実施校	5校	6校	6校	達成
5	一体型・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施数	3か所	4か所	4か所	達成

基本目標3 様々な環境で育つ子どもの健やかな成長

No	項目	現状	目標	実績	状況
1	子ども家庭総合支援拠点の設置	未設置	設置	設置	達成
2	要保護児童対策調整機関における調整担当者の配置	未配置	配置	配置	達成
3	障がい児保育を必要とするこどもが保育所等に入所できる割合	-	100%	100%	達成
4	経済的理由によりこどもの進路が制約されている小学校入学前保護者の割合	13.2%	減少	12.9%	達成
5	経済的理由によりこどもの進路が制約されている小学生保護者の割合	14.7%	減少	12.3%	達成
6	経済的理由により塾や習い事をしていない小学校入学前保護者の割合	21.2%	減少	19.6%	達成
7	経済的理由により塾や習い事をしていない小学生保護者の割合	29.9%	減少	22.7%	達成
8	こどもの虐待につながる可能性が疑われる3歳児の親の割合	34.6%	減少	31.1%	達成

4 本町の課題

こども・若者に関するデータ及び各種アンケート調査の結果から、本町における主な課題を抽出しました。

(1) 少子化対策

本町の出生数は令和4年以降減少傾向となっており、令和5年は164人となっています。合計特殊出生率は、国、宮崎県平均より高い値ではあるものの平成30年から令和4年までの平均が1.84となっており、令和7年度以降の少子化の進行は進むものと予想されます。

少子化の背景には、未婚・晩婚化、経済的な不安定さ、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が女性に偏っている状況、出会いの機会の減少、若者の人口流出など、様々な要因が複雑に絡み合っています。対策は容易ではありませんが、結婚や出産、子育てに関する一人一人の希望がかなえられるよう取り組む必要があります。

(2) 子育てしやすいまちづくり

本町の子育て環境や支援に「満足している」と回答した人の割合は、小学校入学前児童保護者45.8%、小学生保護者41.9%なのに対して、「満足していない」と回答した人の割合は、小学校入学前児童保護者14.7%、小学生保護者13.6%となっています。

町に求める子育て支援策としては、経済的支援や子連れでも出かけやすく楽しめる場所の提供が高くなっています。

子育てしやすいまちを目指して、こどもや子育て世帯への支援を総合的に充実させていく必要があります。

(3) 相談支援体制の充実

子育てに関して気軽に相談できる人や場所が「いる/ある」と回答した人の割合が、小学校入学前児童保護者 91.2%、小学生保護者 89.3%である一方、「いない/ない」と回答した人の割合が、小学校入学前児童保護者 6.4%、小学生保護者 8.9%となっています。

こども・若者調査では、全国の結果を下回っているものの、孤独であると感じることが「しばしばある・常にある」と回答した人の割合が 4.6%となっています。また、「ほとんど外出しない」と回答した人の割合についても、全国の結果を下回っているものの 6.1%となっています。

困りごとが起こった時に、相談できる人がいない保護者や孤独を感じている人、ほとんど外出しない人を相談支援に確実につなげていく必要があります。また、身近に相談できる人がいる場合でも、その人たちとのつながりが絶たれた場合を考慮し、相談窓口の受け皿を準備しておくことも重要です。

(4) 幼児期までのこどもの育ちの支援

国の「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」にあるとおり、乳幼児期は、こどもの生涯にわたるウェルビーイング[※]の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要な時期です。全てのこどもが質の高い幼児教育・保育を受けることができるよう取り組む必要があります。

(5) 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中で、祖父母や近所の人から子育て等に関する助言や支援を受けることが難しくなっています。こどもが病気やケガ等で保育所等を休んだ場合の対処方法については、「親族・知人にこどもをみてもらった」と回答した人の割合は、前回調査結果と比較して低くなっています。

「こども家庭センター」を中心として、関係機関の連携のもと、妊娠前から子育て期まで切れ目なく相談支援を行い、全ての人が安心して妊娠・出産・子育てができるよう取り組む必要があります。

(6) 仕事と子育ての両立支援

こども・若者調査では、育児を支援する施策として「企業のワーク・ライフ・バランスを促進する政策を充実させること」と回答した人の割合が2割を超えていました。核家族世帯、共働き世帯が増加し、仕事等の理由で、こどもを自宅でみることのできない場面が増えています。家事・育児の負担が、依然として女性に偏っている現状も踏まえ、一時預かりや病児・病後児保育など、保護者の実態とニーズに合わせた一時的保育等関連サービスの充実に取り組む必要があります。

(7) ひとり親家庭への支援

小・中学生保護者調査では、貧困の課題を抱えていると思われる世帯「(等価世帯収入の)中央値の2分の1未満の世帯」の割合は、母子世帯においては53.3%と高くなっています。仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすいと言われていています。それぞれの世帯に寄り添った相談支援を行い、生活支援や就労支援等、最適な支援につなげていく必要があります。

(8) 出会いや結婚への支援

こども・若者調査では、「結婚・同棲・恋人はいずれも、必ずしも必要ではない」が45.7%で、全国結果と比較し6.7ポイント上回っています。一方、「結婚はした方がよい」が24.9%で、全国結果と比較し19.3ポイント下回っており、結婚や同棲等に対して必要性を感じていない方が多い結果となっています。

結婚生活について不安に感じることについては、「結婚生活にかかるお金」が31.2%で最も高くなっています。

若者が自らの結婚に関する希望をかなえることができるように、出会いや結婚への支援をより推進していく必要があります。

(9) こどもの貧困対策

小・中学生保護者調査では、貧困の課題を抱えていると思われる世帯の割合は、全体で10.3%、母子世帯においては53.3%となっています。家庭の経済状況は、こどもの進路選択や家庭環境にも影響を及ぼしている可能性があります。調査結果では、世帯の収入の水準が低くなると、大学までの進学を希望する割合も低くなる傾向がみられました。また、経済的な理由で「必要とする食料を買えなかった」、「必要な衣服を買えなかった」などと回答した人の割合が、貧困の課題を抱えていると思われる世帯において高くなっています。貧困と、その次世代への連鎖を断ち切るため、教育の支援や生活の安定のための支援に取り組む必要があります。

(10) 障がい児等への支援

国が2014年に批准した「障害者の権利に関する条約」やこども基本法の理念を踏まえ、障がいのあるこども・若者や発達に特性のあるこども・若者について、それぞれの特性や状況に応じた支援を行うとともに、特別な支援を要するこどもと他のこどもと一緒に教育・保育を受けることができる、インクルーシブ教育・保育^{*}の体制づくりを推進していく必要があります。

障がい児等への支援を推進することによって、「障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容が推進されている」と思う人の割合（現状値24.9%）を高めていきます。

(11) こども・若者や子育て世帯の意見反映

こども基本法において、こどもの意見表明権^{*}と意見の尊重は基本理念とされており、地方公共団体は、こどもに関する施策を策定・実施・評価する際には、当事者であるこども・若者や子育て世帯の声を聴き、反映させることが義務付けられています。

本町においては、こどもや若者を対象とした調査を実施し、当事者の状況把握を行いました。また、こどもや若者、その関係者等のヒアリング調査を実施しました。

一方で、「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と回答した人の割合は、14.2%と低くなっており、こどもの意見表明権について、広く周知・啓発に努めていく必要があります。

第4章 基本理念、基本目標、施策の体系

1 基本理念

将来を担う子ども・若者は社会の希望であり、未来をつくる存在です。子ども・若者の健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや若者、子育て当事者の幸せにつながりますが、地域社会にとっては重要な課題となります。

近年、経済的な問題や家族関係の問題などで、子ども・若者の健全な成長や安心・安全な暮らしが妨げられることがあります。そうした場合に、地域が手を差し伸べ、必要な支援へとつなげることで、自立した生活を送ることができるようになります。

子ども大綱が目指す「子どもまんなか社会」の実現に向け、子ども・若者や子育て当事者に寄り添い、ともに進んでいくことで、子どもや若者が夢と希望を持って、健やかに安心して暮らすことのできるまちを目指すため、次の基本理念を掲げます。

【基本理念】

あたたかく活力があふれ、
「生きるよろこび」と「子育ての楽しさ」を実感できるまち

なお、子ども大綱では、子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、6本の柱を国における子ども施策の基本的な方針としています。本計画においても、子ども大綱の6本の柱を基本方針とし、それを踏まえ施策を展開します。

- (1) 子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- (2) 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聞き、対話しながら、ともに進めていく
- (3) 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- (4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- (5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む問題の打破に取り組む
- (6) 施策の総合性を確保するとともに、国、県、近隣市町村、民間団体等との連携を重視する

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の5つの基本目標を定め、施策の展開を図ります。

基本目標1 こどもを生ま育てることができるまちづくり

こどもを生またいときに安心して妊娠・出産できる環境を整備するとともに、幼児期までのこどもの育ちを支える良質な環境づくりを推進し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期までのこどもへの教育・保育内容の充実を図ります。

基本目標2 こどもが成長できるまちづくり

こどもの最善の利益が尊重されることを基本に、こどもが、夢や志をもち、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、社会に貢献できる人づくりを推進します。

基本目標3 若者が自立できるまちづくり

若者が社会の一員として役割を果たせるよう、関係機関の協力のもと、若者の自立支援等を行うことによって、自らの意思で将来を選択し、自立できるように支援します。

基本目標4 全てのこどもが幸せな状態で成長できるまちづくり

必要なときに必要なサービスを受けることができる体制を確保し、こどもの成長過程全体を通じた支援によって、こどもの心身の状況、置かれた環境等にかかわらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができるよう推進します。

基本目標5 子育て当事者がこどもに向き合えるまちづくり

家庭と社会が、相互に養育力を補完し、高め合うとともに、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、過度な使命感や負担感を抱くことなく、育児と仕事等を両立しながら、健康で、自己肯定感とゆとりをもって、こどもに向き合えるよう、子育てしやすい環境をつくります。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	具体的な取組
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> あたたく活力があふれ、 「生きるよろこび」と「子育ての楽しさ」を 実感できるまち </p>	<p>基本目標1 こどもを生き育てることができる まちづくり (こどもの誕生前から幼児期まで)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 親と子の健康づくりに向けた支援 2 乳幼児期の教育・保育の充実 3 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実
	<p>基本目標2 こどもが成長できるまちづくり (学童期・思春期)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の推進 2 居場所づくり 3 小児医療体制や心身の健康等についての情報提供 4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
	<p>基本目標3 若者が自立できるまちづくり (青年期)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 未来へ踏み出す若者応援 2 若者の社会的参加に向けた支援 3 出会いや結婚への支援
	<p>基本目標4 全てのこどもが幸せな状態で成長できるまちづくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援 2 障がいや発達に不安のあるこどもへの支援 3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進 4 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 5 こども・若者の権利の尊重 6 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
	<p>基本目標5 子育て当事者がこどもに向き合えるまちづくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 2 地域子育て支援、家庭教育支援 3 共働き・共育ての推進

4 成果指標の設定

本計画の計画期間である令和7年度から令和11年度までの5年間に、基本理念・基本目標をどれだけ達成できたかを評価するため、以下の成果指標を設定します。

項目	現状	目標	出典
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	20.3%	70.0%	こども・若者調査
「こどもは権利の主体である」と思う人の割合	60.4%	70.0%	こども・若者調査
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思う人の割合	14.2%	70.0%	こども・若者調査
「今の自分が好きだ」と思う人の割合	63.5%	70.0%	こども・若者調査
「自分には自分らしさというものがある」と思う人の割合	79.7%	90.0%	こども・若者調査
「自分の将来について明るい希望がある」と思う人の割合	71.6%	80.0%	こども・若者調査
「自分の将来についての人生設計（ライフプラン）について」考えたことがある人の割合	62.4%	70.0%	こども・若者調査
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思う人の割合	56.3%	70.0%	こども・若者調査
「保護者の子育てが地域で支えられている」と思う人の割合	39.1%	50.0%	こども・若者調査
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	38.6%	70.0%	こども・若者調査
「あなたの周りには、こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にある」と思う人の割合	31.5%	50.0%	こども・若者調査
「障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容が推進されている」と思う人の割合	24.9%	50.0%	こども・若者調査
子育てや教育に関して、気軽に相談できる人または相談できる場所が「いない/ない」と回答した人の割合	6.4%	減少	小学校入学前保護者調査
	8.9%	減少	小学生保護者調査
経済的理由によりこどもの進路が制約されていると思われる割合	12.9%	減少	小学校入学前保護者調査
	12.3%	減少	小学生保護者調査

第5章 施策の展開

基本目標1 こどもを生き育てることができるまちづくり

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたる幸福の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期です。

また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様です。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「子育て」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要です。

乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人一人のこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるようにすることが必要です。

1 親と子の健康づくりに向けた支援

妊娠から出産後、こどもの生涯にわたる心と身体の健康づくりに向け、ライフステージに応じた健康づくり、各種健康診査や産後の支援体制、小児医療体制の確保に取り組みます。また、適切な生活習慣の形成を図るとともに、親と子の望ましい食習慣の確立に向け、体験活動をはじめとする食育の機会の充実を図ります。

(1) 母子の健康管理

母子健康手帳交付時に保健師等の専門職が面談を行い、出産前後の家庭の育児支援や産後ケア事業など適切なサービス利用につなげることで、出産や育児に係る母親の負担軽減を図りつつ、各種健診や予防接種、乳児家庭全戸訪問事業などの実施により、母子の健康管理を推進していきます。

(2) 乳幼児健康診査等の充実

乳幼児の適切な保健指導と病気や発達に不安のあるこどもの早期発見・早期治療が行えるよう、各種健診の受診率の向上と充実を図ります。また、乳幼児健診後、支援の必要なこどもへの継続的なフォロー体制を充実するとともに、母親の体調や悩みを抱える保護者等を早期に把握し、必要に応じて専門機関による相談支援や医療機関の受診につなげます。

(3) 産後の支援体制の充実

安全で安心した子育てができるよう、全ての乳児を対象に保健師等が訪問して、乳児の発育や母親の健康についての確認や相談、保健指導を行います。また、出産後に心身の不調又は育児不安がある産婦や家族からの十分な支援が受けられない産婦等については、宿泊等も可能とする母子への心身のケア・育児指導等の支援を行います。

(4) 小児医療体制の情報提供

町ホームページによる休日当番医の周知を継続するとともに、「みやざき医療ナビ[※]」の周知を図り、夜間・休日のこどもの急病等に関して、保護者の不安を解消し、適切な受診を促進します。また、こどもの疾病予防・早期発見のために、「かかりつけ医・かかりつけ歯科医」の普及・啓発に努めます。

(5) 食育の推進

保育所等、学校における教育の場においては、給食等に地元産の食材を食に関する「生きた教材」として活用し、地域の自然、文化、産業等に関する理解を深めるとともに、食に関する知識や生きる力を育みます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
こども家庭センターの設置	「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の意義や機能を維持した上で、こども家庭センターを設置します。全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能により一体的に相談支援を行います。	福祉課 児童福祉係 町民保健課 健康推進係 教育課 学校教育係
妊娠期両親学級 (パパママ教室)	快適なマタニティーライフを送るため、また、赤ちゃんの健やかな成長のため、パパ・ママの参加できる教室(パパの妊婦体験、パパの沐浴練習、おむつ交換等)を行います。	町民保健課 健康推進係
妊婦健康診査事業	健やかな妊娠と安全な出産を迎えられるように、妊娠週数に応じて14回分の妊婦健診の費用を助成します。同時に子宮がん検診費用の助成も行います。	
産婦健康診査事業	産後2週間や1か月等、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等)の費用を助成します。	
新生児聴覚検査事業	先天的な聴覚障がいの有無を早期に発見し、速やかに支援に結びつけるため検査費用の助成を行います。	
出生祝品プレゼント事業	生後3か月頃の全出生児に対し、母子保健推進員が家庭訪問し、出生祝品を届けます。また、出生祝品の配布を通して、子育てに関する不安や悩みの聞き取りを行います。	

妊娠・出産包括支援事業 (産後ケア事業)	出産後の母子に対する専門職によるケアを行います。また、身近な支援者がいない妊産婦等の交流による仲間づくり等により、安心して子育てができるようにします。	町民保健課 健康推進係
母子保健推進員活動事業	子育てに関する様々な不安や悩みを抱えた家庭が、地域とつながりを持てるような活動を行います。	
乳児家庭全戸訪問事業	全ての乳児(生後3か月未満)と産婦を対象に、助産師や保健師が赤ちゃんの体重測定や授乳のアドバイス等を行うため訪問を行います。	
乳幼児健診(集団)事業	身長体重測定、保健師・助産師の問診、内科診察(2歳6か月児を除く)、歯科診察等を行います。	
母乳育児相談事業 (おっぱい相談)	乳児健診(集団)のメニューとして、希望者に対して助産師によるおっぱい相談を実施します。	
乳児健診(個別)事業	母子保健手帳の交付に合わせて、小児科医院等で健診が受けられるように、健康診査2回分の助成券を交付します。	
育児教室事業 (すくすく教室)	図書館司書による絵本の読み聞かせのほか、事故予防や離乳食の講話、赤ちゃん体操を行います。	
ことば個別相談事業	言語聴覚士による「ことばの個別相談」を実施します。	
心理個別相談事業	臨床心理士等による「心理相談」を実施します。	
健診フォロー親子教室事業 (ほのぼの親子教室)	幼児健診等で児の発達や子育ての不安等で経過観察が必要なとき、遊びを通して経験をつむことで、こどもの健やかな心身の成長を促し、保護者の育児不安を軽減できるよう親子教室を開催します。	
都城市こども発達センター 利用事業	発達障がいの診断や療育相談を行うため、都城市が設置している「こども発達センターきらきら」を三股町の幼児が利用できるよう運営費の負担を行います。	
未熟児養育医療給付事業	身体の発育が未熟なまま生まれた乳児の入院医療費を助成します。	
小児医療の充実(夜間休日 急患診療事業・医師確保)	夜間休日急患診療事業は、都城市が夜間急病センターを設置しており、利用協定により三股町も利用しています。医師確保のために「都城圏域救急医療広域連携連絡協議会」で大学医学部(熊大小児科・宮大小児科・産婦人科)の訪問を行っています。	
県西地域周産期保健医療体制 づくり連絡会	都城保健所を中心にハイリスクの妊産婦及び乳幼児について周産期医療ネットワークの活用をはじめ、保健・医療・福祉の連携を図り、一貫した支援が実施できるように定期的(年1回)に情報交換を行います。	
離乳食教室事業 (もぐもぐ教室)	離乳食の進め方の話や離乳食の試食を行います。	

2 乳幼児期の教育・保育の充実

乳幼児期の発達の特徴を踏まえ、幼児教育・保育の基本である遊びと学びの充実を図りながら「生きる力」の基礎を育みます。また、安心してこどもを預けることができるよう、教育・保育環境を提供しつつ、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

(1) 生きる力を育む幼児教育・保育の推進

こどもの主体的な活動を大切に、指針等に基づく教育・保育施設それぞれの理念や独自性に基づいた教育・保育を尊重しながら、適切な指導監査などによる質の向上を図るとともに、小学校、家庭や地域との連携を深め円滑な接続によるこどもたちが健やかに成長できる環境の充実を図ります。

(2) 多様化する教育・保育ニーズへの対応

預かり保育、延長保育等の充実に向けた取組を支援するとともに、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」の実施について検討を進め、本格実施します。

(3) こども・子育てを支える人材の確保・育成

保育士等を安定的に確保するため、ハローワーク等と連携を図りながら、潜在保育士（現在は離職している保育士有資格者）等の就職を支援します。

(4) こどもが健やかに育つ環境づくり

乳幼児と保護者が絵本を通して心触れ合うひとときを持つきっかけを作ったり、スキンシップを介したコミュニケーションを通して、親と子の心がふれあう活動を推進します。また、保護者への各種相談や教室等を通じてこどもたちが健やかに成長できる環境の充実を図ります。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
幼稚園型一時預かり事業	幼稚園又は認定こども園に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間前後等に当該園において一時的に保育を行います。	福祉課 児童福祉係
一般型一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり必要な保育を行います。	
延長保育事業	保育認定を受けた児童を、通常の利用日の利用時間帯以外において保育を行います。	

児童館運営事業	こどもに健全な遊びと生活の場を提供し心身の健康増進と情操を豊かにすることを目的に、拠点施設として児童館を運営します。	福祉課 児童福祉係
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業)	子育て家庭の支援活動の企画や枠組みの整備を担う職員を配置し、育児不安等についての相談指導や子育てサークル等への支援を実施します。	

3 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実

子育て家庭が抱える不安や悩みに対して、窓口の体制強化や子育てに関する情報の周知啓発を行い、関係機関と連携しながら、相談を受けた後も切れ目のない支援に取り組みます。

(1) こども家庭センターの設置

こども家庭センターを設置し、より身近な場所での気軽な相談や、必要な方々への適切な支援メニューの充実を図りながら、地域のネットワークと一体となって継続的に支援し、妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、産後から子育て期を通じた切れ目のない母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行います。

(2) 家庭教育への支援

こどもが基本的な生活習慣等を身に付けられるよう、妊娠・出産・育児についての勉強会や講演会、イベントを行い、親同士が子育てについて楽しく学び、情報交換ができる機会を提供し、家庭における教育力の醸成を支援します。

(3) 地域子育て支援拠点事業等の充実

三股町子育て支援センターで実施している地域子育て支援拠点や保育所・認定こども園の各種行事・園庭開放等により、地域の身近な場所で乳幼児と保護者同士の交流や子育ての場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や相談支援の充実を図ります。

(4) 子育て支援情報の発信

町ホームページにおいて、子育てマップの情報発信を継続するとともに、子育て支援センターでの催し物をお知らせするなど、様々な媒体を活用し、子育て支援情報の発信の充実に努めます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
【再掲】 こども家庭センターの設置	「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の意義や機能を維持した上で、こども家庭センターを設置します。全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能により一体的に相談支援を行います。	福祉課 児童福祉係 町民保健課 健康推進係 教育課 学校教育係
【再掲】 育児教室事業 (すくすく教室)	図書館司書による絵本の読み聞かせのほか、事故予防や離乳食の講話、赤ちゃん体操を行います。	
【再掲】 健診フォロー親子教室事業 (ほのぼの親子教室)	幼児健診等で児の発達や子育ての不安等で経過観察が必要なとき、遊びを通して、経験をつむことで、こどもの健やかな心身の成長を促し、保護者の育児不安を軽減できるよう親子教室を開催します。	町民保健課 健康推進係
【再掲】 離乳食教室事業 (もぐもぐ教室)	離乳食の進め方の話や離乳食の試食を行います。	
【再掲】 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業)	子育て家庭の支援活動の企画や枠組みの整備を担う職員を配置し、育児不安等についての相談指導や子育てサークル等への支援を実施します。	
子育てマップ作成事業	子育てに関わる機関等に配布し、窓口等に置いたり、相談があった際に配布を行います。制度の変更があった際は適宜見直すほか、内容の充実を目指し更新を行います。	福祉課 児童福祉係

基本目標2 こどもが成長できるまちづくり

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付けます。学童期のこどもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要です。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者や社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティ※を形成していく時期です。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもあります。思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されないよう支えていくことが重要です。

1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の推進

こどもたちが、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、力強く生きることができるよう、技術革新やグローバル化に対応した資質・能力の育成に向けた教育を推進するとともに、全てのこどもに学びの機会を確保することで、こどもが安心して過ごし学ぶことのできる教育環境づくりを進めます。

(1) 次世代の担い手となる人材の育成

急速に進む技術革新やグローバル化に対応する質の高い教育環境や安全で安心な学習環境の整備、児童生徒一人一人の資質・能力を最大限に伸ばす主体的・対話的で深い学びを実現する教育、学校や家庭、地域、企業等の連携・協働に関する取組を促進し、地域社会全体で次世代の担い手となる人材を育成します。

(2) 安全・安心な教育環境の充実

安全に快適に学び、安心して過ごせる教育環境に向けて、学校施設の長寿命化を推進します。

(3) 情報活用能力の育成

情報活用能力を言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実を図ります。

(4) 全てのこどもの学びの保障

経済的理由等により就学困難な児童生徒に対する就学援助及び大学院、大学または短期大学、専修学校の専門課程に進学または在学中の人に対する奨学金制度を継続します。

(5) いじめや不登校の子どもへの支援

いじめや不登校等の支援については、教育支援センターの充実を図り、不登校あるいは不登校傾向にある児童生徒及びその保護者に対する相談支援体制を整えます。また県教育委員会から配置されるスクールカウンセラー[※]やスクール・ソーシャルワーカー[※]等と連携しながら支援にあたります。

(6) 障がいや多様な教育的ニーズへの対応

小中校各段階に応じて、全ての児童生徒が、一人一人の可能性や持てる力を最大限に伸ばせる最適な場で豊かに学びあうインクルーシブ教育を推進します。

(7) スポーツ・文化芸術環境の整備

将来にわたり子ども・若者がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進めます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
「CRT」「NRT」の実施	小学生を対象にCRT [※] を、中学生を対象にNRT [※] を実施します。	教育課 学校教育係
認知能力検査「NINO」の実施	小学2年生から中学2年生を対象に、「思考力」、「数的能力」、「記憶力」、「処理速度」の5つの認知能力を測る「NINO」を実施します。	
放課後学習会事業	学習塾に通っていない小学3年生、中学1年生を対象に、週1回1時間の学習会を開催します。	
教育研究所	「文教みまた」の歴史と伝統を大切に、教育に関する専門的、技術的事項の研究を目的に平成元年に開設。毎年10人の教員を所員とし1年間の研究活動を行います。	
「総合的な学習の時間」の充実	学校の授業の一環として、地域住民からの講話や様々な体験活動等を通じ、地域に根ざした学習を取り入れます。	
教育支援センター（サンライトルーム）	不登校の児童・生徒を対象に、家庭・学校・関係機関等と連携を図りながら、児童生徒の心の居場所として開設します。	
運動部活動指導員の配置	部活動指導員を配置し、部活動を担当する教員を支援することで、部活動指導体制を充実させ、部活動の質的な向上につなげます。	

食育の推進	食に関する知識を深め、意識を高め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することができるように「食育」を推進します。町内の小・中学校において、栄養教諭による授業や、「弁当の日」、「みまたん子レシピコンテスト」を実施します。また、毎月19日は「食育の日」としており、給食時間に各小・中学校で食に関する指導を行います。	教育課 学校教育係
安全で豊かな学校施設の整備	施設の改修等を継続して、常に安心・安全な学校施設となるよう整備を進めます。	
いじめ防止基本方針	児童・生徒の尊厳を保持するため、国・県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう策定。いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。	
各学校家庭教育学級・町家庭教育学級運営協議会	全学校で家庭教育学級に取り組んでいます。家庭の意義や機能、教育的役割について保護者の認識を高め、親としての自覚も深まることでこどもの健全育成を目指しています。協議会は各学校家庭教育学級の運営充実を目指し、各学級の支援や合同研修会を開催します。	教育課 生涯学習係
P T A協議会	協議会は各単位（学校）P T A間の連絡調整を深めるとともに、こどもの健全育成を目指し、県や九州研究大会等への参加、教育問題懇話会の開催のほか文教みまたフェスティバルでの事例発表等を行います。	

2 居場所づくり

誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こどもの居場所づくりに関する指針（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。

全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進めます。

(1) こども・若者の視点に立った居場所づくり

その場を居場所と感ずるかどうかは、こども・若者本人が決めるものであるという前提に立って、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。

その際、すでに多くのこども・若者の居場所となっているこども食堂や学習支援の場など多様な居場所、図書館などの社会教育施設などが、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組みます。

(2) 放課後児童対策の推進

全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、全ての児童に様々な交流、体験等の機会を提供する放課後子ども教室の事業継続や、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの安定的な運営の確保に取り組みます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
三股町交流拠点施設整備事業	五本松団地の跡地活用にあたっては、学びの空間を作りつつ「放課後のこどもを取り巻く環境整備」や「子育て世代を取り巻く環境整備」等、子育てに関する視点も取り入れながら事業を推進します。	五本松交流拠点推進室 施設推進係
【再掲】 教育支援センター (サンライトルーム)	不登校の児童・生徒を対象に、家庭・学校・関係機関等と連携を図りながら、児童・生徒の心の居場所として開設します。	教育課 学校教育係
子どもの明るい未来創造事業（放課後子ども教室推進事業を含む）	地域住民や関係団体等の協力を得ながら、学校・家庭・地域が一体となった社会全体で教育の向上に取り組む教育環境づくりを進め、未来を担うこどもたちの健やかな成長を支援します。	教育課 生涯学習係
子ども会育成連絡協議会	町内の各単位子ども会が所属し、単位会の枠を超えた活動を通してこどもたちの健全育成を図ります。主な活動として宿泊学習や交流会のほか、会員へのレクリエーション指導を担うジュニアリーダーの育成も行います。	
図書館読書推進事業	幅広い年代にあわせた図書資料を揃え、こども・若者の読書環境を整え、誰もが読書できる環境をつくります。また、図書館利用や読書の機会づくりのために、絵本の読み聞かせなどの読書推進事業を行います。	教育課 図書館係
支援対象見守り強化事業 こども宅食「みまたん宅食どうぞ便」	全国に先駆け、こども宅食「みまたん宅食どうぞ便」を三股町社会福祉協議会が開始しました。その後、国の事業である「支援対象見守り強化事業」を活用し、体制の強化を図りました。この事業により、こどものいる生活困窮世帯とつながることができ、児童虐待の未然防止、不登校支援、学習支援、親の就労支援等にもつなげることが可能となりました。毎月第3水曜日に約90世帯の困窮家庭に食糧支援と家庭訪問を行っています。本町の実施により、現在、県内14箇所ですべて「こども宅食」が実施されるようになりました。	福祉課 児童福祉係
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、児童館や専用施設等で、適切な遊び・生活の場を与え健全な育成を目的として実施します。	

NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業（プレーパークの実施／ゆう学校）	こども家庭庁の事業で、令和5年度に「NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業」を実施しました。プレーパーク(冒険遊び場)を運営し、こども達の協働性、共感力、あきらめない力、課題発見能力を伸ばし、いわゆる非認知能力の向上を目指しています。将来的に社会に適応できる人格の育成に努めます。令和6年度からは、町と連携しながら、三股町社会福祉協議会の自主事業として継続中です。	福祉課 児童福祉係 町社会福祉協議会
ひる学校／フリースクール	教員経験者や発達障害等の特性を持つこどもを持つ保護者等の有志が、学校に通えないひきこもりのこどもたちに居場所を提供します。それにより、学習機会、自然に触れる機会、仲間と交流する機会を与え、自己肯定感を高め、社会での協調性を育みます。	福祉課 町社会福祉協議会 任意団体タテヨコナメ
地域の居場所トータルコーディネート事業（よる学校）	休眠預金事業を活用した事業で「人と人をつなげる交流機能」と「人を支える支援機能」を備えた居場所を創設しました。属性やラベリングによる居場所や相談会ではつながらない事例が多いので、人間の興味関心のある場を構築し、多様な人々の交流の中に広い意味でのセーフティーネット機能を働かせます。	福祉課 町社会福祉協議会
高校生世代の居場所（パーク）	令和6年度にNPO法人「ヒミツキチ」が、休眠預金事業を活用し、三股町内の古民家をリフォームし、15～20歳の高校生世代の居場所『PARK. Youth & Books & Design』を設立しました。当施設にはFREE wi-fi、自習室、図書室、キッチン、ドリンク等を完備し、悩み相談・学習支援・進路指導・屋外活動を行います。自由に落ち着ける空間で若者の未来を一緒に考えます。	福祉課 町社会福祉協議会 NPO法人ヒミツキチ
こども食堂	りんりん食堂、ぞうさん食堂その他民間によるこども食堂が町内で実施されており、実施団体の活動の周知・広報を行います。	福祉課 町社会福祉協議会

3 小児医療体制や心身の健康等についての情報提供

こどもが休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるように、町ホームページによる休日当番医の周知を継続するとともに、「みやざき医療ナビ」や「産婦人科オンライン」、「小児科オンライン」サービスの周知を図ります。

こども・若者が、自らの発達の程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるように、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進めます。

(1) 小児医療体制の情報提供【再掲】

町ホームページによる休日当番医の周知を継続するとともに、「みやざき医療ナビ」の周知を図り、夜間・休日のこどもの急病等に関して、保護者の不安を解消し、適切な受診を促進します。また、こどもの疾病予防・早期発見のために、「かかりつけ医・かかりつけ歯科医」の普及・啓発に努めます。

(2) 心身の健康等についての情報提供

小・中学校において、こどもの発達の段階に応じ、学習指導要領に基づいて性に関する指導を実施します。

性や妊娠の悩みに対応する知識や相談窓口について情報提供している、若者向けの相談支援サイト「スマート保健相談室※」の周知を図ります。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
【再掲】 小児医療の充実（夜間休日急患診療事業・医師確保）	夜間休日急患診療事業は、都城市が夜間急病センターを設置しており、利用協定により三股町も利用しています。医師確保のために「都城圏域救急医療広域連携連絡協議会」で大学医学部（熊大小児科・宮大小児科・産婦人科）の訪問を行っています。	町民保健課 健康推進係
性に関する教育講演会	中学校において実施。心身の発育・発達や変化等、人間の性の成熟について科学的に理解するとともに、自己の性を受容し、自他を大切にできる心情や態度を育てていきます。また、自己の将来の生き方について考えさせるとともに、家庭や社会において期待される役割について考えさせていきます。	教育課 学校教育係

4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、「社会を生き抜く力」や「地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力」を育むことを目的とした主権者教育※を推進します。

こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育むことに資する取組を推進します。

(1) 学校における主権者教育の推進

主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、これからの社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を育むことを目的としています。学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、政治参加の重要性や選挙の意義等について指導します。

(2) 学校におけるライフデザインに関する教育の推進

それぞれの年代で、ライフデザインについて考える機会を提供することが重要であると言えます。また、その際、それぞれの年代に応じて、必要な内容を適切な方法で提供することが重要です。

学校においては、学習指導要領に基づき、それぞれの発達段階に応じて「自分の成長と家族・家庭生活」や「家族・家庭や地域との関わり」などについて指導します。

(3) 学校におけるキャリア教育の推進

生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分の役割との関係を見いだしていく積み重ねが「キャリア」と言われるものです。この「キャリア」は、ある年齢に達すると自然に獲得されるものではなく、こども・若者の発達段階や発達課題の達成と深くかかわりながら発達していくものです。学校教育では、社会人・職業人として自立していくために必要な基盤となる能力や態度を育てていきます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
【再掲】 「総合的な学習の時間」の 充実	学校の授業の一環として、地域住民からの講話や様々な体験活動等を通じ、地域に根ざした学習を取り入れます。	教育課 学校教育係

基本目標3 若者が自立できるまちづくり

若者一人一人の状況に寄り添った就職や自立支援を行うとともに、若者が自らの主体的な選択により、結婚、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、希望がかなえられるよう、多様な価値観や働き方を尊重し、ライフデザイン・出会い・結婚への支援を推進します。

悩みや不安を抱える若者が、社会と自分の距離感でつながりを育んでいけるよう、若者やその家族が気軽に相談できる体制を整えます。

1 未来へ踏み出す若者応援

若者を対象としたセミナー等を開催し、若者のキャリア形成を図り、新たなことにチャレンジしていけるよう応援します。また、誰もがその個性と能力を発揮して未来を描けるよう、様々な体験・活動の機会を創出し、若者の可能性を高めます。

(1) 若者のキャリア形成支援

若者が安心して働き、安定した生活を送ることができるよう、ハローワークや宮崎県との連携により、若者を対象とした就職相談や面接会、セミナーなどを行います。また、大学生等を対象としたインターンシップの受け入れを行い、地域課題やまちづくりをテーマとした学びの機会を情報提供するなど、キャリア支援を行い、地域における若者の雇用機会の創出を推進します。

(2) 青少年の健全育成

青少年が様々な体験活動を経験できる体制の整備や青少年を取り巻く有害な情報に関する問題性や注意事項等についての啓発活動や巡回指導を行います。

(3) 性的指向[※]及びジェンダーアイデンティティ[※]の多様性に関する知識の普及啓発

子ども・若者が、性別にかかわらず、誰もがその個性と能力を発揮して様々な可能性を広げ、一人一人の人権が尊重され、性の多様性を認め合うために、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の促進を図ります。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
まち・ひと・しごと情報交流センター事業	「子育て世代の新しい働き方の創出」を目的とし、コワーキングスペース機能を持ち、時間や場所にとらわれない「テレワーク」の推進等、多様な働き方を支援します。	企画商工課 商工観光係
雇用推進事業	求職者と企業との出会いの場の創出として、就職説明会を開催し、若者等の地元定着を図ります。	

農業次世代人材投資事業	農業を志す方へ就農前の研修及び就農直後の投資資金を交付し、新規就農者を育成します。	農業振興課 農政企画係
三股町子どもの明るい未来創造事業	地域住民や関係団体等の協力を得ながら、学校・家庭・地域が一体となった社会全体で教育の向上に取り組む教育環境づくりを進め、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支援します。	教育課 生涯学習係

2 若者の社会的参加に向けた支援

悩みや不安を抱える若者が、自らのペースで歩みを進められるよう、一人一人に合った支援を行います。

(1) 気軽に相談できる窓口の情報提供

若者の悩みや不安を受け止める県の「宮崎県子ども・若者総合相談センターわかば」や「宮崎県ひきこもり地域支援センター」などの相談窓口の情報発信を図るとともに、身体とこころの健康に関する支援を行います。

(2) 困難を抱える若者や家族への支援

様々な課題を抱える若者のそれぞれの状況に応じて、関係機関が連携して包括的な支援を提供していくことにより、本人やその家族へのアウトリーチによる取組を推進するなど、相談しやすい体制を整備するとともに、安心して過ごせる居場所につなげます。

(3) 若者による社会活動の促進

ボランティアについての啓発講座や社会とのつながりの大切さに関する講座など、若者の視野が広がるような研修の機会を創出し、若者へ積極的に周知するとともに若者が参加しやすい活動の充実を図ります。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
参加支援事業 (重層的支援体制整備事業)	各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない個人や世帯のニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。	福祉課 社会福祉係
三股町福祉・消費生活相談センター	様々な悩みごとに対して、専門相談員が解決のための手助けを行います。	福祉課 総務課

3 出合いや結婚への支援

若者が自らの主体的な選択により、結婚、出産、育児の希望を叶えられるよう、ライフデザインや出合い、結婚への支援を推進します。

(1) 多様な出合いの機会提供

結婚を希望する独身男女が、出合いの機会を創出するため、若者が交流できる場づくりや婚活イベント等の実施を通して、婚活を応援します

(2) ライフデザインを考えるきっかけづくり

仕事や働き方、出合い・結婚・妊娠・出産・子育て等、ライフステージごとの様々な情報を総合的に提供するライフデザインブックの配布や働く若い世代を対象としたセミナー等の開催を通して、若者が人生設計を考える機会を設け、ライフデザインを考えるきっかけづくりに取り組みます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
三股町結婚新生活支援事業	新婚生活のスタートを応援するため、住宅取得費用等の費用の一部を補助（最大 30 万円）します。	企画商工課 企画政策係
国、県と連携した移住支援金事業	国及び県と連携し、県外から本町に移住し、対象企業への就職者へ支援することなどにより、本町への移住・定住者の増加を図ります。	
移住・定住応援事業	移住・定住情報サイトにより、町内外へ本町の魅力を発信するとともに、都市部における移住相談を実施し、本町への移住・定住者の増加を図ります。	
過疎地域定住促進奨励金	過疎地域へ移住した人等に対して、定住費用の一部を交付し、過疎地域の持続的な発展を図ります。	
空き家等利活用の促進	空き家等情報バンクを中心に、空き家等の情報収集に努め、町外への発信を行い、本町への移住・定住者の増加を図ります。	
三股町出合い（お見合い）サポート事業補助金	結婚を望む男女のために出合いの場を積極的に創出する事業を行う団体に対し、予算の範囲内において事業費の一部を補助します。	

基本目標4 全ての子どもが幸せな状態で成長できるまちづくり

本町の子ども・若者が、家庭環境に関わらず、夢や希望をもって生きていくことができるよう、生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労の支援など、様々な面から、関係機関との連携により、子ども・若者の貧困対策に取り組みます。

子ども・若者が心身ともに健やかに成長できるよう、ヤングケアラー等の配慮が必要な家庭への支援など、関係機関との連携を一層強化し、情報を共有しながら切れ目のない支援を行っていきます。

様々な支援が必要な子どもに対し、それぞれの成長過程において、支援を必要としているときに、必要な支援が行き届く体制の充実を図り、ライフステージに応じた切れ目のない支援（縦横連携）を推進します。

1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援

子ども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、健やかに成長できる環境をつくるとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの学習支援施策の活用や、教育、生活の安定、保護者の就労、経済的支援を進めます。また、安定した生活を基盤とし、安心して子育てができるよう、ひとり親家庭の総合的な支援を推進します。

(1) 教育の支援

貧困の世代間連鎖を断ち切るために、就学援助制度や貸付等による経済的支援によって学習機会の確保・充実を図るとともに、支援対象となり得る世帯等に対して、将来への希望をもつことができるよう、制度の周知広報に取り組みます。

(2) 生活の安定に資するための支援

生活困窮の保護者に対しては、生活困窮者自立支援制度に基づく就労支援や子育てを両立するための生活支援を行います。あわせて、家庭における子どもの生活環境の向上を図るため、家庭教育の推進の意識啓発を図っていきます。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

ひとり親家庭に対して、関係団体と連携することにより、安定雇用による就労所得を増加させ、経済的自立による子どもの生活環境の改善につなげます。

(4) 経済的支援

経済的な理由により生活困窮している子ども子育て世帯に対して教育費負担の軽減をはじめ、児童扶養手当等各種手当や就学援助費、貸付金などの現行制度の周知強化を図り捕捉率^{*}を高めます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
就学援助制度	経済的理由により就学困難な児童生徒又は入学予定者の保護者に対して、学校給食費や学用品費等の経費の一部を援助します。	教育課 学校教育係
【再掲】 支援対象見守り強化事業 こども宅食「みまたん宅食どうぞ便」	全国に先駆け、こども宅食「みまたん宅食どうぞ便」を三股町社会福祉協議会が開始しました。その後、国の事業である「支援対象見守り強化事業」を活用し、体制の強化を図りました。この事業により、こどものいる生活困窮世帯とつながることができ、児童虐待の未然防止、不登校支援、学習支援、親の就労支援等にもつなげることが可能となりました。毎月第3水曜日に約90世帯の困窮家庭に食糧支援と家庭訪問を行っています。本町の実施により、現在、県内14箇所「こども宅食」が実施されるようになりました。	
児童扶養手当事業（県事業）	離婚・死亡等の理由で父親または母親がいない児童や、父親または母親が中程度の障がいの状態にある児童が、家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、その児童を育てている人に手当を支給します。	福祉課 児童福祉係
母子及び父子家庭医療費助成制度	母子及び父子の健康維持と生活の安定に寄与し、母子及び父子家庭の福祉向上を目的として、母子及び父子家庭に医療費の一部を助成します。	
ひとり親家庭等日常生活支援事業	病気等で日常生活を営むのに支障がある場合や、出張・冠婚葬祭・仕事で疾病等のこどもの面倒を見ることができない場合等に、家庭生活支援員による一時的な生活援助や保育サービス等を行います。	
生活つなぎ資金貸付制度	母子・寡婦福祉会が実施主体となり、ひとり親家庭で臨時的な資金が必要なとき、3～5か月を限度とする無利子の貸し付けを行います。	
町営住宅入居要件緩和	小学校就学の始期に達するまでの者がいる世帯の入居のための収入基準を緩和します。	都市整備課 建築係
町営住宅優先入居事業	町営住宅入居者を決める抽選で、ひとり親世帯及び障がい者世帯に対し当選確率を上げる措置を行います。	
中学校における給食費の無償化	三股中学校に在籍している保護者に対して、経済的負担を軽減し、子育て支援を拡充することを目的として実施しています。	教育課 学校教育係
【再掲】 こども食堂	りんりん食堂、ぞうさん食堂その他民間によるこども食堂が町内で実施されており、実施団体の活動の周知・広報を行います。	福祉課 町社会福祉協議会

2 障がいや発達に不安のあるこどもへの支援

障がいのあるこども・若者や発達に不安のあるこどもを支援するため、それぞれの特性や状況に応じて、居宅介護、放課後等デイサービス等の通所支援、療養生活の支援、保育所等への訪問支援を行います。こどもの成長に不安を感じる家族に対しては、相談窓口を利用しやすくなるよう情報提供に努め、家庭の子育てへの負担軽減につなげるとともに、適切な支援が提供可能である専門相談につなぐなど、家族に寄り添った継続的な支援を行います。

保育所等や放課後児童クラブにおいては、障がいのあるこどもを受け入れるため、職員の加配や研修の充実を図ります。

医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、教育、保育などの関係機関等が連携し、地域における情報の共有や課題の整理を行うとともに、サービスの質の確保・向上に取り組むなど医療的ケア児の支援体制の構築に取り組みます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
障がい児保育事業	保育の必要性のある障がい児で、保育所等で行う保育が可能で、日々通所できる児童についてはインクルーシブ保育を行います。	福祉課 児童福祉係
特別児童扶養手当事業	在宅で20歳未満の中度以上の障がい児を監護している保護者に手当を支給します。	福祉課 社会福祉係
障害児福祉手当事業	20歳未満で常時介護が必要で施設に入所していない人に手当を支給します。	
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入、修理費用等に対する助成を行います。	
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	在宅の小児慢性特定疾病児童で、小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による施策の対象とならない人に対して、日常生活用具の給付を行います。	
日常生活用具給付事業	在宅の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい者等に対して、日常生活用具の給付を行います。	
育成医療(自立支援医療)助成事業	身体に障がいのある児童又は現存する疾患を放置すれば将来障がいを残すと認められる児童に対して、障がいを軽減、改善するための医療費の一部を所得に応じて助成します。	
重度心身障害者医療費助成事業	重度の障がいのある児童を含む、重度心身障がい者の福祉を図ることを目的として、公的医療保険による医療を受けたとき医療費の一部を助成します。	

補装具給付事業	身体障害者手帳に記載されている障がいについて、職業や日常生活の利便を図るために補装具費の支給、給付された補装具の修理を行います。	福祉課 社会福祉係
児童通所支援事業	障がいのある児童や療育を受ける必要がある児童について、発達支援センター等に通い、日常生活の基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応等の発達支援を行うほか、当該児童が保育所等で集団生活を行うに当たり、専門的な援助を必要とする場合に訪問指導を行います。	
療育支援事業	障がいのある児童又は障がいの疑いのある児童及びその家族が早期に必要な相談、支援等を受けられるよう療育機能の充実を図ります。	

3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進

児童虐待を受けたこどもやその家族、要保護児童、ヤングケアラーなど、支援が必要なこどもや家庭に寄り添いながら、「こども家庭センター」を中心に、個々の状況に応じた必要なサービスを提供できる相談体制の充実を図ります。

(1) こども家庭センターの設置【再掲】

こども家庭センターを設置し、より身近な場所での気軽な相談や、必要な方々への適切な支援メニューの充実を図りながら、地域のネットワークと一体となって継続的に支援し、妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、産後から子育て期を通じた切れ目のない母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行います。

(2) 児童虐待の予防や早期発見・早期対応

妊娠期から保護者とのつながりを大切に、切れ目なく支援することで、児童虐待の予防につなげます。子育てに対する相談をはじめ、児童虐待の予防から継続的な支援を行うとともに、「要保護児童等対策地域協議会」を中心に、児童相談所等の専門機関との連携を図り、児童虐待防止に対する取組を推進します。

(3) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーにおける問題は、本人や家族が自覚していないことも多く、顕在化しづらいことを念頭に、こどもや家族の思いに寄り添いながら、関係機関が連携してヤングケアラーを早期発見・把握し、適切な支援につなげていきます。

(4) 教育相談体制の充実

児童・生徒が悩みを抱え込まず、心にゆとりが持てるよう、学校等では気軽に相談でき、効果的なカウンセリングが行える相談体制の強化に努めます。

児童・生徒がお互いを思いやる心を育てる教育の実践を推進し、いじめが起きない・いじめを起こさせないよう継続して取り組み、学校の教育相談体制の充実を図ります。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課	
【再掲】こども家庭センターの設置	「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の意義や機能を維持した上で、こども家庭センターを設置します。全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能により一体的に相談支援を行います。	福祉課 児童福祉係 町民保健課 健康推進係 教育課 学校教育係	
	要保護児童等対策地域協議会		虐待を受けているこどもをはじめ、要保護の状態にある児童の早期発見と適切な保護・支援を図るため、当該児童や保護者に係る情報及び事例の考え方を関係機関で共有し、適切な連携体制の下で対応することを目的に設置されています。
	庁内連絡会議		児童に関わる庁内各部署の担当職員が定期的に集まり、要支援児童や特定妊婦の事例検討のほか、情報共有を行います。事案対応の要として庁内を横断する機動力の発揮も目指しています。
	虐待の通告及び相談への対応		虐待に関する通告及び相談があった際は、児童及び家庭に関する情報収集、ならびに家庭訪問をはじめとする現状確認等を行い、要保護児童等対策協議会事務局にて受理会議の上、適切な対応を遅滞なく進めます。

事業・取組名	概要	担当課
広報啓発活動	毎年11月の児童虐待防止推進月間を活用し、広報紙への記事掲載のほか、役場ロビーでの啓発展示及びイベントでの啓発ブース設置による広報活動を行います。	福祉課 児童福祉係
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	保護者が病気や仕事、育児疲れ等で一時的にこどもを養育することができなくなった時に児童養護施設でこども預かり、子育て支援を行います。	
女性相談所	DV被害を含む女性のあらゆる相談を受け付けます。関係機関と連携し相談者への情報提供や助言を行います。	総務課 行政係

4 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

全国的に小・中・高生の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況となっています。誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を推進します。

社会の情報化が進展する中、こどもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるように、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に努めます。

こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めます。

(1) こども・若者の自殺対策

こどもが自身の心の危機に気付き、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うために、「SOSの出し方に関する教育[※]」を継続して実施します。

また、様々な課題を抱えるこどもに対し、宮崎県教育委員会配置のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、学校におけるチームでの教育相談体制の充実を促進します。

(2) こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や情報リテラシー[※]の習得支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリング[※]の利用促進、ペアレンタルコントロール[※]による対応の推進など、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組みます。

(3) 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

こどもへの犯罪被害を防ぐために行政、警察・関係機関・団体間の定期的な情報交換の体制づくり、場づくりを推進します。また、警察、学校、PTA、家庭、地域との連携を強化し、こどもを犯罪から守る被害防止活動を支援します。

学校施設や通学路の安全点検・安全対策、地域ボランティア等による活動の充実を図り、こどもたちの安全・安心の確保を図る取組を推進します。

安全・安心なまちづくりに向けた道路、公園等の既存施設の構造・設備の維持を推進するとともに、こどもを犯罪等から守るための広報啓発活動を展開します。

(4) 非行防止と自立支援

子ども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだ子ども・若者とその家族への相談支援を行うとともに、学校や警察等の関係機関・団体との連携を図り、自立支援を推進します。

社会全体として非行や犯罪に及んだ子どもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図ります。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
SOSの出し方に関する教育の実施	児童生徒向けのSOSの出し方に関する教育について、文部科学省による教職員の研修に資する教材の作成・配布、教職員の資質向上のための研修など国の動向や他自治体の先進的な事例を参考にして実施します。	福祉課 社会福祉係 教育課 学校教育係
青少年指導員による巡回指導活動	青少年指導員が三股交番と合同で町内を巡回、パトロールを行います。青少年の非行防止等、健全育成を推進します。	教育課 生涯学習係
冬の青少年を伸ばす運動キャンペーン	青少年指導員が三股交番と合同で町内を巡回し、大型スーパーの店舗前（4か所）で非行防止を広く呼びかける街頭キャンペーンを実施します。	
少年補導員巡回（県警委嘱）	少年補導員（県警委嘱）が少年の非行防止、健全育成のための防犯パトロールを毎月行います。	
交通指導員街頭指導	主に交通安全運動期間中、交通指導員が通学路で街頭指導を行います。	総務課 危機管理係
防犯灯の設置	地区要望に基づき、生活道路に防犯灯の設置を行います。	
（民間事業）ランドセルカバー・防犯ブザー配布事業	企業等の協力により、小学校新1年生全員にランドセルカバー・防犯ブザーを配布します。	教育課 学校教育係
通学路交通安全プログラム事業	通学路の安全確保に必要な取組を進めるため、関係機関の連携体制を構築の上、計画的な対策を目指しています。	
コミュニティバス（くいまる）通学支援便運行事業	中学生の通学時間に合わせ「通学支援便」を町内全域で運行します。（長田・梶山コース、宮村・植木コース、田上・蓼池コース）	総務課 行政係
子どもが安全・安心に通行できる道路環境の整備	通学路の歩道整備、外側線・グリーンベルトの整備等を実施します。	都市整備課 道路公園係
心の悩みを聞く	総合福祉センター内に設置している「三股町福祉・消費生活相談センター」は、悩んでいる方が、不安に思っていること、ひとりで抱え込んでいること等を親身になって、相談できる場所です。心の相談、消費生活の相談など、あらゆる悩みの解決の糸口を一緒になって考えます。（自殺対策、児童虐待の未然防止・対応）	総務課 福祉課 町社会福祉協議会
社会を明るくする運動	全ての国民が犯罪や非行の防止と、犯罪や非行に及んだ人の改善更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くための全国的な運動です。	福祉課 社会福祉係

5 こども・若者の権利の尊重

こども・若者が権利の主体として、多様な人格・個性として尊重され、権利が保障されるよう、こども・若者の権利の啓発による意識の醸成や、理解の促進を社会全体で共有し、こども・若者や子育て世帯の意見を聴き、施策に反映させる取組を進めます。

(1) こども・若者の権利に関する普及啓発

こどもや若者が人権問題への理解を深め、人権意識を高められるよう、こども基本法、こども大綱、本計画など、様々な機会・媒体を活用して、こども・若者の権利について、周知・啓発を行います。

(2) こども・若者や子育て世帯の意見聴取

こども施策を進めるに当たり、こども・若者や子育て世帯の声を聴く方法について検討を進めるとともに、こどもの意見表明の意義について、様々な媒体を活用して周知・啓発を行います。

(3) こども・若者の意見表明・参加

こどもや若者の生活や将来に影響を及ぼす計画などを審議する際には、こどもや若者が学び、意見表明する機会を創出するとともに、参加しづらいこどもにも配慮した取組に努めます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
多様な声を聴くための取組	より多くのこども・若者や子育て世帯の意見を聴くための方策について検討します。また、声をあげにくいこども・若者から意見を聴く手法について検討します。	福祉課 児童福祉係
こども・若者の意見を反映させる機会の醸成	より多くのこども・若者や子育て世帯の意見を聴く機会を増やし、町の各種施策にそこで得られた声や意見を反映させるよう取り組みます。	庁内各課

6 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

子どもたちが安心して過ごせる環境で、自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など、国の「こどもの居場所づくりに関する指針（令和5年12月22日閣議決定）」を踏まえ、将来の自立に向けて生き抜く力を育む「こどもの居場所づくり」を推進します。この居場所が地域の核となり、行政、NPO、町民、企業等と協力し、誰一人取り残されない地域子育てコミュニティにつなげます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
住民参加創造型公演制作事業	小中高生たちが、演劇を通して、“表現すること”“創造すること”の楽しみを体験し、感性を磨き、心豊かな人間として成長していくことを目的とした「みまた座」や、町民と全国各地の演劇人とで作る三股の演劇のお祭り「まちドラ！」など、町民参加の文化会館自主事業制作をとおして、地域社会の再生・創造の一助となることを目指します。	教育課 文化振興係
みまたん霧島パノラマまらそん事業	本町の地域資源を生かしたマラソン大会を開催し、本町の地域力の強化を図るとともに、本町のファンを増やすことで、関係・交流人口の拡大を図ります。	教育課 スポーツ振興係
【再掲】 児童館運営事業	こどもに健全な遊びと生活の場を提供し心身の健康増進と情操を豊かにすることを目的に、拠点施設として児童館を運営します。	福祉課 児童福祉係
【再掲】 三股町交流拠点施設整備事業	五本松団地の跡地活用に当たっては、学びの空間を作りつつ「放課後のこどもを取り巻く環境整備」や「子育て世代を取り巻く環境整備」等、子育てに関する視点も取り入れながら事業を推進します。	五本松交流拠点 推進室 施設推進係

基本目標5 子育て当事者がこどもに向き合えるまちづくり

子育てにかかる経済的な支援を行うとともに、ゆとりをもってこどもと向き合い、保護者の選択に基づき必要な保育を受けられるよう環境を推進します。

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進します。

1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

こどもと家庭の状況に応じた手当の支給や医療費助成、幼児教育・保育の無償化など、子育てにかかる経済的な支援を行うとともに、ゆとりを持ってこどもと向き合い、保護者の選択に基づき必要な保育を受けられる環境を推進します。

(1) 出産・子育て応援給付支援

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近な相談に応じ、必要な支援につながる「伴走型の相談支援」と、育児関連用品の購入や子育て支援サービスに利用できる「経済的支援」を一体的に実施します。

(2) 児童手当の支給拡大

国の「こども未来戦略」に基づき、令和6年10月から高校生の年代まで支給期間を延長するとともに、所得制限を撤廃し、多子加算の増額などの拡充を行います。

(3) こども医療費の助成

こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健康増進と健やかな育成に寄与するため、0歳から中学3年生までのこども医療費の全額支援（無償化）を継続します。

(4) 幼児教育・保育の負担軽減

幼児教育・保育の無償化に係る子育てのための施設等利用給付を適正に行い、幼児教育・保育に関わる経済的負担の軽減を図ります。また、制度上第一子無償化や、認可外保育施設等の利用料を補助することで保護者の経済的負担の軽減を図り、全てのこどもに質の高い幼児教育・保育を受ける機会を確保します。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
出産・子育て応援事業	妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近に相談に応じ必要な支援を行う「伴走型相談支援」の充実を図るとともに、出産・子育ての経済的負担を軽減するため、現金給付による「経済的支援」を一体的に実施します。	町民保健課 健康推進係
児童手当事業	次代の社会を担うこどもの健やかな育ちを社会全体で応援することを目的に、高校生年代(18歳到達後の最初の年度末まで)までの児童生徒の養育者に手当を支給します。	福祉課 児童福祉係
子ども医療費助成事業	乳幼児及び小学生の外来・入院に係る医療費及び中学生の入院に係る医療費について自己負担額に対する助成を行います。	
【再掲】 町営住宅入居要件緩和	小学校就学の始期に達するまでの者がいる世帯の入居のための収入基準を緩和します。	都市整備課 建築係
コミュニティバス(くいまーる) 運賃減免事業	保護者同伴で乗車したときの未就学児の運賃免除や、同一世帯で同期間フリーパス券を購入する2人目以降の者の半額減免を行い、保護者の負担軽減を図ります。	総務課 行政係
【再掲】 放課後学習会事業	学習塾に通っていない小学3年生及び中学1年生を対象に、週1回1時間の学習会を開催します。	教育課 学校教育係
【再掲】 中学校における給食費の無償化	三股中学校に在籍している保護者に対して、経済的負担を軽減し、子育て支援を拡充することを目的として実施します。	
制度上第一子無償化事業	制度上第一子の保護者の保育料を無償化する事業を行います。	福祉課 児童福祉係
認可外保育施設等利用料補助事業	認可外保育施設等に通園する制度上第一子の保護者に、保育の利用料等の一部を補助する事業を行います。	

2 地域子育て支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全ての子どもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

(1) こども家庭センターの設置【再掲】

こども家庭センターを設置し、より身近な場所での気軽な相談や、必要な方々への適切な支援メニューの充実を図りながら、地域のネットワークと一体となって継続的に支援し、妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、産後から子育て期を通じた切れ目のない母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行います。

(2) 地域における子育て支援の充実

延長保育事業については、就労形態の多様化等の理由による通常の利用時間を延長しての保育ニーズに対応するため、また、一時預かり事業については利用者ニーズに対応できるよう、今後も継続実施します。病児保育事業については、安心して子育てができる環境整備を促し、児童の福祉の向上を図ります。また、利用促進のための広報等の推進に取り組みます。

ファミリー・サポート・センター事業については、「おねがい会員」と「まかせて会員」の増加を図り、引き続き、子育ての援助を受けたい人が必要なときに安心して利用できる体制整備を進めます。

そのほか、家庭支援事業を含む子ども・子育て支援法の「地域子ども・子育て支援事業」を着実に実施します。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
【再掲】 こども家庭センターの設置	「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の意義や機能を維持した上で、こども家庭センターを設置します。全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能により一体的に相談支援を行います。	福祉課 児童福祉係 町民保健課 健康推進係 教育課 学校教育係
【再掲】 幼稚園型一時預かり事業	幼稚園又は認定こども園に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間前後等に当該園において一時的に保育を行います。	福祉課 児童福祉係
【再掲】 一般型一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり必要な保育を行います。	
【再掲】 延長保育事業	保育認定を受けた児童を、通常の利用日の利用時間帯以外において保育を行います。	
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	子育てを手助けしてほしい人(おねがい会員)と子育ての援助を行いたい人(まかせて会員)とが加入し、地域の中で育児・子育てを支え合える相互扶助活動を行います。	
ファミリー・サポート・センター利用料助成事業	利用料の一部助成を行い保護者の負担軽減を図るとともに、気軽に利用できることで支援を受ける側と支援をする側双方が、世代に応じた相互扶助に参加できる体制構築を目指します。	
病児・病後児保育事業	集団での保育を行えない病氣中や病後の児童に対して一時的な保育を行います。三股町、都城市ともに病児・病後児保育施設で運営されており、協定により相互に利用できるようにし、利便性を高めています。	

3 共働き・共育ての推進

共働き・共育ての推進に向け、子育て家庭への更なる支援の充実を図ります。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の改善、男女共同参画の推進など、子育てしやすい就労環境づくりを推進していきます。

(1) 仕事と子育ての両立支援

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、性別に関わらず仕事と子育てが両立できる働き方への意識啓発や企業の取組に対する啓発を行います。

(2) 男女共同参画の推進

男女共同参画プランを策定し、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを持つことがないように、男女共同参画についての正しい理解の浸透に向け、様々な世代における広報啓発に取り組みます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
【再掲】 まち・ひと・しごと情報交流 センター事業	「子育て世代の新しい働き方の創出」を目的とし、コワーキングスペース機能を持ち、時間や場所にとらわれない「テレワーク」の推進等、多様な働き方を支援します。	企画商工課 商工観光係
第2次三股町男女共同参画 プラン	平成27年に制定された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)も踏まえ、男女が互いに尊重し合い、自らの意志と責任により社会のあらゆる分野における女性活躍の支援をさらに発展させるものです。令和8年度まで実施期間を延長しています。	総務課 行政係

第6章 事業計画

1 提供区域

「子ども・子育て支援法第61条」により、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

本町では前期計画と同様に、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て事業」の提供区域を町全体1区域として設定します。

2 量の見込み及び確保方策の概要

(1) 「量の見込み」を算出する事業

国から示された「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」（以下、「国の手引き」という。）に基づき、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、提供区域ごとに「量の見込み」の算出を行います。

教育・保育	
1	子ども・子育て支援法第19条1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（1号認定）
2	子ども・子育て支援法第19条2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（2号認定、3号認定）
地域子ども・子育て支援事業	
1	利用者支援に関する事業
2	時間外保育事業
3	放課後児童健全育成事業
4	子育て短期支援事業
5	乳児家庭全戸訪問事業
6	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
7	地域子育て支援拠点事業
8	一時預かり事業
9	病児保育事業
10	子育て援助活動支援事業
11	妊婦に対して健康診査を実施する事業
12	産後ケア事業
13	乳児等通園支援事業

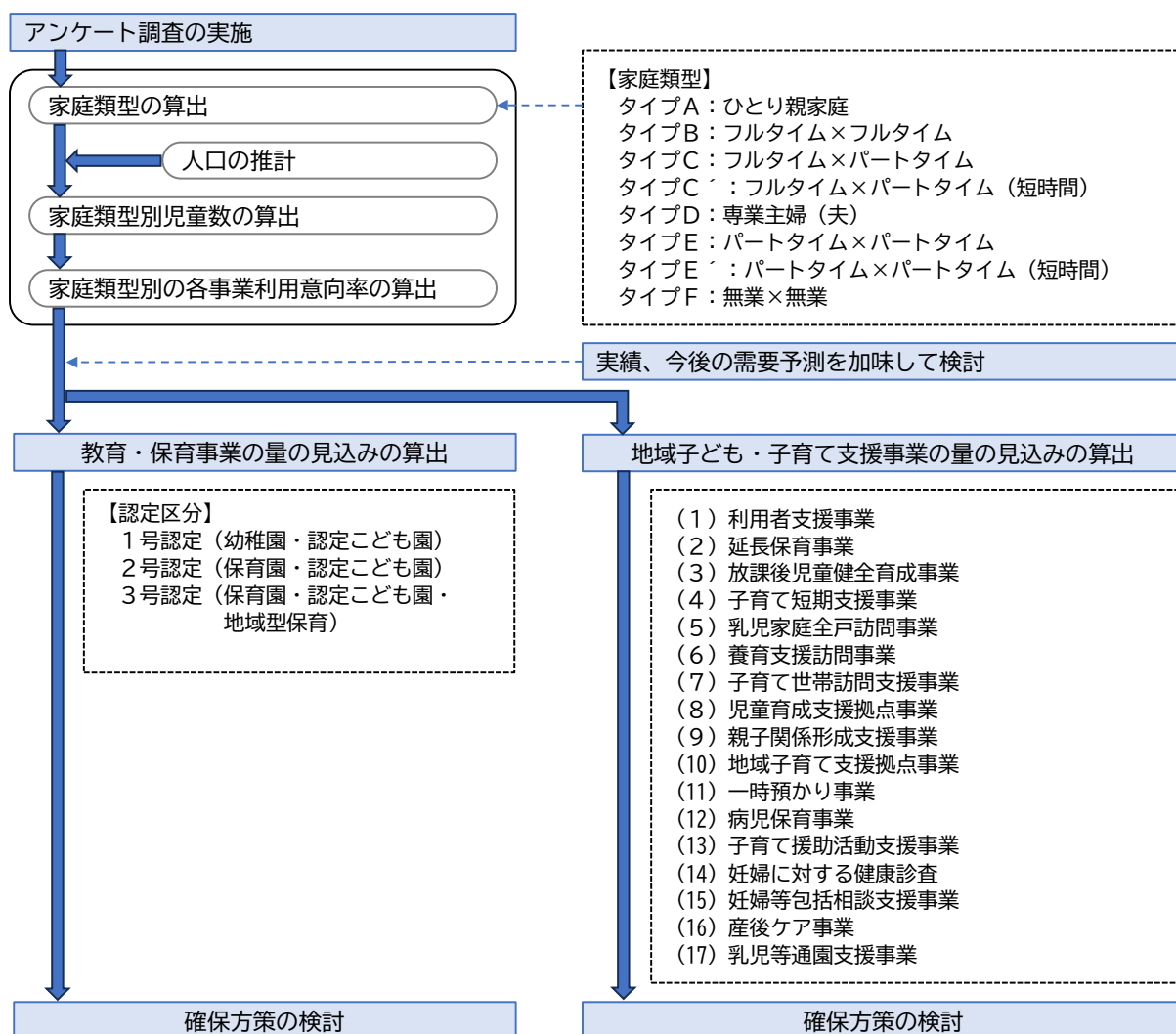
出典：国基本指針「市町村子ども・子育て支援事業計画必須記載事項」

(2) 量の見込みと確保方策の検討

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、令和7年度を初年度とする、5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本町においても、令和6年1月から2月まで実施したアンケート調査結果をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定しています。

【量の見込みの算出の流れ】



出典：国の手引き

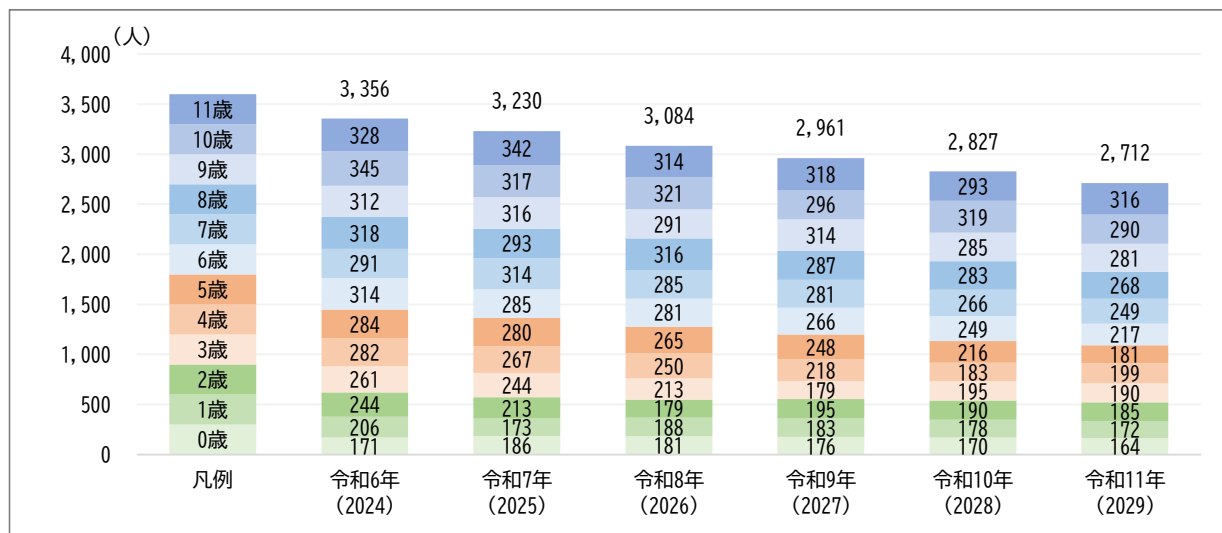
(3) 推計児童数の算出

各事業の「量の見込み」を算出するための基礎となる0歳から11歳までの児童数の推計は、令和2年から令和6年までの各年4月1日現在の住民基本台帳人口を使用し、コーホート変化率法を用いて算出しました。

※コーホート変化率法：同年または同期間のそれぞれの集団（「コーホート」という。）について、過去における実績人口の動態から求められる「変化率」に基づき、将来人口を推計する方法。

単位：(人)

	実績	推計				
	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
0歳	171	186	181	176	170	164
1歳	206	173	188	183	178	172
2歳	244	213	179	195	190	185
3歳	261	244	213	179	195	190
4歳	282	267	250	218	183	199
5歳	284	280	265	248	216	181
小計	1,448	1,363	1,276	1,199	1,132	1,091
6歳	314	285	281	266	249	217
7歳	291	314	285	281	266	249
8歳	318	293	316	287	283	268
9歳	312	316	291	314	285	281
10歳	345	317	321	296	319	290
11歳	328	342	314	318	293	316
小計	1,908	1,867	1,808	1,762	1,695	1,621
合計	3,356	3,230	3,084	2,961	2,827	2,712



3 教育・保育事業の量の見込み及び確保方策

(1) 対象となる家庭類型及び児童年齢

① 1号認定

【1号認定の3～5歳児】

対象となる家庭類型	タイプC´：フルタイム×パートタイム（短時間）共働き家庭
	タイプD：専業主婦（夫）家庭
	タイプE´：パートタイム×パートタイム（短時間）共働き家庭
	タイプF：無業・無業の家庭
対象となる児童年齢	3歳～5歳児

【2号認定の3～5歳児（保育の必要性あり）のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの】

対象となる家庭類型	タイプA：ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB：フルタイム×フルタイム共働き家庭
	タイプC：フルタイム×パートタイム共働き家庭
	タイプE：パートタイム×パートタイム共働き家庭
対象となる児童年齢	3歳～5歳児

② 2号認定（保育の必要性あり 保育所等の利用）

対象となる家庭類型	タイプA：ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB：フルタイム×フルタイム共働き家庭
	タイプC：フルタイム×パートタイム共働き家庭
	タイプE：パートタイム×パートタイム共働き家庭
対象となる児童年齢	3歳～5歳児

③ 3号認定（保育の必要性あり 保育所等＋地域型保育の利用）

対象となる家庭類型	タイプA：ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB：フルタイム×フルタイム共働き家庭
	タイプC：フルタイム×パートタイム共働き家庭
	タイプE：パートタイム×パートタイム共働き家庭
対象となる児童年齢	0歳～2歳児

(2) 量の見込み及び確保方策

「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し、令和7年度から令和11年度までの教育・保育事業の量の見込み及び各園の定員等を勘案した確保方策を以下のとおり設定します。

1年目（令和7年度）		1号認定+ 2号認定（教育ニーズ）		2号認定 （保育ニーズ）	3号認定				
		1号認定	2号認定 （教育ニーズ）		合計	0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		123人	68人	191人	601人	53人	150人	185人	388人
確保方策	認定こども園（幼稚園型）	75人		65人	3人	21人	21人	45人	
	認定こども園（幼保連携型）	55人		125人	40人	49人	51人	140人	
	認定こども園（保育所型）	60人		123人	32人	42人	48人	122人	
	認可保育所			230人	53人	68人	69人	190人	
	企業主導型保育施設の地域枠			0人	2人	2人	2人	6人	
	② 合計	190人		543人	130人	182人	191人	503人	
過不足（②-①）		▲1人		▲58人	77人	32人	6人	115人	

2年目（令和8年度）		1号認定+ 2号認定（教育ニーズ）		2号認定 （保育ニーズ）	3号認定				
		1号認定	2号認定 （教育ニーズ）		合計	0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		113人	63人	176人	553人	52人	163人	155人	370人
確保方策	認定こども園（幼稚園型）	75人		65人	3人	21人	21人	45人	
	認定こども園（幼保連携型）	55人		125人	40人	49人	51人	140人	
	認定こども園（保育所型）	60人		123人	32人	42人	48人	122人	
	認可保育所			230人	53人	68人	69人	190人	
	企業主導型保育施設の地域枠			0人	2人	2人	2人	6人	
	② 合計	190人		543人	130人	182人	191人	503人	
過不足（②-①）		14人		▲10人	78人	19人	36人	133人	

3年目（令和9年度）		1号認定+ 2号認定（教育ニーズ）			2号認定 （保育ニーズ）	3号認定			
		1号認定	2号認定 （教育ニーズ）	合計		0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		100人	56人	156人	490人	50人	159人	169人	378人
確保 方策	認定こども園（幼稚園型）	75人			65人	3人	21人	21人	45人
	認定こども園（幼保連携型）	55人			125人	40人	49人	51人	140人
	認定こども園（保育所型）	60人			123人	32人	42人	48人	122人
	認可保育所				230人	53人	68人	69人	190人
	企業主導型保育施設の地域枠				0人	2人	2人	2人	6人
	② 合計	190人			543人	130人	182人	191人	503人
過不足（②-①）		34人			53人	80人	23人	22人	125人

4年目（令和10年度）		1号認定+ 2号認定（教育ニーズ）			2号認定 （保育ニーズ）	3号認定			
		1号認定	2号認定 （教育ニーズ）	合計		0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		92人	51人	143人	451人	49人	154人	165人	368人
確保 方策	認定こども園（幼稚園型）	75人			65人	3人	21人	21人	45人
	認定こども園（幼保連携型）	55人			125人	40人	49人	51人	140人
	認定こども園（保育所型）	60人			123人	32人	42人	48人	122人
	認可保育所				230人	53人	68人	69人	190人
	企業主導型保育施設の地域枠				0人	2人	2人	2人	6人
	② 合計	190人			543人	130人	182人	191人	503人
過不足（②-①）		47人			92人	81人	28人	26人	135人

5年目（令和11年度）		1号認定+ 2号認定（教育ニーズ）			2号認定 （保育ニーズ）	3号認定			
		1号認定	2号認定 （教育ニーズ）	合計		0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		89人	49人	138人	433人	47人	149人	160人	356人
確保 方策	認定こども園（幼稚園型）	75人			65人	3人	21人	21人	45人
	認定こども園（幼保連携型）	55人			125人	40人	49人	51人	140人
	認定こども園（保育所型）	60人			123人	32人	42人	48人	122人
	認可保育所				230人	53人	68人	69人	190人
	企業主導型保育施設の地域枠				0人	2人	2人	2人	6人
	② 合計	190人			543人	130人	182人	191人	503人
過不足（②-①）		52人			110人	83人	33人	31人	147人

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

量の見込み算出の考え方	こども家庭センターにおいて実施
確保方策の考え方	こども家庭センターにおいて実施

【基本型・特定型】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【実施箇所数】	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
確保方策 【実施箇所数】	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所

【こども家庭センター型】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【実施箇所数】	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
確保方策 【実施箇所数】	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

(2) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	町内の認定こども園及び保育所 12 園で実施を継続

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間実人数】		259人	243人	228人	215人	208人
確保 方策	【年間実人数】	260人	260人	260人	260人	260人
	【実施箇所数】	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所

(3) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	町内の放課後児童クラブ16か所で事業を継続

【低学年】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見 込 み	1年生	211人	209人	197人	189人	174人
	2年生	180人	178人	168人	161人	148人
	3年生	121人	119人	113人	108人	99人
	合計	512人	506人	478人	458人	421人
確保 方 策	【年間実人数】	520人	520人	520人	520人	520人
	【実施箇所数】	16か所	16か所	16か所	16か所	16か所

【高学年】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	4年生	29人	28人	28人	27人	26人
	5年生	16人	15人	15人	15人	15人
	6年生	12人	11人	11人	11人	11人
	合計	57人	54人	54人	53人	52人
確保 方策	【年間実人数】	60人	60人	60人	60人	60人
	【実施箇所数】	16か所	16か所	16か所	16か所	16か所

(4) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により 家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	現状の整備状況で量の見込みに対応可能と判断

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】		33人日	32人日	30人日	29人日	28人日
確保 方策	【年間延べ人数】	33人日	33人日	33人日	33人日	33人日
	【実施箇所数】	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後3か月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	保健師及び助産師による訪問での対応

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間実人数】	186人	181人	176人	170人	164人
確保方策 【実施箇所及び対応】	保健師及び 助産師5名	保健師及び 助産師5名	保健師及び 助産師5名	保健師及び 助産師5名	保健師及び 助産師5名

(6) 養育支援訪問事業、子どもを見守る地域ネットワーク機能強化事業

① 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業で、実施に向けて検討します。

② 子どもを見守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童等対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする事業で、実施に向けて検討します。

(7) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業で、実施に向けて検討します。

(8) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業で、実施に向けて検討します。

(9) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業で、実施に向けて検討します。

(10) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	子育て支援センターでの実施を継続

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】		2,526 人日	2,420 人日	2,446 人日	2,376 人日	2,301 人日
確保方策	【年間延べ人数】	2,600 人日	2,600 人日	2,600 人日	2,600 人日	2,600 人日
	【実施箇所数】	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(11) 一時預かり事業

① 幼稚園型

幼稚園等における在園児のうち、1号認定のこどもを対象とした一時預かり事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	現状の整備状況で量の見込みに対応可能と判断

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号認定による利用 【年間延べ人数】	769 人日	709 人日	628 人日	576 人日	556 人日
	2号認定による利用 【年間延べ人数】	29,997 人日	27,641 人日	24,501 人日	22,458 人日	21,673 人日
	合計	30,766 人日	28,350 人日	25,129 人日	23,034 人日	22,229 人日
確保方策 【年間延べ人数数】		31,000 人日	31,000 人日	31,000 人日	31,000 人日	31,000 人日

② 幼稚園型以外

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	現状の整備状況で量の見込みに対応可能と判断

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】	280 人日	262 人日	246 人日	232 人日	224 人日
確保方策 【年間延べ人数数】	280 人日	280 人日	280 人日	280 人日	280 人日

(12) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	現状の整備状況で量の見込みに対応可能と判断

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】	571 人日	545 人日	523 人日	500 人日	479 人日
確保方策 【年間延べ人数】	600 人日	600 人日	600 人日	600 人日	600 人日

(13) 子育て援助活動支援事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	現状の整備状況で量の見込みに対応可能と判断

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】	489 人日	467 人日	448 人日	428 人日	411 人日
確保方策 【年間延べ人数】	500 人日	500 人日	500 人日	500 人日	500 人日

(14) 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込み算出の考え方	令和2年度から令和6年度までの5年間の妊娠届出数及び実績等を勘案し算出
確保方策の考え方	委託医療機関での実施

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間実人数】	178 人	171 人	165 人	157 人	150 人
確保方策 【実施箇所】	県内産婦人科・医療機関 町内助産院等	県内産婦人科・医療機関 町内助産院等	県内産婦人科・医療機関 町内助産院等	県内産婦人科・医療機関 町内助産院等	県内産婦人科・医療機関 町内助産院等

(15) 妊婦等包括相談支援事業

妊産婦及び乳幼児とその家族に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を一体的に行う事業です。

量の見込み算出の考え方	令和6年度までの実績等を勘案し算出
確保方策の考え方	町民保健課健康推進係で実施

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見 込 み	妊娠届出数	178人	171人	165人	157人	150人
	1組当たり面談回数	3回	3回	3回	3回	3回
	面談等実施合計回数	534回	513回	495回	471回	450回
確保方策 【面談等実施対応回数】		534回	513回	495回	471回	450回

(16) 産後ケア事業

出産後1年未満の母子に対して、「訪問型」、「宿泊型」、「日帰り型」による心身のケアや育児のサポート等を行い、育児の不安や負担を軽減し、産後も安心して子育てができるよう支援サービスを提供する事業です。

量の見込み算出の考え方	令和6年度までの実績等を勘案し算出
確保方策の考え方	町民保健課健康推進係で実施

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】		140人日	135人日	130人日	125人日	120人日
確保方策 【年間延べ人数】		140人日	135人日	130人日	125人日	120人日

(17) 乳児等通園支援事業

保育所等に通園していない子どもについて保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で保育園等において定期的な預かりを行うことで、集団生活の機会を通じたこどもの育ちを応援するとともに、子育てに関するお悩みに対してアドバイスなどを行い、こどもの良質な成育環境を支援する事業です。なお、令和8年度から本格実施の事業になります。

量の見込み算出の考え方	令和7年度以降の3号認定以外の0～2歳推計数から算出
確保方策の考え方	町内の認定こども園及び保育所で実施

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み 【年間延べ人数】	0人日	7人日	7人日	6人日	6人日
	確保方策 【年間延べ人数】	0人日	7人日	7人日	6人日	6人日
1歳児	量の見込み 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	確保方策 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
2歳児	量の見込み 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	確保方策 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日

5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

子ども・子育て支援制度では、教育と保育を一体的に行う施設として認定こども園の普及を図ることとしています。

認定こども園は、保護者の働いている状況に関わりなく利用でき、保護者の就労状況が変わった場合でも通い慣れた園を継続して利用できるという特長があります。

本町においては、需要と供給のバランスを考慮しつつ移行を検討します。

(2) 質の高い教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

子ども・子育て支援制度は質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通して全てのこどもが健やかに成長できるように支援するものです。

そのため、保育士・保育教諭等の処遇改善、業務負担軽減などの労働環境への配慮、教育・保育等を行う者に対する適切な指導監督等の実施、教育・保育施設における自己評価等を通じた運営改善及び保育所等への助成を通じた研修の充実等による資質の向上など、質の高い教育・保育等に向けた国等の各種施策を推進します。

(3) 教育・保育施設等と小学校との連携

教育・保育施設等と小学校との円滑な接続を推進する観点から、こどもの育ちを小学校につなぐために、合同研修会の開催等を通じ、小学校との連携の推進に努めます。

また、宮崎県幼児教育センターとの連携を図りながら、幼児教育推進体制の整備等に努めます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。この給付の実施に当たっては、現行のこどものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。また、広報紙や町ホームページによる広報や案内パンフレット等の作成・配布により、制度や申請手続についての周知に努めます。

教育・保育施設及び子ども・子育て支援施設等の認可、認定、届出に関する事項及び確認並びに指導監督に当たっては、県と必要な情報を共有し、共同で指導監督を行うなど、相互に密接な連携を図ります。

7 放課後児童対策

本町においては、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、国の「放課後子ども総合プラン」（平成26年7月策定）、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月策定）に基づき、放課後児童対策を推進してきました。

国においては、「新・放課後子ども総合プラン」が令和5年度までで終了し、引き続き令和6年度まで「放課後児童対策パッケージ」に基づき取組を推進しています。本町においても国の動向を踏まえながら、本町の実態に即した放課後児童健全育成事業に取り組みます。

(1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

① 実施状況

放課後児童クラブは、町内の小学校に就学している児童のうち、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後または学校の休業日に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えることにより、その健全な育成を図ることを目的として実施されています。

令和6年12月1日現在、11か所で実施しています。

No.	学校区	放課後児童クラブ名	運営主体	実施場所	登録児童数
1	三股小学校	三股小児童クラブ	公立	三股小学校敷地内専用施設	25人
2		プラザ児童クラブ	公立	第2地区交流プラザ	24人
3		東原児童クラブ	公立	東原児童館	8人
4	勝岡小学校	蓼池児童クラブ	公立	蓼池児童館	13人
5		前目児童クラブ	公立	前目児童館	8人
6	梶山小学校	梶山児童クラブ	公立	梶山児童館	37人
7	宮村小学校	宮村児童クラブ	公立	宮村児童館	29人
8	長田小学校	長田児童クラブ	公立	長田地区防災センター内	28人
9	三股西小学校	三股西小第一児童クラブ	公立	中原団地広場内専用施設	74人
10		今市児童クラブ	公立	今市児童館	23人
11		植木児童クラブ	公立	植木児童館	38人
計					307人

※実施日/時間：月-金/14:00~18:30、土・長期休業期間/8:00~18:30

※出典：福祉課（令和6年12月1日現在）

また、社会福祉法人等への委託により5か所で運営しています。

No.	学校区	名称	運営主体	実施場所
1	三股小学校	三股中央キッズクラブ	社会福祉法人三樺会	三股中央保育園 別棟
2		キッズ・リターンクラブ	社会福祉法人心耕福祉会	ひかりの森こども園 別棟
3		第一っ子クラブ	学校法人相愛学園	認定こども園第一幼稚園 別棟
4	勝岡小学校	たでいけキッズ	社会福祉法人信愛福祉会	たでいけ認定こども園 別棟
5	三股西小学校	ビバーチェ	社会福祉法人愛生会	認定こども園エーデルワイス幼保園 別棟

※出典：福祉課（令和6年12月1日現在）

② 現状

現在、公立公営及び社会福祉法人等への委託により実施しています。「三股町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「三股町放課後児童健全育成事業実施規則」に基づき運営しています。

利用児童は、民間クラブへの移行が進み、直営クラブは減少傾向にあるものの高学年児童の受け入れニーズに対し定員確保が求められています。また、実施施設の環境整備も必要な状況です。

今後は、本町放課後児童対策の下、小学校余裕教室が生じた場合の活用、実施施設の拡充・整備及び運営主体の多角化等を通じ、着実な事業推進を目指していきます。

(2) 放課後子ども教室状況

① 実施状況

放課後子ども教室は、こどもたちの安全・安心な居場所を設け、こどもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するものです。様々な体験活動や異学年児童の交流、児童と地域の方々との交流を通して、こどもたちが、社会性や自主性、創造性等の豊かな人間性を育むことをねらいとしています。

また、平成19年度に国から「放課後子どもプラン」が示されたことを受け、本町では28年度より「放課後子ども教室事業」を開始しています。

令和6年12月1日現在、7か所で実施しており、いずれも運営は事業者に委託しています。

No.	学校区	放課後子ども教室名	実施曜日	実施場所	登録児童数
1	宮村小学校	宮村小学校放課後子ども教室	火・金	第3地区分館	14人
2	梶山小学校	梶山小学校放課後子ども教室	月・水	梶山小学校内	12人
3	長田小学校	長田小学校放課後子ども教室	月・水	長田小学校内	12人
4	勝岡小学校	勝岡小学校放課後子ども教室	月・水	第6地区分館	11人
5	三股西小学校	三股西小学校放課後子ども教室 (学校周辺)	水・木	水：三股西小学校内 木：中原地区コミュニティセンター	26人
6	三股西小学校	三股西小学校放課後子ども教室 (植木)	水・木	西植木地区コミュニティセンター	23人
7	三股小学校	三股小学校放課後子ども教室	火・木	三股町研修センター	23人
計					121人

※実施時間：放課後＝放課後－17:30、夏季休業期間＝9:00－12:00

※出典：教育委員会教育課（令和6年12月1日現在）

② 現状

地域の実情に応じた運営を図るため、地域の方々や関係団体等の協力を得て、放課後子ども教室ごとに「推進委員会」を組織し、具体的な活動の計画・運営は推進委員会を中心に進めています。そのため、開催日数や参加人数、内容等は教室により異なります。

今後、事業を安定的に継続していくために、教育活動推進員や活動協力者を地域で継続的に確保できるような運営方法を構築することが重要な課題となっています。また、三股西小学校区においては、児童数等の関係から地域、学年の制限を設けており、これらの問題の解決を図っていく必要があります。

(3) 事業計画

① 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

ア) 量の見込みと確保方策

放課後児童クラブについては、全ての小学校区に設置されています。量の見込みと確保方策は次のとおりです。

【低学年】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	211人	209人	197人	189人	174人
	2年生	180人	178人	168人	161人	148人
	3年生	121人	119人	113人	108人	99人
	合計	512人	506人	478人	458人	421人
確保方策	【年間実人数】	520人	520人	520人	520人	520人
	【実施箇所数】	16か所	16か所	16か所	16か所	16か所

【高学年】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	4年生	29人	28人	28人	27人	26人
	5年生	16人	15人	15人	15人	15人
	6年生	12人	11人	11人	11人	11人
	合計	57人	54人	54人	53人	52人
確保 方策	【年間実人数】	60人	60人	60人	60人	60人
	【実施箇所数】	16か所	16か所	16か所	16か所	16か所

イ) 学校区ごとの整備の必要性及び方向性

量の不足が見込まれる学校区については、順次整備を検討し、量の確保に努めます。

また、実施場所及び整備方策については、こどもの安全・安心の確保を最重点指標にするとともに、整備については、公立公営のものは老朽化した施設の建替え等の整備に努めます。運営については、主体として社会福祉法人等の民間事業者の活用にも努めます。

No.	放課後児童クラブ名	定員	指標		整備の必要性 及び方向性	
			①準備率 ③学校の余裕教室 または敷地内実施の数	②専用施設の数 ④学校から500m圏内の 定員数(割合)		
1	三股小児童クラブ	60	三股小学校区 140人	①24.4% (140/574)	②1カ所	・東原児童クラブの三股小 児童クラブへの統合
2	プラザ児童クラブ	40		③1カ所	④60人 (42.9%)	
3	東原児童クラブ	40				
4	蓼池児童クラブ	40	勝岡小学校区 80人	①21.6% (80/371)	②0カ所	・既存施設の環境整備
5	前目児童クラブ	40		③0カ所	④0人 (0.0%)	
6	梶山児童クラブ	40	梶山小学校区 40人	①51.9% (40/77)	②0カ所 ④40人 (100%)	・既存施設の環境整備
7	宮村児童クラブ	40	宮村小学校区 40人	①29.6% (40/135)	②0カ所 ④40人 (100%)	・既存施設の環境整備
8	長田児童クラブ	40	長田小学校区 40人	①69.0% (40/58)	②0カ所 ④40人 (100%)	
9	三股西小第一児童クラブ	80	三股西小学校区 160人	①23.8% (160/673)	②1カ所	・植木児童クラブについては 施設整備を検討
10	今市児童クラブ	40		③0カ所	④80人 (50.0%)	
11	植木児童クラブ	40				
計		500				

② 放課後子ども教室の年度ごとの実施計画

放課後子ども教室は、令和6年度現在において、町内で7か所設置されています。令和7年度以降についても7か所で実施します。

③ 連携型、校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
町内小学校数	6校	6校	6校	6校	6校
放課後子ども教室 実施学校数	3校	3校	3校	3校	3校
放課後子ども教室 実施教室数	3室	3室	3室	3室	3室
連携型	0室	0室	0室	0室	0室
校内交流型	3室	3室	3室	3室	3室
その他	0室	0室	0室	0室	0室
実施学校率	50%	50%	50%	50%	50%

※参考：連携型、校内交流型の定義（放課後児童対策パッケージより抜粋）

放課後児童クラブ及び放課後子供教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるものを「連携型」と呼ぶこととする。また、「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているものを、新プランにおいては「一体型」として推進してきたが、これを「校内交流型」と呼ぶこととする。同一小学校区内で両事業を実施する場合は、全ての放課後児童クラブと放課後子供教室が「校内交流型」又は「連携型」として連携が進められるようにする。

④ 連携型、校内交流型の推進に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を連携型、または校内交流型により実施するためには、関係者の間で様々な調整を行う必要があります。

そのため、放課後子ども教室を実施している、または実施する小学校ごとに、放課後子ども教室の教育活動推進員と放課後児童クラブの支援員が連携できるよう、定期的な打合せの場を設けます。

また、放課後児童クラブを利用する児童が放課後子ども教室を利用する場合の児童の受け入れや引き渡しについて双方が連携を図れるような体制を構築します。

⑤ 学校施設の活用に関する方策

本町の児童数について、今後は全体的に減少傾向に入っていくものの各学校で特別な支援を要する児童生徒が増加していることや学級編制の標準が35人に引き下げられたこともあり、今後も余裕教室が出にくい特色・環境にあります。

放課後子ども教室を含め、小学校の余裕教室等が新たに生じた場合の活用については、当該学校との調整が不可欠です。放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の担当部局が学校関係者と話し合う機会を持ち、放課後児童対策の必要性、意義等について説明を行い、理解を求めるとともに協議を行います。

小学校における改修や整備を行って放課後児童クラブを実施する場合は、施設のあり方や管理等について放課後児童クラブ担当部局と教育委員会、学校の間で協議を行い、適切な利用・管理を行います。

⑥ 福祉と教育の連携に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施については、町福祉課と教育委員会教育課が連携し両事業の実施状況・課題等について情報共有を図り、十分な協議を踏まえ事業を推進していきます。

⑦ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室では配慮が必要な児童の利用があります。

今後も児童の安全・安心を第一に、配慮が必要な児童への支援方法等に関する研修を進めていきます。受け入れについても、放課後児童クラブにおける補助員等、必要な加配による支援体制を充実させていきます。

また、両事業間における児童に関する情報共有及び支援のあり方について検討を進めていきます。

⑧ 放課後児童クラブの開所時間延長に係る取組

利用者のニーズに合った開設時間の設定に努めていきます。

既にニーズの高い夕方方の開設時間延長の実施を図ります。同時に、適切な補助体制の構築を進めていきます。

第7章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進体制

こども大綱に基づく、全てのこども・若者のウェルビーイングの向上は、福祉分野に留まらず、保健、医療、教育、商工労働、防災・防犯、まちづくり分野など広範囲にわたります。また、若者の自立促進やこどもの貧困対策などの新たな課題に対する施策においても、行政のみならず、教育・保育事業者、学校、事業所、住民のそれぞれとの連携が重要です。

本人、家庭や地域、教育、保育関係機関、NPOや活動団体、企業、行政それぞれが、こどもの健全育成、若者の自立支援、子育て支援に対し、果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、「こどもまんなか社会」に向けて、様々な施策を計画的、総合的に推進します。また、こども・若者にやさしく、子育てしやすい環境づくりに住民及び企業等の参加、参画を推進します。

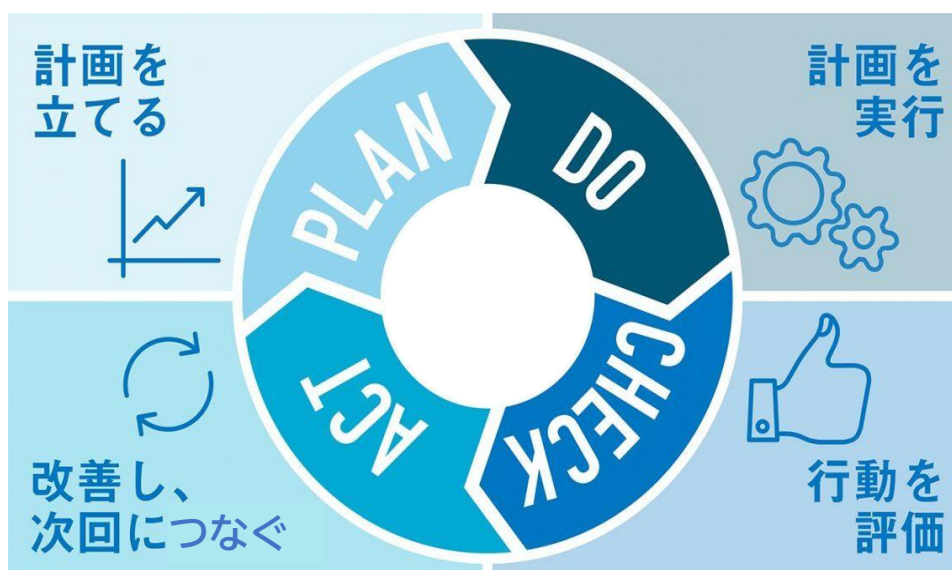
2 計画の進行管理

本計画の着実な実行のため、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検、評価し、施策の改善につなげます。

進捗を確認するに当たっては「三股町子ども・子育て会議」で点検・評価を行うとともに、結果においては、町ホームページ等で公開する等、当事者であるこども・若者及び子育て世帯への情報提供に努めます。

こども計画の内容については、住民ニーズや社会情勢、国における制度改正等を踏まえ、必要に応じて取組の充実や見直しを図ります。

【PDCA サイクルに基づく進捗評価】



資料編

1 用語解説

頁	用語	解説
2	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。
2	L字カーブ	女性の正規雇用比率を年齢階層別に線グラフで示したとき、20代後半をピークに、その後は右肩下がりで低下していく現象のこと。線グラフが「L」を寝かせたように見えることから、このように呼ばれる。内閣府の有識者懇談会「選択する未来2.0」が令和2年7月に公表した中間報告で問題提起された。
7	合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。
35	ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。
56	ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に幸せな状態。
98	インクルーシブ教育・保育	人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。
98	こどもの意見表明権	「子どもの権利条約」の第12条において規定されている権利であり、こどもが自分自身に関係することについて、自由に意見を表すことのできる権利。
104	みやざき医療ナビ	県内の病院・診療所、消防機関などをインターネットで結び、救急医療や医療機関の情報を県民に知らせるとともに、医療機関相互の連携に活用するもの。
109	アイデンティティ	自分が自分であること、さらにはそうした自分が、他者や社会から認められているという感覚のこと。
110	スクールソーシャルワーカー	問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、問題解決への対応を図る者。
110	スクールカウンセラー	児童生徒が抱える問題に学校ではカバーし難い多くの役割を担い、教育相談を円滑に進めるための潤滑油ないし、仲立ち的な役割を果たす者。
110	CRT	Criterion Referenced Test（目標基準準拠テスト）の略。目標に対する個人の到達度を測ることを目的とする。
110	NRT	Norm Referenced Test（集団基準準拠テスト）の略。集団の中で、ある個人がどの位置にいるか測ることを目的とする。

頁	用語	解説
114	スマート保健相談室	若者のからだや性、妊娠などの健康に関する正しい情報や専門家に相談できる窓口を探すことのできる健康相談支援サイト。
114	主権者教育	選挙権年齢及び成年年齢の引下げにより、主権者として求められる力を育成する教育。
116	性的指向	人の恋愛・性愛の対象がどのような性別に向いているかを示す概念。
116	ジェンダーアイデンティティ	恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向。
119	捕捉率	制度の対象となる人の中で、実際にその制度から受給している人がどれくらいいるかを表す数値。
124	SOSの出し方に関する教育	「こどもが、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す）ができるようにすること」、「身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすること」を目的とした教育。
124	情報リテラシー	様々な情報を、適切に活用できる基礎能力のこと。
124	フィルタリング	青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービス。
124	ペアレンタルコントロール	こどもが持つスマホやパソコンの利用方法を、保護者が管理する機能。

2 三股町子ども・子育て会議設置要綱

(平成 26 年 1 月 24 日告示第 2 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項の規定に基づき、三股町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 識見を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

3 三股町子ども・子育て会議

【委員】

設置要綱第2条の区分	所属・職名	氏名
子どもの保護者	三股町PTA協議会 [梶山小学校PTA 会長] 書記	佐藤 均
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	三股町保育会 [認定こども園みどり保育園 園長] 会長	平川 達郎
	都城北諸地区幼稚園連合会 [認定こども園第一幼稚園 園長] 副会長	温水 玲子
識見を有する者	南九州大学 人間発達学部子ども教育学科 講師	西田 雅美
町長が必要と認める者	三股町小・中学校校長会 [長田小学校 校長]	甲斐 かおり
	三股町民生委員・児童委員協議会 主任児童委員	堂村 早百合
	三股町自治公民館連絡協議会 [西植木自治公民館 館長] 会長	嶋田 松夫
	三股町母子・寡婦福祉会 会長	福山 陽子
	三股町社会福祉協議会 事務局長	有川 順一
	三股町社会福祉協議会 こども宅食担当	長野 巻穂
関係行政機関の職員	三股町 副町長	石崎 敬三
	三股町教育委員会 教育課長	島田 美和
	三股町 町民保健課長	齊藤 美和
	三股町 福祉課長	福永 朋宏

【事務局】

三股町福祉課	児童福祉係 課長補佐	黒木 芳剛
	児童福祉係 係長	佐澤 やよい
	児童福祉係 副主幹	斉藤 美紀
	児童福祉係 副主幹	奥田 朋美
	児童福祉係 主任主事	桑木 彩香
	児童福祉係 主任主事	竹井 梨奈
	児童福祉係 技師	稲元 桃子
	教育課学校教育係 (児童福祉係 併任) 係長	戸高 志織

第1期みまた子ども・子育て応援プラン

令和7年3月

発行・編集

三股町 福祉課

〒889-1995 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1

T E L 0986-52-9061 F A X 0986-52-0001



あたたかく活力があふれ
「生きるよろこび」と「子育ての楽しさ」を
実感できるまち

三股町

— 宮崎県 北諸県郡 —